

---

練馬区福祉のまちづくり推進条例

# 施設整備 マニュアル

---

建築物

---

(資料編)

練馬区  
令和3年



## 目次

### 施設整備マニュアル 建築物 資料編

<b>1 条例・規則・関連法規等</b>	<b>1</b>
(1)練馬区福祉のまちづくり推進条例	2
(2)練馬区福祉のまちづくり推進条例施行規則	2 0
(3)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	7 1
(4)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令	9 9
(5)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律関連省令・告示	1 1 0
①省令第 113 号	
高齢者、障害者等の円滑化の促進に関する法律施行令第 19 条に規定する標識に関する省令	
②告示第 1413 号	
特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件	
③告示第 1417 号	
通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーター の構造及びエスカレーター の勾配に応じた踏段の定格速度を定める件	
④告示第 1491 号	
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により移動等円滑化の措置が とられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を視覚障害者に示す方法を定める件	
⑤告示第 1492 号	
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により特殊な構造又は使用形 態のエレベーターその他の昇降機等を定める件	
⑥告示第 1493 号	
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定によりエレベーターのかご内 及び乗降口ビームに設ける制御装置を視覚障害者が円滑に操作することができる構造とする方法を 定める件	
⑦告示第 1494 号	
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により視覚障害者の利用上支 障がないエレベーター及び乗降口ビームを定める件	

⑧告示第 1495 号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車いす使用者用浴室等の構造を定める件

⑨告示第 1496 号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車いす使用者用便房の構造を定める件

⑩告示第 1497 号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により視覚障害者の利用上支障がない廊下等の部分等を定める件

**2 JIS 規格等** \_\_\_\_\_ **1 1 5**

(1)公共トイレにおける便所内操作部の形状、色、配置及び器具の配置 (JIS S 0026 : 2007 抜粋)	_____ 1 1 6
(2)点字の読み方	_____ 1 1 8
(3)その他の JIS 規格等	_____ 1 1 9

# **1 条例・規則・関連法規等**

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条 - 第 6 条)
  - 第 2 章 推進計画および基本的施策 (第 7 条 - 第 11 条)
  - 第 3 章 公共的建築物および公共施設等の整備に関する手続
    - 第 1 節 整備基準等 (第 12 条・第 13 条)
    - 第 2 節 公共的建築物の整備に関する手続 (第 14 条 - 第 18 条)
    - 第 3 節 公共施設等の整備に関する手続 (第 19 条 - 第 21 条)
    - 第 4 節 区民の意見聴取 (第 22 条)
  - 第 4 章 既存施設の維持管理等 (第 23 条 - 第 25 条)
  - 第 5 章 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事項 (第 26 条 - 第 41 条の 3)
    - 第 1 節 総則 (第 26 条)
    - 第 2 節 特別特定建築物に係る建築物移動等円滑化基準への付加事項等 (第 27 条 - 第 41 条)
    - 第 3 節 特定道路の構造に関する基準 (第 41 条の 2)
    - 第 4 節 特定公園施設の設置に関する基準 (第 41 条の 3)
  - 第 6 章 移動等円滑化基本構想の提案手続 (第 42 条 - 第 47 条)
  - 第 7 章 雑則 (第 48 条 - 第 55 条)
- 付則

**第 1 章 総則**

**(目的)**

**第 1 条** この条例は、練馬区 (以下「区」という。)における福祉のまちづくりの推進について、基本理念を定め、区、事業者および区民等の責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりの推進に関する計画、公共的建築物および公共施設等の整備に関する基準等必要な事項を定めることにより、すべての人が等しく社会参加する機会を確保し、もって安心して快適に暮らし続けることができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

**(定義)**

**第 2 条** この条例において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 福祉のまちづくり 公共的建築物および公共施設等について、すべての人が安全かつ円滑に利用できるような必要な措置を講じる取組をいう。
- (2) 公共的建築物 病院、図書館、飲食店、ホテル、劇場、物品販売業を営む店舗、共同住宅その他の多数の者が利用する練馬区規則 (以下「規則」という。)で定める建築物またはその部分をいい、これらに付属する施設で規則で定めるものを含むものとする。
- (3) 公共施設等 道路、公園、駐車場その他の規則で定める施設をいう。
- (4) 事業者 区の区域内 (以下「区内」という。)で事業を営む者をいう。
- (5) 区民等 区民および区内に存する公共的建築物または公共施設等を利用する者をいう。
- (6) 建築等 つぎに掲げる行為をいう。
  - ア 建築物の新築、増築または改築 (以下「建築」という。)をすること。
  - イ 建築物の全部または一部の用途を変更して公共的建築物にすること。
  - ウ 建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 2 条第 14 号に規定する大規模の修繕をすること。
  - エ 建築基準法第 2 条第 15 号に規定する大規模の模様替をすること。

**(基本理念)**

**第 3 条** 区、事業者および区民等は、共通の認識に立って、つぎに掲げる基本理念に基づき、福祉のまちづくりを総合的に推進するものとする。

- (1) 福祉のまちづくりは、人々の多様な状況を共感をもって理解し、その意見を反映させるよう取り組まれなければならない。
- (2) 福祉のまちづくりは、区、事業者および区民等が、主体的に取り組み、相互に尊重し、協力することにより推進されなければならない。
- (3) 福祉のまちづくりは、これを着実に実施することにより継続的に発展させなければならない。

#### (区の責務)

**第4条** 区は、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するとともに、事業者および区民等による福祉のまちづくりの推進に対する支援を行うものとする。

2 区は、自ら所有し、または管理する施設について、すべての人が安全かつ円滑に利用するための必要な措置を講じるものとする。

#### (事業者の責務)

**第5条** 事業者は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら主体的かつ積極的に福祉のまちづくりを推進するよう努めなければならない。

2 事業者は、区の実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 事業者は、自ら所有し、または管理する施設について、すべての人が安全かつ円滑に利用するための必要な措置を講じるよう努めなければならない。

#### (区民等の責務)

**第6条** 区民等は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら主体的かつ積極的に福祉のまちづくりを推進するよう努めなければならない。

2 区民等は、区の実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 区民等は、整備された施設の円滑な利用を妨げないよう努めなければならない。

### 第2章 推進計画および基本的施策

#### (福祉のまちづくりの推進に関する計画)

**第7条** 区長は、第3条に規定する基本理念に即して福祉のまちづくりの推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画には、つぎに掲げる事項を定めるものとする。

(1) 福祉のまちづくりに関する目標

(2) 区、事業者および区民等が連携し、および協力して福祉のまちづくりを推進するための具体的方針

(3) 前2号に掲げるもののほか、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要事項

3 区長は、推進計画の策定に当たり、区民の意見を聴取するための必要な措置を講じ、その意見を反映するよう努めるものとする。

4 区長は、推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、推進計画を変更する場合について準用する。

#### (啓発等)

**第8条** 区長は、事業者および区民等が福祉のまちづくりに関して理解を深め、自発的な活動を促進できるよう、啓発および学習の支援に努めるものとする。

#### (情報の提供等)

**第9条** 区長は、福祉のまちづくりに関する情報を適切に提供するものとする。

2 区長は、事業者および区民等と福祉のまちづくりに関する情報を共有するための必要な施策を推進するものとする。

3 区、事業者および区民等は、福祉のまちづくりに関する情報を提供する場合には、すべての人が容易に入手し、理解できるよう配慮しなければならない。

#### (技術的支援)

**第10条** 区長は、事業者および区民等が他の事業者および区民等と連携を図って実施する福祉のまちづくりに関する活動に対し、必要な技術的支援を行うものとする。

#### (調査および検討)

**第11条** 区長は、福祉のまちづくりに関する施策を継続的に発展させるため、必要な調査を実施し、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるよう努めるものとする。

### 第3章 公共的建築物および公共施設等の整備に関する手続

#### 第1節 整備基準等

#### (整備基準等への適合努力義務)

**第12条** 公共的建築物または公共施設等を所有し、または管理する者（以下「施設所有者等」という。）は、当該公共的建築物または公共施設等を規則で定める基準（公共的建築物および公共施設等に関し、すべての人が安全かつ円滑に利用できるものとするために必要な構造および設備に関する基準をいう。以下「整備基準」という。）に適合させるための措置を講じるよう努めなければならない。

2 区長は、整備基準のほか、すべての人が公共的建築物または公共施設等をより安全かつ円滑に利用できるようにするための配慮についての指針（以下「配慮指針」という。）を定め、これを公表するものとする。

- 3 施設所有者等は、配慮指針に基づき、公共的建築物または公共施設等を整備し、または管理するよう努めなければならない。

#### (整備水準証)

**第13条** 区長は、施設所有者等に対し、公共的建築物について整備基準の適合状況に応じて、それを証する証票（以下「整備水準証」という。）を交付するものとする。

- 2 整備水準証の交付を受けた者は、当該整備水準証を公共的建築物の適切な場所に表示するよう努めるものとする。

### 第2節 公共的建築物の整備に関する手続

#### (協議申請)

**第14条** 公共的建築物で規則で定める用途および規模のもの（以下「協議対象公共的建築物」という。）の建築等を行おうとする者（以下「特定整備者」という。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより区長に申請し、当該建築等について協議しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による協議の申請があったときは、特定整備者に対して、整備基準および配慮指針に照らし、必要な助言または指導を行うことができる。

#### (協議終了通知)

**第15条** 区長は、前条第1項の規定による協議が終了したときは、規則で定めるところにより、当該協議が終了した旨を記載した書面（以下「協議終了通知書」という。）を作成し、特定整備者に通知しなければならない。

- 2 特定整備者は、建築基準法その他の法令に基づく申請、届出等を行う前に協議終了通知書の交付を受けなければならない。

#### (変更の協議申請)

**第16条** 特定整備者は、第14条第1項の規定による協議が終了してから当該協議に係る内容の工事が完了するまでの間に、当該協議に係る内容の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより区長に申請し、当該内容の変更について協議しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による変更に係る協議が終了したときは、規則で定めるところにより、当該協議が終了した旨を記載した書面（以下「変更協議終了通知書」という。）を作成し、特定整備者に通知しなければならない。

#### (完了検査)

**第17条** 第14条第1項の規定による協議を行った特定整備者は、当該協議に係る内容の工事を完了したときは、規則で定めるところによりその旨を区長に届け出なければならない。

- 2 区長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る協議対象公共的建築物が協議終了通知書の内容と相違がないかどうかの検査（以下「完了検査」という。）を行うものとする。
- 3 区長は、完了検査により、協議終了通知書の内容と相違がないと認めるときは完了検査が終了した旨を、相違があると認めるときはその理由および期限を付して是正すべき内容を、規則で定めるところにより書面で特定整備者に通知しなければならない。
- 4 前3項の規定は、前条第1項の当該協議に係る内容の変更をした場合について準用する。

#### (措置の公表)

**第18条** 区長は、特定整備者がすべての人が安全かつ円滑に公共的建築物を利用できるよう講じた措置のうち規則で定める事項について、当該特定整備者の同意を得て公表することができる。

### 第3節 公共施設等の整備に関する手続

#### (工事の届出)

**第19条** 事業者は、公共施設等で規則で定める種類および規模のものの新設または改修を行おうとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。

- 2 事業者は、前項の規定による届出に係る内容の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ区長に届け出なければならない。
- 3 事業者は、第1項の新設または改修および前項の変更に当たっては、整備基準を遵守しなければならない。
- 4 区長は、第1項および第2項の規定による届出があったときは、事業者に対して、整備基準および配慮指針に照らし、必要な助言または指導を行うことができる。

#### (完了の届出)

**第20条** 前条の届出を行った事業者は、当該届出に係る工事を完了したときは、規則で定めるところによりその旨を区長に届け出なければならない。

#### (措置の公表)

**第21条** 区長は、事業者がすべての人が安全かつ円滑に公共施設等を利用できるよう講じた措置のうち規則で定める事項について、当該事業者の同意を得て公表することができる。



#### 第4節 区民の意見聴取

**第22条** 区長は、規則で定める規模以上の建築物を建築し、または公園を新設しようとするときは、整備基準および配慮指針に基づく整備に関し、区民の意見を聴取するための必要な措置を講じ、その意見を反映するよう努めるものとする。

#### 第4章 既存施設の維持管理等

##### (一体的な整備)

**第23条** 施設所有者等は、すべての人が安全かつ円滑に施設間を移動することができるようにするため、公共的建築物または公共施設等が相互に接する部分について、他の施設所有者等との連携を図り、一体的に整備するよう努めなければならない。

##### (共同住宅等の供給および維持管理)

**第24条** 共同住宅、寄宿舍、寮その他これらに類する施設（以下「共同住宅等」という。）を供給し、または管理する者は、整備基準および配慮指針を踏まえ、良質な共同住宅等の供給および維持管理に努めなければならない。

##### (既存施設の状況の把握等)

**第25条** 事業者は、区長が要請したときは、この条例の施行の際現に存する公共的建築物（現に建築中のものを含む。）で大規模な病院、物品販売店その他の規則で定めるものについて、すべての人が安全かつ円滑に利用できるかどうかを調査し、その結果を区長に報告しなければならない。

2 区長は、前項の規定による報告を受けた場合において、特に必要があると認めるときは、事業者に対して、すべての人が安全かつ円滑に利用できるようにするための工事に係る計画の作成および届出を求めることができる。

3 区長は、前項の届出があったときは、当該届出をした者に対して、当該届出に係る計画について、助言または指導を行うことができる。

#### 第5章 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事項

##### 第1節 総則

##### (定義)

**第26条** この章において使用する用語は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）および高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

##### 第2節 特別特定建築物に係る建築物移動等円滑化基準への付加事項等

##### (特別特定建築物に追加する特定建築物)

**第27条** 法第14条第3項の条例で定める特定建築物は、つぎに掲げるものとする。

- (1) 学校（令第5条第1号に規定する特定建築物を除く。）
- (2) 共同住宅
- (3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（令第5条第9号に規定する特定建築物を除く。）
- (4) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設（令第5条第11号に規定する特定建築物を除く。）
- (5) 料理店

##### (特別特定建築物の建築の規模)

**第28条** 法第14条第3項の規定による条例で定める特別特定建築物（前条に規定する特定建築物を含む。以下同じ。）の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下同じ。）の規模は、別表第1の左欄に掲げる特別特定建築物ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる床面積の合計（増築もしくは改築または用途の変更の場合にあっては、当該増築もしくは改築または用途の変更に係る部分の床面積の合計。以下同じ。）とする。

2 前項の規模に満たない特別特定建築物の建築については、当該特別特定建築物の床面積の合計と当該特別特定建築物と同一敷地内に存する他の特別特定建築物の床面積の合計との合計が2,000平方メートル以上となる場合は、同項の規模を満たしているものとみなす。

##### (建築物移動等円滑化基準への適合)

**第29条** 令第9条で定める規模（前条の規定により建築の規模を定めている特別特定建築物にあっては、同条で定める規模）以上の特別特定建築物を建築しようとする者は、当該特別特定建築物を令第11条から第24条までに規定する建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、床面積の合計が前条で定める規模以上500平方メートル未満の特別特定建築物（公衆便所を除く。）を建築しようとする者は、当該特別特定建築物を令第19条および第25条に規定する建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない。

##### (建築物移動等円滑化基準の付加)

**第30条** 法第14条第3項の規定により建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、つぎの各号に掲げる建築物の区分に

応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

- (1) 特別特定建築物のうち別表第2の左欄に掲げる特別特定建築物の建築の規模が、それぞれ同表の右欄に掲げる床面積の合計の特別特定建築物（以下「中規模建築物」という。） つぎのAおよびイならびに次条から第40条までに定めるもの
  - A 令第11条から第13条まで、第14条第1項第1号、同条第2項、第16条、第21条（令第20条第2項の規定による案内設備または同条第3項の規定による案内所を設ける場合に限る。）、第22条および第24条に規定する建築物移動等円滑化基準によるもの
  - イ 令第18条第1項第2号および第3号に掲げる場合における移動等円滑化経路にあっては、同条第1項、同条第2項第1号（階から階に至る階段を除く。）、第2号、第6号および第7号（イおよび二(1)を除く。）ならびに同条第3項に規定する建築物移動等円滑化基準によるもの
- (2) 特別特定建築物のうち床面積の合計が第28条で定める規模以上500平方メートル未満であるもの（中規模建築物を除く。） 令第10条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準によるものおよび次条から第40条までに定めるもの
- (3) 前2号に掲げる建築物以外の特別特定建築物 次条から第40条までに定めるもの

#### （廊下等）

**第31条** 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、階段、傾斜路等（以下「階段等」という。）の下においては、安全に歩行するために必要な高さおよび空間を確保しなければならない。ただし、階段等の構造上やむを得ず確保することができない場合は、主として視覚障害者に配慮した安全な措置を講じるものとする。

#### （階段）

**第32条** 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する階段のうち1以上は、つぎに掲げるものでなければならない。

- (1) 踊場に手すりを設けること。
  - (2) けあげの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とし、それぞれ一定とすること。
  - (3) 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10センチメートルを限度としてないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。
- 2 前項の規定にかかわらず、中規模建築物および特別特定建築物のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の共同住宅（以下「中規模共同住宅」という。）における階段については、つぎに掲げるものでなければならない。
- (1) 踊場に手すりを設けること。
  - (2) けあげおよび踏面の寸法は、それぞれ一定とすること。
- 3 前2項の規定は、令第18条第2項第5号に規定する基準を満たすエレベーターおよびその乗降ロビーを併設する場合には、適用しない。ただし、主として高齢者、障害者等が利用する階段については、この限りでない。

#### （便所）

**第33条** 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所は、つぎに掲げるものでなければならない。

- (1) 出入口および床面に段差を設けないこと。
  - (2) 床の表面を粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。
- 2 前項第1号の規定は、共同住宅に便所を設ける場合については、適用しない。
- 3 第1項の便所のうち1以上（男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、つぎの各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものでなければならない。
- (1) 別表第3の左欄に掲げる特別特定建築物の建築の規模が、それぞれ同表の右欄に掲げる床面積の合計である場合 ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房および便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。
  - (2) 別表第3の左欄に掲げる特別特定建築物の建築の規模が、床面積の合計1,000平方メートル以上である場合 ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと（他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く。）。)
  - (3) 別表第3の左欄に掲げる特別特定建築物の建築の規模が、床面積の合計2,000平方メートル以上である場合 立って着替えを行うことができる設備を設けた便房を1以上設けること。
  - (4) 別表第3の左欄に掲げる特別特定建築物の建築の規模が、床面積の合計5,000平方メートル以上である場合 ベッドその他の着替えを行うことができる設備を設けた車椅子使用者用便房を1以上設け、当該便房および便所の出

入口には、その旨の表示を行うこと。

- 4 第1項の便所内に車椅子使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上（男子用便所および女子用便所の区別があるときは、それぞれの便所内の便房のうち1以上）について、便器は腰掛便座とし、当該便器のある便房に手すりを設けなければならない。ただし、共同住宅については、この限りでない。
- 5 第1項の便所内に床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の床面からの高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設ける場合には、そのうち1以上は、手すりを設けなければならない。ただし、共同住宅については、この限りでない。

#### （浴室等）

**第34条** 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する浴室またはシャワー室（以下「浴室等」という。）を設ける場合には、床の表面を粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げなければならない。

- 2 浴室等のうち1以上（男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、つぎに掲げるものでなければならない。
  - (1) 浴槽、シャワー、手すり、レバー式等の水栓金具、緊急通報設備等が適切に配置されていること。
  - (2) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。ただし、中規模建築物および中規模共同住宅については、この限りでない。
  - (3) 出入口は、つぎに掲げるものであること。ただし、中規模建築物および中規模共同住宅については、この限りでない。
    - ア 幅は、85センチメートル以上とすること。
    - イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

#### （敷地内の通路）

**第35条** 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、階段等の下においては、安全に歩行するために必要な高さおよび空間を確保しなければならない。ただし、階段等の構造上やむを得ず確保することができない場合は、主として視覚障害者に配慮した安全な措置を講じるものとする。

#### （駐車場）

**第36条** 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設の床面または地面は、水平かつ平坦にしなければならない。

- 2 前項の車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設またはその付近に、令第18条第1項第3号に規定する経路についての誘導表示を設けなければならない。ただし、中規模建築物および中規模共同住宅については、この限りでない。

#### （移動等円滑化経路等）

**第37条** 移動等円滑化経路は、つぎに掲げるものでなければならない。

- (1) 当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、つぎに掲げるものであること。
  - ア 幅は、85センチメートル以上とすること（イに掲げるものならびにエレベーターの籠および昇降路の出入口ならびに中規模建築物に設けられるものを除く。）。イ 直接地上へ通ずる出入口の幅は、100センチメートル以上（中規模建築物については、85センチメートル以上）とすること。
- (2) 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、つぎに掲げるものであること。ただし、中規模建築物については、この限りでない。
  - ア 幅は、140センチメートル以上とすること。
  - イ 階段の下端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、または主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること（主として自動車の駐車のために供する施設に設ける場合または点状ブロック等の敷設が施設の利用に特に支障を来す場合を除く。）。ウ 別表第4に掲げる特別特定建築物で、床面積の合計が5,000平方メートル以上のものにあつては、授乳およびおむつ交換のできる場所を1以上設け、ベビーベッド、椅子等の設備を適切に配置するとともに、その付近に、その旨の表示を行うこと（他に授乳およびおむつ交換のできる場所を設ける場合を除く。）。
- (3) 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、またはこれに併設するものに限る。）は、つぎに掲げるものであること。ただし、中規模建築物については、この限りでない。
  - ア 幅は、階段に代わるものにあつては140センチメートル以上とすること。
  - イ 勾配は、12分の1を超えないこと。
  - ウ 手すりを設けること（令第13条第1号に規定する手すりが設けられている場合を除く。）。

- エ 両側に側壁または立ち上がりを設けること。
- オ 傾斜路の始点および終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。
- (4) 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーターの籠および昇降路は、つぎに掲げるものであること。
  - ア エレベーターの籠および昇降路の出入口の幅は、当該エレベーターを設ける特別特定建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超える場合にあっては、90センチメートル以上とすること。
  - イ エレベーターの籠および昇降路の出入口の戸は、籠の中を見通すことができるガラス窓を設けること。ただし、常時勤務する者が同乗する場合、監視用カメラを設ける場合または聴覚障害者への情報伝達に係る設備がある場合は、この限りでない。
- (5) 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、つぎに掲げるものであること。
  - ア 幅は、140センチメートル以上（中規模建築物については、90センチメートル以上）とすること。
  - イ 傾斜路は、つぎに掲げるものであること。
    - (ア) 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上（中規模建築物については、90センチメートル以上）とすること。
    - (イ) 勾配は、20分の1（中規模建築物については、傾斜路の高さが16センチメートルを超え75センチメートル以下のものにあつては12分の1、16センチメートル以下のものにあつては8分の1）を超えないこと。
    - (ウ) 手すりを設けること。
    - (エ) 両側に側壁または立ち上がりを設けること。
    - (オ) 傾斜路の始点および終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。ただし、中規模建築物については、この限りでない。
  - ウ 排水溝、集水ます等は、設けないこと。建築物の配置上やむを得ず設ける場合は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障のないものとする。
- 2 建築物（幼稚園、保育所、母子生活支援施設および理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗を除く。）に、地上階またはその直上階もしくは直下階のみに利用居室を設ける場合には、道等から当該利用居室までの経路（当該地上階とその直上階または直下階との間の上下の移動に係る部分に限る。）のうち1以上を、令第18条第2項第1号から第6号までおよび前項第1号から第4号までの基準に適合させなければならない。ただし、中規模建築物については、この限りでない。
- 3 前項に規定する経路またはその一部が、移動等円滑化経路またはその一部となる場合にあっては、当該前項に規定する経路またはその一部については、同項の規定は適用しない。
- 4 令第18条第1項第1号に規定する経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により第1項第5号の規定によることが困難である場合において、同項および第2項の規定は、当該経路を建築物の車寄せから利用居室までの経路として適用する。
- 5 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により令第18条第2項第7号（イおよび二(1)を除く。）および第1項第5号の規定によることが困難である場合（中規模建築物における場合に限る。）は、当該敷地内の通路（令第18条第1項第2号および第3号に掲げる場合における移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路に限る。）については、令第18条第2項第1号の規定は適用しない。ただし、主として高齢者、障害者等が中規模建築物を円滑に利用することができる措置を講じなければならない。

#### （共同住宅）

- 第38条** 共同住宅においては、道等から各住戸（地上階またはその直上階もしくは直下階のみに住戸がある共同住宅にあっては、地上階にあるものに限る。以下同じ。）の出入口までの経路のうち1以上を、多数の者が円滑に利用することができる経路（以下この条において「特定経路」という。）にしなければならない。
- 2 特定経路は、つぎに掲げるものでなければならない。
    - (1) 当該特定経路上に階段または段を設けないこと（傾斜路またはエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。）。ただし、中規模共同住宅における階から階に至る階段については、この限りでない。
    - (2) 当該特定経路を構成する出入口は、つぎに掲げるものであること。
      - ア 幅は、80センチメートル以上とすること。
      - イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
      - ウ 床面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。
    - (3) 当該特定経路を構成する廊下等は、令第11条の規定によるほか、つぎに掲げるものであること。
      - ア 幅は、120センチメートル以上とすること。
      - イ 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

- ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- (4) 当該特定経路を構成する傾斜路（階段に代わり、またはこれに併設するものに限る。）は、令第13条の規定によるほか、つぎに掲げるものであること。
- ア 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。
- イ 勾配は、12分の1（高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1）を超えないこと。
- ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。
- エ 両側に側壁または立ち上がりを設けること。
- オ 傾斜路の始点および終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。
- (5) 当該特定経路を構成するエレベーター（次号に規定するものを除く。以下この号において同じ。）およびその乗降口ビーは、つぎに掲げるものであること。
- ア 籠は、各住戸、車椅子使用者用便房または車椅子使用者用駐車施設がある階および地上階に停止すること。
- イ 籠および昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- ウ 籠の奥行きは、115センチメートル以上とすること。ただし、中規模共同住宅については、車椅子を使用することができる奥行きがあること。
- エ 乗降口ビーは、高低差がないものとし、その幅および奥行きは、150センチメートル以上とすること。ただし、中規模共同住宅については、車椅子を転回させることができる空間を確保すること。
- オ 籠内および乗降口ビーには、車椅子使用者が円滑に利用することができる位置に制御装置を設けること。
- カ 籠内に、籠が停止する予定の階および籠の現在位置を表示する装置を設けること。
- キ 乗降口ビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。
- ク エレベーターの籠および昇降路の出入口の戸は、籠の中を見通すことができるガラス窓を設けること。ただし、常時勤務する者が同乗する場合、監視用カメラを設ける場合または聴覚障害者への情報伝達に係る設備がある場合は、この限りでない。
- (6) 当該特定経路を構成する特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を定める件（平成18年国土交通省告示第1492号）に定める構造とすること。
- (7) 当該特定経路を構成する敷地内の通路は、令第16条の規定によるほか、つぎに掲げるものであること。
- ア 幅は、120センチメートル以上とすること。
- イ 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。ただし、中規模共同住宅については、この限りでない。
- ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- エ 傾斜路は、つぎに掲げるものであること。
- (ア) 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。
- (イ) 勾配は、12分の1（高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1）を超えないこと。
- (ウ) 高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。
- (エ) 両側に側壁または立ち上がりを設けること。
- (オ) 傾斜路の始点および終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。ただし、中規模共同住宅については、この限りでない。
- オ 排水溝、集水ます等は、設けないこと。建築物の配置上やむを得ず設ける場合は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障のないものとする。
- 3 当該特定経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第7号アからオまでの規定によることが困難である場合における前2項の規定の適用については、第1項中「道等」とあるのは、「当該共同住宅の車寄せ」とする。
- 4 特定経路となるべき経路またはその一部が移動等円滑化経路もしくはその一部または前条第2項に規定する経路もしくはその一部となる場合にあつては、当該特定経路となるべき経路またはその一部については、前3項の規定は適用しない。

**(ホテルまたは旅館)**

- 第38条の2** ホテルまたは旅館（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する営業の用に供する施設および旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第3項に規定する簡易宿所営業の施設を除く。以下この条および次条において同じ。）においては、道等および車椅子使用者用駐車施設から車椅子使用者用客室以外の各客室（以下「一般客室」という。）までの経路のうち1以上を、階段または段を設けない経路（以下この条において「宿泊者特定経路」という。）にしなければならない。ただし、前条第2項第4号に規定する傾斜路、同項第5号に規定するエレベーターまたは同項第6号に規定する昇降機を併設する場合は、この限りでない。
- 2 ホテルまたは旅館の一般客室は、つぎに掲げるものでなければならない。ただし、和室部分については、この限りでない。
- (1) 一般客室の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
  - (2) 一般客室内の1以上の便所および1以上の浴室等の出入口の幅は、70センチメートル以上とすること。
  - (3) 一般客室内（同一客室内に複数の階がある場合は、当該一般客室の出入口のある階の部分に限る。）には階段または段を設けないこと。ただし、つぎのアからウまでに掲げる場合に応じ、当該アからウまでに定める部分を除く。
    - ア 同一客室内に複数の階がある場合 当該一般客室の出入口のある階とその直上階または直下階との間の上下の移動に係る階段または段の部分
    - イ 勾配が、12分の1を超えない傾斜路を併設する場合 当該傾斜路が併設された階段または段の部分
    - ウ 浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合 当該高低差の部分
- 3 当該宿泊者特定経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により第1項の規定によることが困難である場合における同項の規定の適用については、同項中「道等」とあるのは、「当該ホテルまたは旅館の車寄せ」とする。
- 4 宿泊者特定経路となるべき経路またはその一部が移動等円滑化経路もしくはその一部または第37条第2項に規定する経路もしくはその一部となる場合にあっては、当該宿泊者特定経路となるべき経路またはその一部については、第1項および前項の規定は適用しない。

**（増築等に関する適用範囲）**

- 第39条** 建築物の増築または改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下「増築等」という。）をする場合には、第31条から第37条までの規定（共同住宅にあっては第31条から第38条まで、前条第1項に規定するホテルまたは旅館にあっては第31条から第37条までおよび前条の規定）は、つぎに掲げる建築物の部分に限り、適用する。
- (1) 当該増築等に係る部分
  - (2) 道等から前号に掲げる部分にある利用居室、共同住宅の各住戸または前条第1項に規定するホテルまたは旅館の一般客室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機および敷地内の通路
  - (3) 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する便所
  - (4) 第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から車椅子使用者用便所（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機および敷地内の通路
  - (5) 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場
  - (6) 車椅子使用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）または前条第1項に規定するホテルまたは旅館の一般客室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機および敷地内の通路
- 2 前項の規定にかかわらず、同項第3号に規定する建築物の部分については、第33条第1項第1号、同条第4項および第5項の規定は、適用しない。

**（公立小学校等に関する読替え）**

- 第39条の2** 公立小学校等についての第31条から第36条までおよび前条の規定（次条において「読替え対象規定」という。）の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、前条中「特別特定建築物」とあるのは「公立小学校等」とする。

**（条例で定める特定建築物に関する読替え）**

- 第40条** 第27条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物に対する読替え対象規定の適用については、読替え対象規定中「不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

**（制限の緩和）**

- 第41条** 第27条、第28条および第30条から第39条までの規定は、法令その他別に定めがあるもののほか、区長がこれらの規定によることなく高齢者、障害者等もしくは多数の者が建築物特定施設を円滑に利用することができると認める

場合または建築物もしくはその敷地の形態上やむを得ないと認める場合は、適用しないことができる。

### 第3節 特定道路の構造に関する基準

**第41条の2** 法第10条第1項の条例で定める移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準は、別表第5の左欄に掲げる項目に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。

### 第4節 特定公園施設の設置に関する基準

**第41条の3** 法第13条第1項の条例で定める移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準は、別表第6の左欄に掲げる項目に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。

## 第6章 移動等円滑化基本構想の提案手続

### (支援)

**第42条** 区長は、法第27条第1項の規定による提案（以下「提案」という。）をしようとする者（以下「提案者」という。）に対して、情報の提供および必要な技術的支援を行うことができる。

### (説明会)

**第43条** 提案者は、提案に当たっては、当該提案に係る区域内的の住民、地権者、事業者その他利害関係者を対象として、規則で定めるところにより説明会を開催し、意見を聴くものとする。

### (基本構想の提案)

**第44条** 提案者は、提案に当たっては、法第27条第1項後段に規定する当該提案に係る基本構想の素案のほか、規則で定める事項について書面で区長に提出するものとする。

### (素案の公表および意見の聴取)

**第45条** 区長は、提案があったときは、規則で定めるところにより当該提案に係る基本構想の素案を公表するとともに、必要があると認めるときは、当該提案に係る区域内的の住民、地権者、事業者その他利害関係者の意見を聴くことができる。

### (提案の採用の判断)

**第46条** 区長は、提案があったときは、当該提案に基づき基本構想の作成または変更をするか否かについて、つぎに掲げる事項により判断するものとする。

- (1) 法第3条に規定する基本方針に即していること。
- (2) 提案の内容が、この条例に定める基本理念および整備基準に即していること。
- (3) 提案の内容について、合理的な根拠があること。
- (4) 提案に係る区域について、合理的な根拠があること。
- (5) 提案の内容が、関係する法令等に即していること。
- (6) 提案の内容に関係する計画、方針等に即していること。

### (提案の採否の公表)

**第47条** 法第27条第2項の規定による提案の採否の公表は、規則で定める方法により行うものとする。

## 第7章 雑則

### (適用除外)

**第48条** 国、他の地方公共団体その他規則で定める公共的団体（以下「国等」という。）および区が行う公共施設等の新設または改修については、第3章第3節の規定は適用しない。

### (先導的役割)

**第49条** 区は、自ら所有し、または管理する公共的建築物または公共施設等については、率先して整備基準への適合を図るものとする。

2 区長は、国等に対し、これらが所有し、または管理する公共的建築物または公共施設等について、整備基準への適合に率先して努めるよう要請するものとする。

### (報告)

**第50条** 区長は、この条例の施行に必要な限度において、第14条第1項の規定による協議の申請をした事業者および第19条第1項の規定による届出をした事業者に対し、公共的建築物または公共施設等の施工または管理の状況について報告を求めることができる。

2 事業者は、前項の規定による求めがあったときは、これに応じなければならない。

3 区長は、第1項の報告において、公共的建築物または公共施設等の施工または管理について必要があると認めるときは、整備基準に照らし、助言または指導を行うことができる。

### (立入調査等)

**第51条** 区長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に第14条第1項の規定による協議の申請に係る敷地または第19条第1項の規定による届出に係る敷地内に立ち入り、施工または管理の状況を調査させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に対し、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

**(勧告)**

**第52条** 区長は、事業者がつぎの各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に対して適切な措置を講じるよう勧告することができる。

- (1) 第14条第1項の規定による協議の申請、第16条第1項の規定による変更に係る協議の申請または第19条第1項の規定による届出を行わずに工事に着手したとき。
- (2) 第14条第1項の規定による協議の申請、第16条第1項の規定による変更に係る協議の申請または第19条第1項の規定による届出について、虚偽の申請または届出をしたとき。
- (3) 第15条第1項に規定する協議終了通知書および第16条第2項に規定する変更協議終了通知書の内容と異なる工事をしたとき。
- (4) 第17条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）に規定する完了検査を受けず、または第20条に規定する完了の届出を行わず使用を開始したとき。
- (5) 第25条第1項の規定による報告を、正当な理由なく拒んだとき。
- (6) 第50条に規定する報告をせず、または虚偽の報告をしたとき。
- (7) 前条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、または忌避したとき。

**(公表)**

**第53条** 区長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合において、必要があると認めるときは、その旨および勧告の内容を公表することができる。

- 2 区長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、あらかじめ、前条の規定による勧告を受けた者に対しその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

**(報告書)**

**第54条** 区長は、この条例の運用状況について定期的に報告書を作成し、これを公表するものとする。

**(委任)**

**第55条** この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

**付 則**

**(施行期日)**

- 1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

**(経過措置)**

- 2 この条例の施行の際、現に定められている練馬区福祉のまちづくり総合計画（平成18年3月31日17練保障第921号 区長決定）は、第7条第1項の規定により策定された推進計画とみなす。
- 3 この条例の施行の際、現に練馬区福祉のまちづくり整備要綱（平成5年3月5日練福障発第529号）第5条の規定による協議が終了している公共的建築物については、第3章第2節の規定は適用しない。
- 4 この条例の施行の際、現に建築または修繕もしくは模様替の工事中の特別特定建築物については、第5章の規定は適用しない。
- 5 この条例の施行の際、現に存する特別特定建築物で、令附則第4条に規定する政令で指定する類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、第5章の規定は適用しない。
- 6 別表第5の1の項(1)の規定にかかわらず、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ず歩道を設けることができない場合において、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間については、当分の間、同項(1)の歩道に代えて、車道およびこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭窄(さく)部または屈曲部その他の自動車を減速させて歩行者または自転車の安全な通行を確保するための道路の部分の部分を設けることができる。

**付 則**

この条例は、平成25年3月31日から施行する。

**付 則**

**(施行期日)**

- 1 この条例は、令和元年9月1日から施行する。ただし、第33条、第34条第2項、第36条、第37条第1項、第38条第2項および第39条第1項第4号の改正規定ならびに同項第6号の改正規定（「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

**(経過措置)**

- 2 この条例による改正後の練馬区福祉のまちづくり推進条例（以下「新条例」という。）第38条の2および第39条第1



項の規定は、この条例の施行の日以後に着手する建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この項において同じ。）および当該建築をした特別特定建築物の維持について適用し、同日前に着手した建築および当該建築をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際、現に存する特別特定建築物で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）附則第4条第5号に掲げる類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、新条例第38条の2および第39条第1項の規定は適用しない。

**付 則**

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

**付 則**

- 1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の練馬区福祉のまちづくり推進条例第29条、第30条および第37条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に着手する建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下同じ。）および当該建築をした特別特定建築物の維持について適用し、同日前に着手した建築および当該建築をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例による。

**別表第1（第28条関係）**

特別特定建築物	床面積の合計
学校	
病院または診療所（患者の収容施設を有するものに限る。）	
集会場（1の集会室の床面積が200平方メートルを超えるものに限る。）または公会堂	
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
博物館、美術館または図書館	
車両の停車場または船舶もしくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合の用に供するもの	
公衆便所	
診療所（患者の収容施設を有しないものに限る。）	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
飲食店	
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
自動車の停留または駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	500平方メートル以上
劇場、観覧場、映画館または演芸場	1,000平方メートル以上
集会場（すべての集会室の床面積が200平方メートル以下のものに限る。）	
展示場	
ホテルまたは旅館	
共同住宅	
体育館、水泳場、ボウリング場その他これらに類する運動施設または遊技場	
公衆浴場	
料理店	

備考 床面積の合計の欄に定めのない特別特定建築物は、規模にかかわらず、建築物移動等円滑化基準に適合させなければならないものとする。

**別表第2（第30条関係）**

特別特定建築物	床面積の合計
診療所（患者の収容施設を有しないものに限る。）	200平方メートル以上 500平方メートル未満
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
飲食店	
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	

**別表第3（第33条関係）**

特別特定建築物	床面積の合計
幼稚園	200平方メートル以上
病院または診療所（患者の収容施設を有するものに限る。）	
集会場（1の集会室の床面積が200平方メートルを超えるものに限る。）または公会堂	
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
博物館、美術館または図書館	
診療所（患者の収容施設を有しないものに限る。）	500平方メートル以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
飲食店	
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
劇場、観覧場、映画館または演芸場	1,000平方メートル以上
集会場（すべての集会室の床面積が200平方メートル以下のものに限る。）	
展示場	
ホテルまたは旅館	
体育館、水泳場、ボウリング場その他これらに類する運動施設または遊技場	

**別表第4（第37条関係）**

病院または診療所（患者の収容施設を有するものに限る。）
劇場、観覧場、映画館または演芸場
集会場または公会堂
展示場
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
ホテルまたは旅館
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
博物館、美術館または図書館

別表第5（第41条の2関係）

項目	基準
1 歩道等	<p>(1) 歩道 区が管理する特定道路（自転車歩行者道を設けるものを除く。）には、歩道を設けること。</p> <p>(2) 有効幅員 歩道または自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、規則で定める基準に適合させるものとし、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めること。</p> <p>(3) 舗装 ア 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とすること。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合は、この限りでない。 イ 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、排水性の高い仕上げとすること。</p> <p>(4) 勾配 歩道等の勾配は、規則で定める基準に適合させること。</p> <p>(5) 歩道等と車道等との分離 ア 歩道等には、車道もしくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）または自転車道に接続して縁石線を設けること。 イ 歩道等（車両乗入れ部および横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは規則で定める基準を標準とし、当該歩道等の構造および交通の状況ならびに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めること。 ウ 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合は、歩道等と車道等との間に植樹帯を設け、または歩道等の車道等寄りに並木もしくは柵を設けること。</p> <p>(6) 高さ 歩道等（縁石の部分を除く。）の車道等に対する高さは、規則で定める基準に適合させること。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあっては、この限りでない。</p> <p>(7) 横断歩道に接続する歩道等の部分 ア 横断歩道に接続する歩道等の部分は、車椅子を使用している者が円滑に転回できる構造とすること。 イ アの歩道等の部分の縁端の構造は、規則で定める基準に適合させること。</p>
2 立体横断施設	<p>(1) 立体横断施設 ア 区が管理する特定道路には、移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、移動等円滑化に適した構造を有する立体横断施設（以下「移動等円滑化が行われた立体横断施設」という。）を設けること。 イ 移動等円滑化が行われた立体横断施設には、エレベーターを設けること。ただし、当該立体横断施設の経路上に生じる高低差が小さい場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。 ウ イに規定するエレベーターまたは傾斜路のほか、移動等円滑化が行われた立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合は、エスカレーターを設けること。</p> <p>(2) エレベーター等 移動等円滑化が行われた立体横断施設に設けるエレベーター、傾斜路（当該傾斜路の踊場を含む。以下この表において同じ。）、エスカレーター、通路および階段（当該階段の踊場を含む。以下この表において同じ。）の構造は、規則で定める基準に適合させること。</p>
3 乗合自動車停留所	<p>(1) 高さ 乗合自動車の停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、規則で定める基準に適合させること。</p> <p>(2) ベンチおよび上屋 乗合自動車の停留所には、ベンチおよび当該ベンチの上屋を設けること。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合または地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p>

<p>4 路面電車停留場等</p>	<p>(1) 乗降場 路面電車の停留場の乗降場の構造は、規則で定める基準に適合させること。</p> <p>(2) 傾斜路 路面電車の停留場の乗降場と車道等との高低差がある場合は、傾斜路を設けるものとし、当該傾斜路の勾配は、規則で定める基準に適合させること。</p> <p>(3) 歩行者の横断の用に供する軌道の部分 歩行者の横断の用に供する軌道の部分においては、軌条面と道路面との高低差は、可能な限り小さくすること。</p>
<p>5 自動車駐車場</p>	<p>(1) 障害者用駐車施設 ア 自動車駐車場には、障害者が円滑に利用できる駐車場の用に供する部分（以下「障害者用駐車施設」という。）を設けること。 イ 障害者用駐車施設の数および構造は、規則で定める基準に適合させること。</p> <p>(2) 障害者用停車施設 ア 自動車駐車場の自動車の出入口または障害者用駐車施設を設ける階には、障害者が円滑に利用できる停車の用に供する施設（以下「障害者用停車施設」という。）を設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 イ 障害者用停車施設の構造は、規則で定める基準に適合させること。</p> <p>(3) 歩行者の出入口 自動車駐車場の歩行者の出入口の構造は、規則で定める基準に適合させること。ただし、当該基準に適合する出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。</p> <p>(4) 通路 障害者用駐車施設に通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路のうち、1以上の通路の構造は、規則で定める基準に適合させること。</p> <p>(5) エレベーター ア 自動車駐車場の場外へ通ずる歩行者の出入口が設けられていない階（障害者用駐車施設が設けられている階に限る。）を有する自動車駐車場には、規則で定める基準によりエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。 イ 2の項(2)のエレベーターの規定は、アのエレベーターについて準用する。</p> <p>(6) 傾斜路 2の項(2)の傾斜路の規定は、(5)アの傾斜路について準用する。</p> <p>(7) 階段 2の項(2)の階段の規定は、自動車駐車場の場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段の構造について準用する。</p> <p>(8) 屋根 屋外に設けられる自動車駐車場の障害者用駐車施設、障害者用停車施設および(4)に規定する1以上の通路には、屋根を設けること。</p> <p>(9) 便所 障害者用駐車施設を設ける階に設ける便所の構造は、規則で定める基準に適合させること。</p>
<p>6 移動等円滑化のために必要なその他の施設等</p>	<p>(1) 案内標識 ア 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設およびエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けること。 イ アの案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内するための設備を設けること。</p> <p>(2) 視覚障害者誘導用ブロック</p>

	<p>ア 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車の停留所において乗合自動車の乗車口を案内するための箇所、路面電車の停留場の乗降場および自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>イ 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とすること。</p> <p>ウ アの視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内するための設備を設けること。</p> <p>(3) 休憩施設 歩道等には、ベンチおよび当該ベンチの上屋を適当な間隔で設けること。ただし、これらの機能を代替する施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 照明施設 ア 歩道等および立体横断施設には、照明施設を連続して設けること。ただし、夜間における当該歩道等および立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。</p> <p>イ 乗合自動車の停留所、路面電車の停留場および自動車駐車場には、移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けること。ただし、夜間における当該乗合自動車の停留所、路面電車の停留場および自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。</p>
--	--

備考 この表における用語の意義は、法、道路交通法（昭和35年法律第105号）および道路構造令（昭和45年政令第320号）の例によるほか、つぎに定めるところによる。

- (1) 有効幅員 歩道等、立体横断施設に設ける傾斜路、通路もしくは階段、路面電車の停留場の乗降場または自動車駐車場の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設もしくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件もしくは施設を設置するために必要な幅員を除いた幅員をいう。
- (2) 立体横断施設 横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。
- (3) 車両乗入れ部 車両の沿道への出入りの用に供される歩道等の部分をいう。
- (4) 視覚障害者誘導用ブロック 視覚障害者に対する誘導または段差の存在等の警告もしくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックをいう。

別表第6（第41条の3関係）

項目	基準
1 園路および広場	<p>不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する令第3条第1号に規定する園路および広場を設ける場合は、当該園路および広場のうち1以上は、つぎに掲げる基準に適合させること。</p> <p>ア 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等および令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて路面に敷設したものの他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。</p> <p>イ 階段（当該階段の踊場を含む。）を設ける場合は、規則で定める基準に適合させるとともに、傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものをもって傾斜路に代えることができる。</p> <p>ウ 園路および広場のうち1以上は、2の項から7の項までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上および高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。</p> <p>エ 出入口、通路および傾斜路（イの傾斜路および階段または段に代わり設けられる傾斜路</p>

	をいう。)は、規則で定める基準に適合させること。
2 屋根付広場	不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、当該屋根付広場のうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保するとともに、当該屋根付広場の出入口を規則で定める基準に適合させること。
3 休憩所および管理事務所	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、当該休憩所のうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保するとともに、当該休憩所の出入口ならびに受付台および便所（受付台および便所を設ける場合に限る。）を規則で定める基準に適合させること。 (2) (1)の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、(1)中「休憩所を設ける場合は、当該休憩所のうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。
4 野外劇場および野外音楽堂	不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場および野外音楽堂は、規則で定める基準に適合させること。
5 駐車場	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、当該駐車場のうち1以上は、規則で定める数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けること。ただし、専ら大型自動二輪車および普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。 (2) 車椅子使用者用駐車施設は、規則で定める基準に適合させること。
6 便所	不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する便所は、規則で定める基準に適合させること。
7 水飲場および手洗場	不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する水飲場および手洗場を設ける場合は、当該水飲場および手洗場のうち1以上は、規則で定める基準に適合させること。
8 掲示板および標識	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する掲示板および標識は、規則で定める基準に適合させること。 (2) 1の項から7の項までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、当該標識のうち1以上は、1の項の規定による園路および広場の出入口の付近に設けること。

備考

- 1 この表における用語の意義は、法の例による。
- 2 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この表の規定によらないことができる。

**(趣旨)**

**第 1 条** この規則は、練馬区福祉のまちづくり推進条例（平成22年 3 月練馬区条例第16号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

**(定義)**

**第 2 条** この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

**(公共的建築物)**

**第 3 条** 条例第 2 条第 2 号に規定する規則で定める建築物は、別表第 1 の公共的建築物の欄に定めるものとする。

2 条例第 2 条第 2 号に規定する規則で定める建築物またはその部分に付随する施設は、つぎに掲げるものをいう。

- (1) 敷地内の通路
- (2) 自動車の停留または駐車のための施設で建築物以外のもの
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

**(公共施設等)**

**第 4 条** 条例第 2 条第 3 号の規則で定める施設は、別表第 2 の公共施設等の欄に定めるものとする。

**(整備基準)**

**第 5 条** 条例第12条第 1 項に規定する規則で定める整備基準は、別表第 3 の 1 の表から 6 の表までのそれぞれ左欄に掲げる整備項目に応じ、それぞれこれらの表の整備基準の欄に定めるものとする。

2 整備基準は、別表第 1 に定める公共的建築物においては、不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する部分について適用し、別表第 2 に定める公共施設等においては、不特定かつ多数の者が利用する部分について適用する。

3 別表第 1 に定める公共的建築物のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第 91号。以下「法」という。）第 2 条第19号に定める特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第 5 条第 1 号に定める公立小学校等を除く。）でない公共的建築物においては、前項および別表第 3 の 1 の表中「不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

**(配慮指針)**

**第 6 条** 条例第12条第 2 項に規定する配慮指針の公表は、告示により行うものとする。

**(整備水準証)**

**第 7 条** 条例第13条第 1 項の整備水準証の様式は、第 1 号様式による。

2 前項の整備水準証の交付は、整備水準証交付通知書（第 2 号様式）により行うものとする。

3 区長は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、整備水準証の交付を受けた者から整備水準証を返還させることができる。

- (1) 条例第14条第 1 項の規定による協議および条例第16条第 1 項の規定による変更の協議に係る申請の内容について、虚偽その他不正の事実が判明したとき。
- (2) 交付の対象となった公共的建築物に係る整備基準の適合状況が、改修等により整備水準証の内容と異なる状況になったとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、返還させることが適当であると認めるとき。

**(協議対象公共的建築物)**

**第 8 条** 条例第14条第 1 項に規定する規則で定める用途および規模の公共的建築物は、別表第 1 の公共的建築物の欄に掲げるもののうち、同表の協議対象公共的建築物の欄に定めるものとする。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第 3 条第 1 項各号に規定する建築物を除く。

2 前項の規定にかかわらず、区長が別に定める規模の協議対象公共的建築物については、次条の規定は適用しない。

**(協議対象項目)**

**第 9 条** 協議対象公共的建築物の建築等をする場合において、別表第 3 に定める整備項目のうち協議の対象となるもの（以下「協議対象項目」という。）は、別表第 4 の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる規模ごとに同表の右欄に定める整備項目とする。

2 前項の協議対象項目は、つぎに掲げる協議対象公共的建築物の部分について適用する。

- (1) 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する公共的建築物については、不特定かつ多数の者が利用する部分および主として高齢者、障害者等が利用する部分（ホテルまたは旅館については、不特



定かつ少数の者が利用する部分を含む。)

- (2) 特定かつ多数の者が利用する公共的建築物については、特定かつ多数の者が利用する部分
- 3 公共的建築物の建築等（新築を除く。以下この条において同じ。）をする場合においては、前2項の規定の適用は、つぎに掲げる部分に限るものとする。
  - (1) 当該建築等に係る部分
  - (2) 道または公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から前号に掲げる部分にある不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する居室等（以下この条において「利用居室等」という。）、共同住宅等の各住戸またはホテルもしくは旅館における車椅子使用者が円滑に利用できる客室（以下「車椅子使用者用客室」という。）以外の各客室（以下「一般客室」という。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下（これに類するものを含む。以下「廊下等」という。）、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機および敷地内の通路
  - (3) 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する便所
  - (4) 第1号に掲げる部分にある利用居室等（当該部分に利用居室等が設けられていないときは、道等）から車椅子使用者が円滑に利用することができる便所（前号の便所に設けられているものに限る。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機および敷地内の通路
  - (5) 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場
  - (6) 前号に掲げる駐車場に設けられる車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）から第1号に掲げる部分にある利用居室等（当該部分に利用居室等が設けられていないときは、道等）または一般客室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機および敷地内の通路
- 4 別表第1に定める公共的建築物のうち、法第2条第19号に定める特別特定建築物（令第5条第1号に定める公立小学校等を除く。）でない公共的建築物においては、前項第2号、第3号および第5号中「不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

**（協議申請）**

**第10条** 条例第14条第1項の規定による申請は、公共的建築物建築等協議申請書（第3号様式）により行わなければならない。

- 2 公共的建築物建築等協議申請書には、つぎに掲げる書類および図書を添付しなければならない。
  - (1) 公共的建築物整備項目対応表（第4号様式から第9号様式までのうち該当するもの）
  - (2) 公共的建築物配慮指针对応表（第10号様式）
  - (3) 別表第5に定める図書
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

**（協議終了通知）**

**第11条** 条例第15条第1項の規定による通知は、協議終了通知書（第11号様式）により行うものとする。

**（条例第16条第1項の規則で定める軽微な変更）**

**第12条** 条例第16条第1項の規則で定める軽微な変更は、協議対象公共的建築物の建築等に係る変更のうち、整備基準の適用の変更を伴わないものおよび工事着手予定期日または工事完了予定期日に係る変更とする。

**（変更の協議申請）**

**第13条** 条例第16条第1項の規定による申請は、公共的建築物建築等変更協議申請書（第12号様式）により行わなければならない。

- 2 公共的建築物建築等変更協議申請書には、協議に係る内容の変更に応じ、つぎに掲げる書類および図書を添付しなければならない。
  - (1) 公共的建築物整備項目対応表（第4号様式から第9号様式までのうち該当するもの）
  - (2) 公共的建築物配慮指针对応表（第10号様式）
  - (3) 別表第5に定める図書
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

**（変更協議終了通知）**

**第14条** 条例第16条第2項の規定による通知は、公共的建築物建築等変更協議終了通知書（第13号様式。以下「変更協議終了通知書」という。）により行うものとする。

**（完了検査）**

**第15条** 条例第17条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、公共的建築物建築等完了届出書（第14号様式）により行わなければならない。

- 2 条例第17条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、協議終了通知書または変更協

議終了通知書の内容と相違がないと認めるときは完了通知書（第15号様式）、相違があると認めるときは完了検査結果通知書（第16号様式）により行うものとする。

**（条例第18条に規定する措置の公表）**

**第16条** 条例第18条の規則で定める事項は、つぎのとおりとする。

- (1) 整備の概要
  - (2) 区長が別に定める基準により評価した整備基準の適合状況
  - (3) 配慮指針に基づき講じた措置の状況
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項
- 2 条例第18条の規定による公表は、公共的建築物整備状況表（第17号様式）により行うものとする。
- 3 前項の公表は、練馬区公告式条例（昭和25年9月練馬区条例第46号）で定める掲示場への掲示その他区長が適当と認める方法により行うものとする。

**（届出対象公共施設等）**

**第17条** 条例第19条第1項に規定する規則で定める種類および規模の公共施設等（以下「届出対象公共施設等」という。）は、別表第2の公共施設等の欄に掲げるもののうち、同表の届出対象公共施設等の欄に定めるものとする。

**（公共施設等の工事の届出）**

**第18条** 条例第19条第1項および第2項の規定による届出は、公共施設等工事（変更）届出書（第18号様式）により行わなければならない。

- 2 公共施設等工事（変更）届出書には、つぎに掲げる書類および図書を添付しなければならない。
- (1) 公共施設等整備項目対応表（第19号様式から第21号様式までのうち該当するもの）
  - (2) 公共施設等配慮指针对応表（第22号様式）
  - (3) 公共施設等の区分に応じ、別表第6に定める図書
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

**（条例第19条第2項の規則で定める軽微な変更）**

**第19条** 条例第19条第2項の規則で定める軽微な変更は、公共施設等の新設または改修に係る変更のうち、整備基準の適用の変更を伴わないものおよび工事着手予定期日または工事完了予定期日に係る変更とする。

**（整備基準の遵守）**

**第20条** 届出対象公共施設等を改修する場合においては、条例第19条第3項の規定による整備基準の遵守は、当該改修に係る部分に限り適用する。

**（完了の届出）**

**第21条** 条例第20条の規定による届出は、公共施設等工事完了届出書（第23号様式）により行わなければならない。

**（条例第21条に規定する措置の公表）**

**第22条** 条例第21条の規則で定める事項は、つぎのとおりとする。

- (1) 整備の概要
  - (2) 配慮指針に基づき講じた措置の状況
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項
- 2 条例第21条の規定による公表は、公共施設等整備状況表（第24号様式）により行うものとする。
- 3 前項の公表は、練馬区公告式条例で定める掲示場への掲示その他区長が適当と認める方法により行うものとする。

**（申請書等の提出部数）**

**第23条** 第10条および第13条に規定する申請書、第18条に規定する届出書ならびにそれらに添付する書類および図書の提出部数は、それぞれ正本および副本各1部とする。

**（意見聴取を要する建築物等の規模）**

**第24条** 条例第22条の規則で定める規模は、建築物にあっては床面積の合計が2,000平方メートル、公園にあっては敷地面積の合計が2,500平方メートルとする。

**（既存公共的建築物）**

**第25条** 条例第25条第1項に規定する規則で定める公共的建築物は、病院（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項に規定する介護老人保健施設を除く。）または物品販売店（百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗をいう。）で、その床面積の合計が2,000平方メートル以上のものをいう。

**（特定道路の構造に関する基準細目）**

**第25条の2** 条例第41条の2に規定する特定道路の構造に関する基準について、条例別表第5に定めるものの細目は、別表第7の左欄に掲げる項目に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。

**（特定公園施設の設置に関する基準細目）**

**第25条の3** 条例第41条の3に規定する特定公園施設の設置に関する基準について、条例別表第6に定めるものの細目は、別表第8の左欄に掲げる項目に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。

**(説明会)**

**第26条** 提案者は、条例第43条に規定する説明会を開催しようとするときは、当該説明会の開催日の10日前までに、提案に係る区域内の住民、地権者、事業者その他利害関係者に周知しなければならない。

2 提案者は、前項の説明会の開催に当たっては、あらかじめ、つぎに掲げる事項について書面で区長に届け出なければならない。

- (1) 開催場所
- (2) 開催日時
- (3) 提案者の氏名および住所
- (4) 法第27条第1項後段に規定する基本構想の素案に係る区域
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

3 提案者は、説明会を開催したときは、速やかに当該説明会の記録を作成しなければならない。

**(基本構想の提案)**

**第27条** 条例第44条の規則で定める事項は、つぎに掲げるものとする。

- (1) 提案者の氏名および住所
- (2) 法第27条第1項後段に規定する基本構想の素案に係る区域
- (3) 提案の経緯
- (4) 前条第3項の規定による説明会の記録
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

2 条例第44条の規定に基づく書面は、提案書（第25号様式）によるものとする。

**(素案の公表)**

**第28条** 条例第45条の規定による公表は、練馬区公告式条例で定める掲示場への掲示その他広く区民に周知する方法により行うものとする。

**(判断に係る基準の内容)**

**第29条** 条例第46条第3号に規定する合理的な根拠があることとは、つぎの各号に該当する場合をいう。

- (1) 提案の内容が都市環境の向上または区民生活の利便の向上に資するものであること。
- (2) 特定の個人だけでなく、提案に係る区域およびその周辺の住民、地権者、事業者その他利害関係者の利益も十分考慮したものであること。
- (3) 提案に係る区域およびその周辺における地区計画（都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項第1号の地区計画をいう。）、建築協定（建築基準法第69条に規定する建築協定をいう。）等と整合が図られているものであること。
- (4) 提案に係る区域およびその周辺における市街地開発事業を十分に考慮したものであること。
- (5) 生活関連施設（法第2条第23号イに規定する生活関連施設をいう。）に係る提案については、その用途、規模、利用状況等により、特に移動等円滑化（法第2条第2号に規定する移動等円滑化をいう。以下同じ。）を図る必要が高いことが認められること。
- (6) 生活関連経路（法第2条第23号ロに規定する生活関連経路をいう。）に係る提案については、周辺の道路交通環境との整合が図られていること。
- (7) 特定事業（法第2条第25号に規定する特定事業をいう。）に係る提案については、当該事業に係る財政的条件を十分に考慮しているものであること。

2 条例第46条第4号に規定する合理的な根拠があることとは、つぎの各号に該当する場合をいう。

- (1) 高齢者、障害者等の徒歩もしくは車椅子による移動または施設の利用状況から、特に重点的かつ一体的に移動等円滑化のための事業を実施する必要があると認められる区域であること。
- (2) 土地利用および諸機能の実態ならびに将来の方向性から、特に重点的かつ一体的に移動等円滑化のための事業を実施する必要があると認められる区域であること。
- (3) 特定の土地所有者等の土地利用の権利を著しく制限し、または利益を誘導することとなる等恣意的な区域設定でないものであること。

**(提案の採用の判断)**

**第30条** 区長は、条例第46条の規定による提案の採用の判断をしたときは、提案をした者に通知しなければならない。

**(提案の採否の公表)**

**第31条** 条例第47条の規則で定める方法は、練馬区公告式条例で定める掲示場への掲示その他区長が適当と認める方法

とする。

**(公共的団体)**

**第32条** 条例第48条の規則で定める公共的団体は、地方道路公社とする。

**(施工または管理状況の報告)**

**第33条** 条例第50条第1項の規定による求めに応じて行う報告は、報告書（第26号様式）により行うものとする。

**(身分証明書)**

**第34条** 条例第51条第2項の身分を示す証明書の様式は、第27号様式による。

**(勧告)**

**第35条** 条例第52条の規定による勧告は、勧告書（第28号様式）により行うものとする。

**(公表)**

**第36条** 条例第53条第1項の規定による公表は、練馬区公告式条例で定める掲示場への掲示その他区長が適当と認める方法により行うものとする。

2 条例第53条第1項の規定により公表する事項は、つぎに掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名（法人にあっては、名称および代表者氏名）
- (2) 事業者の住所（法人にあっては、主たる事業所の所在地）
- (3) 勧告の内容および正当な理由がなく当該勧告に従わなかった旨
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める事項

**(意見陳述の機会の付与)**

**第37条** 条例第53条第2項の規定による通知は、つぎに掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- (1) 公表しようとする内容
  - (2) 公表の根拠となる条例の条項
  - (3) 公表の原因となる事実
  - (4) 意見および証拠を記載した書面（以下「意見書」という。）の提出先および提出期限（口頭による意見陳述の機会（条例第53条第2項の意見を述べる機会をいう。以下同じ。）の付与を行う場合には、その旨ならびに出頭すべき日時および場所）
- 2 意見陳述の機会におけるその方法は、区長が口頭であることを認めた場合を除き、意見書その他区長が必要と認める書類を提出して行うものとする。
- 3 区長は、前項の通知を受けた者（以下「当事者」という。）に口頭による意見陳述の機会を与えたときは、当事者の陳述の要旨を記載した書面を作成するものとする。

**(委任)**

**第38条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

**付 則**

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

**付 則**

**(施行期日)**

- 1 この規則は、平成25年3月31日から施行する。

**(経過措置)**

- 2 市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ず別表第7の1の項(1)アに規定する有効幅員を有する歩道を設けることができない場合において、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間については、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を1.5メートルまで縮小することができる。
- 3 別表第7の1の項(1)の規定にかかわらず、移動等円滑化された立体横断施設に設けられるエレベーターまたはエスカレーターが存する道路の区間について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、当分の間、当該区間における歩道等の有効幅員を1メートルまで縮小することができる。
- 4 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合において、別表第7の1の項(4)の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、当分の間、同項(4)の規定による基準によらないことができる。
- 5 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合における別表第7の1の項(6)の規定の適用については、当分の間、同項(6)中「2メートル」とあるのは、「1メートル」とする。

**付 則**

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

**付 則**

**(施行期日)**

1 この規則は、令和元年9月1日から施行する。ただし、第1条および付則第4項の規定は、公布の日から施行する。

**(経過措置)**

2 この規則による改正後の練馬区福祉のまちづくり推進条例施行規則（以下「新規則」という。）第9条第3項第2号および第6号、別表第3、第4号様式、第6号様式ならびに第21号様式（甲）の規定は、この規則の施行の日以後に着手する建築等に係る協議または工事に係る届出について適用し、同日前に着手した建築等に係る協議または工事の届出については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、現に存する特別特定建築物で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）附則第4条第5号に掲げる類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、新規則第9条第3項第2号および第6号ならびに別表第3の規定は適用しない。

4 第1条の規定の施行の際、同条の規定による改正前の練馬区福祉のまちづくり推進条例施行規則第4号様式から第9号様式まで、第20号様式から第21号様式（丙）までおよび第22号様式（乙）で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

**付 則**

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の練馬区福祉のまちづくり推進条例施行規則の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

**付 則**

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の練馬区福祉のまちづくり推進条例施行規則の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

別表第1（第3条、第8条関係）

区分	公共的建築物	協議対象公共的建築
1 学校等施設	(1) 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づくもの）	すべての施設
	(2) その他これらに類する施設	
2 医療等施設	(1) 病院または診療所	すべての施設
	(2) 助産所	
	(3) 施術所	
	(4) 薬局（医療品の販売業を併せ行うものを除く。）	
3 興行施設	(1) 劇場、観覧場、映画館または演芸場	すべての施設
	(2) その他これらに類する施設	
4 集会施設	(1) 集会場（冠婚葬祭施設を含む。）	すべての施設
	(2) 公会堂	
	(3) 公民館	
	(4) その他これらに類する施設	
5 展示施設等	(1) 展示場	すべての施設
	(2) その他これらに類する施設	
6 物品販売業を営む店舗等	(1) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	すべての施設
	(2) 卸売市場	
7 宿泊施設	(1) ホテルまたは旅館	すべての施設
	(2) その他これらに類する施設	
8 事務所	(1) 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	すべての施設
	(2) 事務所（他の施設に付属するものを除く。）	500㎡以上
9 共同住宅等	(1) 共同住宅、寄宿舎または下宿	1,000㎡以上
	(2) その他これらに類する施設	
10 福祉施設	(1) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	すべての施設
	(2) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
11 運動施設 または遊技場等	(1) 体育館、水泳場、ボーリング場または遊技場	すべての施設 ただしボーリング場 および 遊技場は 300㎡以上
	(2) その他これらに類する施設	
12 文化施設	(1) 博物館、美術館または図書館	すべての施設
	(2) その他これらに類する施設	
13 公衆浴場	公衆浴場	すべての施設
14 飲食店等	(1) 飲食店	すべての施設
	(2) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	300㎡以上
15 サービス 店舗等	(1) 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	すべての施設
	(2) 一般ガス事業、一般電気事業、電気電信事業の用に供する営業所	
	(3) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	
16 工業施設	(1) 工場	1,000㎡以上
	(2) その他これらに類する施設	
17 車両の停車場 または船舶 もしくは航空 機の発着場を 構成する建築 物で旅客の乗 降または待合 いの用に供す るもの	車両の停車場または船舶もしくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合いの用に供するもの	すべての施設

18 自動車関連施設	(1) 自動車の停留または駐車のための施設	500㎡以上
	(2) 自動車修理工場	200㎡以上
	(3) 自動車洗車場	200㎡以上
	(4) 給油取扱所	すべての施設
	(5) 自動車教習所	
19 公衆便所	公衆便所	すべての施設
20 公共用歩廊	公共用歩廊	1,000㎡以上
21 地下街	(1) 地下街	1,000㎡以上
	(2) その他これらに類する施設	
22 複合施設	1の項から21の項までに掲げる公共的建築物の複合建築物	1,000㎡以上

**別表第2（第4条、第17条関係）**

区分	公共施設等	届出対象公共施設等
1 道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路	すべての施設
2 公園等	(1) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する公園	すべての施設
	(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条に掲げる児童遊園	
	(3) 都市公園および児童遊園以外の地方公共団体が設置する公園	
	(4) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1号に規定する公園	
	(5) 国および地方公共団体以外の者が都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第4項の許可を受けて行う都市計画事業による公園	
	(6) 東京都霊園条例（平成5年東京都条例第22号）に規定する霊園	
	(7) 庭園（寺社等に付属する庭園、美術館、博物館等に付属する庭園および冠婚葬祭施設等に付属する庭園を除く。）	
	(8) 動物園および植物園（大学、研究所等が学術研究を目的として設置しているものを除く。）	
	(9) 遊園地	
	(10) その他これらに類する施設	
	ただし、つぎのいずれかに該当する公共施設等のうち、整備基準の適合が困難であると区長が認めた場合は、この限りでない。  ア 工作物の新築、改築または増築、土地の形質の変更その他の行為についての禁止または制限に関する文化財保護法（昭和25年法律第214号）、都市計画法その他の法令または条例の規定の適用があるもの  イ 山地丘陵地、がけその他の著しく傾斜している土地に設けるもの  ウ 自然環境を保全することが必要な場所または動植物の生息地もしくは育成地として適正に保全する必要がある場所に設けるもの  エ (2)から(5)までにおいて、著しく狭小な敷地に設けるもの	
3 駐車場	駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場。ただし、建築物またはそれに付属するものを除く	駐車の用に供する部分の面積が500㎡以上の施設
4 公共交通施設	(1) 鉄道の駅	すべての施設
	(2) 軌道の停留場	
	(3) 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第6項に規定するバスターミナル	

別表第3(第5条関係)

1 建築物(共同住宅等を除く。)に関する整備基準(公共的建築物)

整備項目	整備基準
1 移動等円滑化経路等	<p>つぎに掲げる場合には、それぞれつぎに定める経路のうち1以上(工に掲げる場合にあっては、そのすべて)を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下「移動等円滑化経路等」という。)とすること。</p> <p>ア 建築物に、不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する居室等(以下この表において「利用居室等」という。)を設ける場合 道等から当該利用居室等までの経路</p> <p>イ 建築物またはその敷地に8の項 アに掲げる構造の車椅子使用者用便房(車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。)を設ける場合 利用居室等(当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。)から当該車椅子使用者用便房までの経路</p> <p>ウ 建築物またはその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路</p> <p>エ 建築物が共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路(当該共用歩廊またはその敷地にある部分に限る。)</p> <p>移動等円滑化経路等上に、階段または段を設けないこと。ただし、傾斜路またはエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p>
2 出入口	<p>不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する出入口は、つぎに掲げるものとすること。</p> <p>ア 戸の全部または一部にガラスを設ける場合には、衝突防止の措置を講じること。</p> <p>イ 戸を設ける場合(便所および階段室に設ける場合を除く。)には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、利用居室等において、戸(移動等円滑化経路等を構成する戸を除く。)を設ける場合には、戸の1以上を自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>に規定する出入口のうち、屋外へ通ずる出入口(移動等円滑化経路等を構成する直接地上へ通ずる出入口の1を除く。)の1以上は、つぎに掲げるものとすること。</p> <p>ア 幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 出入りの際、降雨等の影響を少なくするひさしまたは屋根を設けること。</p> <p>移動等円滑化経路等を構成する出入口は、つぎに掲げるものであること。</p> <p>ア 幅は、85センチメートル以上とすること(イに掲げるものならびにエレベーターの籠(人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。)および昇降路の出入口に設けられるものを除く。)</p> <p>イ 直接地上へ通ずる出入口の幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 屋外へ通ずる出入口には、出入りの際、降雨等の影響を少なくするひさしまたは屋根を設けること。</p> <p>エ 誘導鈴または音声誘導装置を設けること。</p>
3 廊下等	<p>不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、つぎに掲げるものとすること。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 階段の上下端に近接する廊下等の部分または傾斜路(階段に代わり、またはこれに併設するものに限る。)の上端に近接する廊下等の部分(不特定かつ多数の者が利用し、または主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し段差または傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等(令第11条第2号に規定する点状ブロック等をいう。以下同じ。)を敷設すること。ただし、当該廊下等の部分がつぎに掲げるものである場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(イ) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>ウ 段差を設けないこと。ただし、傾斜路またはエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p>



	<p>エ 幅は、140センチメートル以上とすること。</p> <p>オ 手すりを設置すること</p> <p>カ 突出物を設けないこと。ただし、安全に通行できるよう必要な措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>キ 階段、傾斜路等（以下「階段等」という。）の下においては、安全に歩行するために必要な高さおよび空間を確保すること。ただし、階段等の構造上やむを得ず確保することができない場合は、主として視覚障害者に配慮した安全な措置を講じるものとする。</p> <p>ク 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(2) 移動等円滑化経路等を構成する廊下等は、(1)に掲げるもののほか、つぎに掲げるものとする。</p> <p>ア 授乳およびおむつ交換のできる十分な広さを確保した場所を1以上設け、ベビーベッド、いす等の設備を適切に配置するとともに、その付近に、その旨の表示を行うこと（他に授乳およびおむつ交換のできる場所を設ける場合を除く。）。)</p> <p>イ アに掲げる授乳およびおむつ交換のできる場所には、鍵を設置すること。</p>
4 階段	<p>(1) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する階段は、つぎに掲げるものとする。</p> <p>ア 踊り場を含めて、手すりを設けること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相または彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</p> <p>エ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>オ 段がある部分の上下端に近接する踊り場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊り場が250センチメートル以下の直進のものである場合においては、この限りでない。</p> <p>カ 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>キ 手すり子形式とする場合には、2センチメートル以上の立ち上がりを設けること。</p> <p>ク 段鼻に滑り止めを設けること。</p> <p>ケ 幅員が300センチメートルを超える場合には、中央部に手すりを設置すること。</p> <p>コ けあげおよび踏面の寸法は、それぞれ一定とすること。</p> <p>(2) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する階段のうち1以上は、(1)に掲げるもののほか、つぎに掲げるものとする。</p> <p>ア 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。</p> <p>イ けあげの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は、10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。</p>
5 階段に代わり、またはこれに併設する傾斜路	<p>(1) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路（階段に代わり、またはこれに併設するものに限る。）は、つぎに掲げるものとする。</p> <p>ア 手すりを設けること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ その前後の廊下等との色の明度、色相または彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>エ 傾斜がある部分の上端に近接する踊り場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、または主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊り場の部分がつぎに掲げるものである場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(イ) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(ウ) 直進で、長さが250センチメートル以下の踊り場に設けるもの</p>

- オ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の平たんな踊り場を設けること。
- カ 廊下等と交差する傾斜路の始点および終点には、車椅子使用者が安全に停止することができ、かつ、廊下等を通行する者と交錯することのない平たんな部分を確保すること。
- キ 勾配は、12分の1を超えないこと。
- ク 幅は、階段に代わるもの（移動等円滑化経路等を構成するものを除く。）にあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。
- ケ 両側に側壁または5センチメートル以上の立ち上がりを設けること。
- (2) 移動等円滑化経路等を構成する傾斜路（階段に代わり、またはこれに併設するものに限る。）は、
  - (1)に掲げるもののほか、つぎに掲げるものであること。
  - ア 幅は、階段に代わるものにあつては、140センチメートル以上とすること。
  - イ 傾斜路の始点および終点には、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。
  - ウ 両側に連続した手すりを設けること。
- (3) 道等および車椅子使用者用駐車施設から一般客室までの階段または段を設けない経路（以下「宿泊者特定経路」という。）を構成する傾斜路（階段に代わり、またはこれに併設するものに限る。）は、つぎに掲げるものであること。
  - ア 勾配が12分の1を超え、または高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
  - イ 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。
  - ウ その前後の廊下等との色の明度、色相または彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。
  - エ 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。
  - オ 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。
  - カ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。
  - キ 両側に側壁または5センチメートル以上の立ち上がりを設けること。
  - ク 傾斜路の始点および終点には、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。

6 エレベーターおよびその乗降口ビー

- (1) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用するエレベーター（7の項に規定するものを除く。以下この項において同じ。）およびその乗降口ビーは、つぎに掲げるものであること。
  - ア 籠は、不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する階に停止すること。
  - イ 籠および昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
  - ウ 乗降口ビーは、高低差がないものとし、その幅および奥行きは、150センチメートル以上とすること。また、当該エレベーター付近に階段等を設ける場合には、利用者の安全を確保するため、乗降口ビーに転落防止策を講ずるものとする。
  - エ 籠内に、籠が停止する予定の階および籠の現在位置を表示する装置を設けること。また、籠が到着する階ならびに籠および昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
  - オ 乗降口ビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。また、籠内または乗降口ビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
  - カ 昇降機の籠および昇降路の出入口の戸に、籠の中を見通すことができるガラス窓を設置すること。
- (2) 移動等円滑化経路等を構成するエレベーターおよびその乗降口ビーは、(1)に掲げるもののほか、つぎに掲げるものとする。
  - ア 当該エレベーターを設ける建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超える場合にあつては、籠および昇降路の出入口の幅を90センチメートル以上とすること。

- イ 籠の内部については、つぎに掲げるものとする。
  - (ア) 奥行きは、135センチメートル以上とすること。
  - (イ) 幅は、140センチメートル以上とし、車椅子の転回に支障がない構造とすること。ただし、構造上やむを得ない場合において、車椅子で利用できる機種を採用する場合は、この限りでない。
  - (ウ) 当該エレベーターを設ける建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超える場合にあっては、幅は160センチメートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターで車椅子で円滑に利用できるもの、または15人乗り寝台用エレベーターを設置する場合は、この限りでない。
  - (エ) 籠内および乗降口ピーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。また、つぎに掲げる方法により、視覚障害者が円滑に操作できる構造の制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置およびその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）を設けること。
    - a 文字等の浮き彫り
    - b 音による案内
    - c 点字およびaまたはbに類するもの
  - (オ) 籠の入口の正面の壁面には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設けること。宿泊者特定経路を構成するエレベーター（7の項に規定するものを除く。以下この項において同じ。）およびその乗降口ピーは、つぎに掲げるものであること。
- ア 籠は、各一般客室、車椅子使用者用便房または車椅子使用者用駐車施設がある階および地上階に停止すること。
- イ 籠および昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- ウ 籠の奥行きは、115センチメートル以上とすること。
- エ 乗降口ピーは、高低差がないものとし、その幅および奥行きは、150センチメートル以上とすること。
- オ 籠内および乗降口ピーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
- カ 籠内に、籠が停止する予定の階および籠の現在位置を表示する装置を設けること。
- キ 乗降口ピーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。
- ク 昇降機の籠および昇降路の出入口の戸に、籠の中を見通すことができるガラス窓を設置すること。

7 特殊な構造  
または使用形態  
のエレベーター  
その他の昇降機

- 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機は、平成18年国土交通省告示第1492号第1に規定するもののほか、つぎに掲げるものであること。
- ア エレベーターにあっては、つぎに掲げるものであること。
    - (ア) 車椅子使用者が利用できる構造とすること。
    - (イ) 利用する際に鍵が必要な場合は、呼出しボタン等を設置すること。
  - イ エスカレーターにあっては、つぎに掲げるものであること。
    - (ア) 平成12年建設省告示第1417号第1に規定するものであること。
    - (イ) 乗降口には、長さが100センチメートルの乗降口誘導固定手すりを設け、点字等による案内表示を行うこと。
    - (ウ) 乗降口に、くしから70センチメートル以上の移動手すりを設置すること。
    - (エ) 踏段のステップの水平部分は、3枚以上、定常段差に達するまでの踏段のステップは、5枚以上とすること。
    - (オ) くし板は、歩行上支障のない形状、厚さとし、踏段との違いを認知しやすいように色表示を行うこと。
    - (カ) 乗降口に、点状ブロック等を敷設すること。
    - (キ) 乗降口付近に、乗降を誘導する音声案内を設けること。
    - (ク) 車椅子で利用できる旨の案内表示およびインターホンを設けること。
- 移動等円滑化経路等または宿泊者特定経路を構成する特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機（平成18年国土交通省告示第1492号第1第1号に規定するもの）は、アのに掲げるもののほか、つぎに掲げる構造とすること。

	<p>ア 平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するものとする。</p> <p>イ 籠の幅は70センチメートル以上とし、かつ、奥行きは120センチメートル以上とする。</p> <p>ウ 車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合にあっては、籠の幅および奥行きが十分に確保されていること。</p>
8 便所	<p>不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、つぎに掲げるものとする。</p> <p>ア 床の表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>イ 出入口および床面に段差を設けない。</p> <p>ウ 便房の設備は、日本産業規格S0026に基づき整備すること。</p> <p>エ 便房に棚またはフックを設置すること。</p> <p>オ 便器を腰掛便座とし、手すりを設置した便房を1以上設けること。  の便所のうち1以上（男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、つぎに掲げるものとする。</p> <p>ア 便所内に、つぎに掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設けること。  (ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。  (イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。  (ウ) 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。  (エ) 車椅子使用者用便房の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備および機能を表示すること。  (オ) ペーパーホルダーを便器の両側に設置すること。</p> <p>イ 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。</p> <p>ウ 便所内に、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房および便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p> <p>エ 便所内に、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと（他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く。）。</p> <p>オ 便所内に、立って着替えを行うことができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房および便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p> <p>カ 便所内に、折りたたみベッドその他の横になって着替えを行うことができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房および便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p> <p>キ 便所内に小児用の便座を設置した便房を1以上設け、当該便房および便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p> <p>ク 男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設け、当該小便器に手すりを設けること。</p>
9 浴室等	<p>不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する浴室またはシャワー室（以下「浴室等」という。）を設ける場合には、床の表面を粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>の浴室等のうち1以上（男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、つぎに掲げるものとする。</p> <p>ア 浴槽、シャワー、手すり、レバー式等の水栓金具、緊急通報設備等が適切に配置されていること。</p> <p>イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>ウ 出入口は、つぎに掲げるものであること。  (ア) 幅は、85センチメートル以上とする。</p> <p>(イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>の浴室等に脱衣室を設ける場合（男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、つぎに掲げるものとする。</p> <p>ア 車椅子使用者が円滑に利用することができる空間が確保されていること。</p>

	イ 段差を設けないこと。
10 宿泊施設の 客室	<p>(1) 宿泊施設には、車椅子利用者用客室を、当該宿泊施設の客室の全客室数が200室以下の場合には当該客室数に50分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じた場合は、これを切り上げて得た数）以上、全客室数が200室を超える場合は当該客室数に100分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数以上設けること。</p> <p>(2) 車椅子利用者用客室は、つぎに掲げるものとする。</p> <p>ア 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>イ 床の表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>ウ 便所は、つぎに掲げるものであること。</p> <p>(ア) 床の表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(イ) 便所内に、つぎに掲げる構造の便所を設けること。</p> <p>    a 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>    b 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(ウ) 便所および当該便所が設けられている便所の出入口は、つぎに掲げるものであること。</p> <p>    a 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>    b 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(I) 便所の設備は、日本産業規格S 0026に基づき整備すること。</p> <p>(I) ペーパーホルダーを便所の両側に設置すること。</p> <p>エ 浴室等は、つぎに掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用するつぎに掲げる要件に該当する浴室等が1以上（男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 床の表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるものとしてつぎに掲げる構造であること。</p> <p>    a 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>    b 車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(ウ) 出入口は、ウの（ウ）に掲げるものであること。</p> <p>(3) 一般客室は、つぎに掲げるものとする。</p> <p>ア 宿泊者特定経路を1以上確保すること。ただし、傾斜路またはエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 一般客室（和室部分を除く。ウおよびエにおいて同じ。）の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 一般客室内の1以上の便所および1以上の浴室等の出入口の幅は、75センチメートル以上とすること。</p> <p>エ 一般客室内（同一客室内に複数の階がある場合は、当該一般客室の出入口のある階の部分に限る。）には階段または段を設けないこと。ただし、つぎの(ア)から(ウ)までに掲げる場合に依り、当該(ア)から(ウ)までに定める部分を除く。</p> <p>(ア) 同一客室内に複数の階がある場合 当該一般客室の出入口のある階とその直上階または直下階との間の上下の移動に係る階段または段の部分</p> <p>(イ) 勾配が、12分の1を超えない傾斜路を併設する場合 当該傾斜路が併設された階段または段の部分</p> <p>(ウ) 浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合 当該高低差の部分</p>
11 観覧席・客席	<p>不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する観覧席または客席を設ける場合には、つぎに掲げる構造とすること。</p> <p>ア 車椅子使用者のための観覧席または客席を出入口から容易に到達でき、かつ、サイトライン（可視線）に配慮した位置に、当該観覧席または客席の全席数が200席以下の場合には当該席数に50分の1を乗じて得た数（1未満の端数は当該席数に50分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上、全席数が200席を超える場合は当該席数に100分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数以上設けること。</p>

	<p>イ 車椅子使用者のための観覧席または客席は、1席当たり、間口は90センチメートル以上とし、奥行きは120センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 車椅子使用者のための観覧席または客席の1席以上に、当該観覧席または客席の隣に同伴者のための座席を設けること。</p> <p>エ 通路側の座席のひじ掛けは、跳ね上げ式とすること。</p> <p>オ 集団補聴設備その他の高齢者、障害者等の利用に配慮した設備を設けること。</p>
<p>12 敷地内の通路</p>	<p>(1) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、つぎに掲げるものとする。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>イ 段がある部分は、つぎに掲げるものであること。</p> <p>(ア) 手すりを設けること。</p> <p>(イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相または彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</p> <p>(ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>(エ) 段がある部分の上下端には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、点状ブロック等の敷設が利用上特に支障を来す場合には、仕上げの色を変えるなどの代替措置により段を識別しやすくすること。</p> <p>(オ) 段の両側に2センチメートル以上の立ち上がりを設けること。ただし、通行の支障となる場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 傾斜路は、つぎに掲げるものであること。</p> <p>(ア) 手すりを設けること。</p> <p>(イ) その前後の通路との色の明度、色相または彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>(ウ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>(エ) 両側に側壁または5センチメートル以上の立ち上がりを設けること。</p> <p>(オ) 他の通路等と交差する傾斜路の始点または終点には、車椅子使用者が安全に停止することができ、かつ、通路等を通行する者と交錯することのない平たんな部分を確保すること。</p> <p>(カ) 勾配は、12分の1を超えないこと(移動等円滑化経路等を除く。)</p> <p>(キ) 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、段に併設する場合は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>エ 幅は、140センチメートル以上とすること。</p> <p>オ 歩行者と車の動線を分離すること。</p> <p>カ 階段等の下においては、安全に歩行するために必要な高さおよび空間を確保すること。ただし、階段等の構造上やむを得ず確保することができない場合は、主として視覚障害者に配慮した安全な措置を講じるものとする。</p> <p>(2) 移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路は、(1)に掲げるもののほか、つぎに掲げるものであること。</p> <p>ア 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>イ 傾斜路は、つぎに掲げるものであること。</p> <p>(ア) 勾配は、20分の1を超えないこと。</p> <p>(イ) 傾斜路の始点および終点には、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。</p> <p>ウ 排水溝、集水ます等は、設けないこと。建築物の配置上やむを得ず設ける場合は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障のないものとする。</p> <p>(3) 1の項(1)のイに定める経路を構成する敷地内の通路が、地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合におけるこの表の規定の適用については、1の項(1)のイ中「道等」とあるのは「当該建築物の車寄せ」とする。</p>
<p>13 駐車場</p>	<p>(1) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た</p>

	<p>数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数以上の、車椅子利用者用駐車施設を設けること。</p> <p>(2) 車椅子利用者用駐車施設は、つぎに掲げるものとする。</p> <p>ア 車体の駐車スペースは幅を210センチメートル以上とし、その両側の乗降用スペースはそれぞれ幅140センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 当該車椅子利用者用駐車施設から利用居室等（当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。(3)において同じ。）までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(3) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に車椅子利用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子利用者用駐車施設またはその付近に、当該車椅子利用者用駐車施設から利用居室等までの経路についての誘導表示を設けること。</p> <p>(4) 車椅子利用者用駐車施設の駐車スペースの床面にはその旨を、乗降用スペースの床面には斜線をそれぞれ表示すること。</p> <p>(5) 車椅子利用者用駐車施設から主要な出入口までの通路は、歩行者の専用通路とすること。</p> <p>(6) 車椅子利用者用駐車施設および(5)に規定する通路には、屋根またはひさしを設けること。</p> <p>(7) 駐車場の進入口に、車椅子利用者用駐車施設が設置されていることが分かる標識を設けること。ただし、進入口から当該車椅子利用者用駐車施設が容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>(8) 駐車場の進入口に、車椅子利用者用駐車施設への誘導用の標識を設けること。ただし、進入口から当該車椅子利用者用駐車施設が容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>(9) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に、高齢者、妊産婦等が円滑に駐車および乗降できる、幅270センチメートル以上かつ奥行き540センチメートル以上の駐車施設を設置し、高齢者、妊産婦等の利用が優先である旨の表示を行うこと。</p> <p>(10) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に、車体後部からスロープの出る福祉車両に対応できる奥行き8メートル以上の駐車スペースを確保すること。</p>
14 標識	<p>エレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設があることを表示するつぎに掲げる要件に該当する標識を設けなければならない。</p> <p>ア 当該施設を利用する者が見やすい位置に設けること。</p> <p>イ 表示すべき内容が容易に識別できること（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。）。</p>
15 案内設備	<p>(1) 建築物またはその敷地には、当該建築物またはその敷地内のエレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設または授乳場所の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設または授乳場所の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 建築物またはその敷地には、当該建築物またはその敷地内のエレベーターその他の昇降機、便所または授乳場所の配置について、つぎに掲げる方法により、視覚障害者に示すための設備を設けること。</p> <p>ア 文字等の浮き彫り</p> <p>イ 音による案内</p> <p>ウ 点字およびアまたはイに類するもの</p> <p>(3) 案内所を設ける場合には、(1)および(2)の規定は適用しない。</p>
16 案内設備までの経路	<p>(1) 道等から15の項(2)の規定による設備または15の項(3)の規定による案内所までの経路は、そのうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下この項において「視覚障害者移動等円滑化経路等」という。）にすること。ただし、建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が(2)に定める基準に適合するものである場合においては、この限りでない。</p> <p>(2) 視覚障害者移動等円滑化経路等は、つぎに掲げるものとする。</p> <p>ア 視覚障害者移動等円滑化経路等に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等をいう。以下同じ。）および点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、または音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける</p>

	<p>こと。</p> <p>イ 視覚障害者移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路のつぎに掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(ア) 車路に近接する部分</p> <p>(イ) 段がある部分の上下端に近接する部分または傾斜がある部分の上端に近接する部分（つぎに掲げる部分を除く。）</p> <p>a 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>b 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>c 段がある部分または傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊り場等</p>
17 公共的通路	<p>都市計画法または建築基準法の規定に基づき建築物内および当該建築物敷地内に設ける公共の用に供する空地のうち、専ら歩行者の通行に供する通路部分（以下「公共的通路」という。）の1以上は、つぎに掲げる構造とすること。</p> <p>ア 歩道状空地、屋外貫通通路、歩行者デッキ等の建築物外部の公共的通路に係る構造は、つぎのものとする。</p> <p>(ア) 通路の幅は、200センチメートル以上（都市計画、許可等で別に定める幅がある場合には、当該幅以上）とし、通行に支障がない高さ空間を確保すること。</p> <p>(イ) 通路面には段差を設けないこと。ただし、つぎに掲げる要件に該当する傾斜路または6の項(1)、(2)もしくは7の項に定める基準を満たすエレベーターその他の昇降機を設けている場合その他道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>a 手すりを設けること。</p> <p>b その前後の通路との色の明度、色相または彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>c 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>d 勾配は、20分の1を超えないこと。</p> <p>e 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>f 両側に側壁または立ち上がりを設けること。</p> <p>g 傾斜路の始点および終点には、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。</p> <p>(ウ) 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(イ) 当該敷地外の道路または公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、道路の歩道に沿って歩道状空地が設けられている場合には、当該歩道状空地に視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。</p> <p>(オ) 階段を設ける場合には、つぎに掲げる構造の階段とすること。</p> <p>a 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。</p> <p>b 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相または彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</p> <p>c 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>d 段がある部分の上下端に近接する通路の部分および段がある部分の上下端に近接する踊り場(250センチメートル以下の直進のものを除く。)の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>e 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>f けあげの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。</p> <p>g 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。</p>



イ 屋内貫通通路、アトリウム、地下鉄連絡通路等の建築物内部の公共的通路に係る構造は、つぎのものとする。

(ア) 通路部分の幅は、200センチメートル以上（都市計画、許可等で別に定める幅がある場合には、当該幅以上）とし、当該部分の天井の高さを250センチメートル以上とすること。

(イ) 通路面には段差を設けないこと。ただし、つぎに掲げる要件に該当する傾斜路または6の項(1)もしくは(2)もしくは7の項に定める基準を満たすエレベーターその他の昇降機を設けている場合その他道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。

a 手すりを設けること。

b その前後の通路との色の明度、色相または彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

c 傾斜がある部分の上端に近接する通路の部分および傾斜がある部分の上端に近接する踊り場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが16センチメートルを超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、または直進で、長さが250センチメートル以下の踊り場に設けるものについては、この限りでない。

d 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。

e 勾配は、12分の1を超えないこと。

f 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。

g 両側に側壁または立ち上がりを設けること。

h 傾斜路の始点および終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。

(ウ) 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げる。

(I) 道路または建築物外の公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。

(オ) 階段を設ける場合には、つぎに掲げる構造の階段とすること。

a 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。

b 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相または彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。

c 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

d 段がある部分の上下端に近接する通路の部分および段がある部分の上下端に近接する踊り場(250センチメートル以下の直進のものを除く。)の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。

e 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。

f けあげの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。

g 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。

18 洗面所

不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する洗面所を設ける場合には、つぎに掲げるものとする。

ア 床の表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げる。

イ つぎに掲げる洗面器を1以上設けること。

(ア) 洗面台の前面には、車椅子の転回に必要なスペースを確保すること。

(イ) 洗面器の上端の高さは、75センチメートル以下とすること。

(ウ) 下部に車椅子使用者のひざが入る空間を確保すること。

(I) 鏡の下端は、洗面器の上端から20センチメートル以下とすること。

(オ) 排水トラップは、Pトラップとすること。

(カ) 水栓金具は、光感知式等の自動式、レバー式等の簡単に操作できるものとする。

	<p>(キ) 蛇口は、水が跳ねない仕様とすること。</p> <p>ウ イに定める洗面器以外の洗面器のうち1以上には、手すりを設けること。</p> <p>エ 棚、フック等を設けること。</p>
19 屋上またはバルコニー	<p>不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する屋上またはバルコニーを設ける場合には、つぎに掲げるものとする。</p> <p>ア 床の表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>イ 段差が生じる場合は、すりつけ、傾斜路を設けるなど車椅子が円滑に通行できるものとする。</p> <p>ウ 車椅子使用者が円滑に利用することができる空間が確保されていること。</p> <p>エ 高さ110センチメートル以上の転落防止用の手すりを設けること。</p>
20 カウンターまたは記載台	<p>不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用するカウンターまたは記載台を設ける場合には、つぎに掲げるものとする。</p> <p>ア 立位で使用するカウンターまたは記載台は、固定すること。</p> <p>イ つぎに掲げる車椅子使用者が利用できるカウンターまたは記載台を設けること。</p> <p>(ア) 下部にひざが入る空間を確保すること。</p> <p>(イ) 床からカウンターまたは記載台の上端までの寸法は、70センチメートル以上75センチメートル以下とすること。</p> <p>(ウ) 呼出しを行うカウンターを設ける場合は、電光掲示板等の設備を設置すること。</p>
21 公衆電話	<p>1以上をつぎのいずれにも該当するものとする。</p> <p>ア 電話台の高さは、70センチメートル以下とすること。</p> <p>イ 電話台の下部に車椅子使用者のひざが入る空間を確保すること。</p>
22 自動販売機・水飲み器	<p>自動販売機を設ける場合は、車椅子使用者が利用できる空間を確保すること。</p> <p>水飲み器を設ける場合は、車椅子使用者が円滑に利用できる水飲み器を1以上設けること。</p> <p>水飲み器を壁から突出させないこと。ただし、安全に利用できるよう必要な措置を講じた場合は、この限りでない。</p>
23 コンセントまたはスイッチ	<p>不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用するコンセントまたはスイッチ（利用居室等にあるものに限る。）は、つぎに掲げるものとする。</p> <p>ア コンセントおよびスイッチは、その中心の高さを床上40センチメートル以上110センチメートル以下とすること。</p> <p>イ アにかかわらず、ベッド周辺に設置するコンセントおよびスイッチは、その中心の高さを床上80センチメートル以上90センチメートル以下とすること。</p> <p>ウ コンセントまたはスイッチは、車椅子使用者が押しやすい場所に設置すること。</p>
24 緊急時の設備等	<p>警報装置は、光および音声によって非常事態の発生を告げる装置とすること。</p> <p>避難経路上に段差を設けないこと。ただし、階から階に至る階段については、この限りでない。</p> <p>避難経路には、点滅誘導灯および誘導音響装置を設けること。</p>
25 手すり	<p>階段および廊下等に設置する手すりの取付け高さは、1段の場合は75センチメートル以上85センチメートル以下、2段の場合は60センチメートル以上65センチメートル以下および75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。ただし、専ら乳幼児が利用する手すりについては、この限りでない。</p> <p>2段の場合、下段の手すりは、上段の手すりの半径の長さ分、上段の手すりより壁から離して設置すること。</p> <p>形状は、円形または楕円形とし、握りやすいものとする。</p> <p>手すりとは、4センチメートル以上空け、手すりの下側で支持すること。</p> <p>端部は、下方または壁面方向に曲げること。</p> <p>階段および傾斜路の手すり端部の水平部分は、45センチメートル以上とすること。</p> <p>階段の昇降以前の水平部分には、現在位置および上下階の情報等を点字および墨字で表示すること。</p>

別表第3（第5条関係）

2 建築物（共同住宅等）に関する整備基準（公共的建築物）

整備項目	整備基準
1 特定経路等	<p>共同住宅等においては、道等から各住戸までの経路のうち1以上および各住戸から車椅子使用者用駐車施設までの経路のうち1以上を、多数の者が円滑に利用できる経路（以下この表において「特定経路等」という。）にすること。</p> <p>共同住宅等に、不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する居室等、8の項 アに掲げる構造の車椅子使用者用便房または車椅子使用者用駐車施設を設ける場合においては、1の表のうち移動等円滑化経路等に係る規定を適用する。この場合において、同表のうち移動等円滑化経路等に係る規定の適用を受けた特定経路等となるべき経路またはその一部については、この表の規定は適用しない。</p> <p>特定経路等上には、階段または段を設けないこと。ただし、傾斜路またはエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p>
2 出入口	<p>多数の者が利用する屋外へ通ずる出入口は、つぎに掲げるものであること。</p> <p>ア 戸の全部または一部にガラスを設ける場合には、衝突防止の措置を講じること。</p> <p>イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと（特定経路等を構成する出入口を除く。）に規定する屋外へ通ずる出入口（特定経路等を構成する直接地上へ通ずる出入口の1を除く。）の1以上は、つぎに掲げるものとする。</p> <p>ア 幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 出入りの際、降雨等の影響を少なくするひさしまたは屋根を設けること。</p> <p>特定経路等を構成する出入口は、つぎに掲げるものであること。</p> <p>ア 幅は、85センチメートル以上とすること（ に掲げるものならびにエレベーターの籠および昇降路の出入口に設けられるものを除く。）。</p> <p>イ 直接地上へ通ずる出入口の幅は、100センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>エ 床の表面は、平たんで滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>オ 屋外へ通じる出入口には、出入りの際、降雨等の影響を少なくするひさしまたは屋根を設けること。</p>
3 廊下等	<p>多数の者が利用する廊下等は、つぎに掲げるものとする。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>イ 階段の上下端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>ウ 段差を設けないこと。ただし、傾斜路またはエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>エ 幅は、120センチメートル以上とすること（特定経路等を構成する廊下等を除く。）。</p> <p>オ 手すりを設置すること。</p> <p>カ 突出物を設けないこと。ただし、安全に通行できるよう必要な措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>キ 階段等の下においては、安全に歩行するために必要な高さおよび空間を確保すること。ただし、階段等の構造上やむを得ず確保することができない場合は、主として視覚障害者に配慮した安全な措置を講じるものとする。</p> <p>ク 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>特定経路等を構成する廊下等は、 に掲げるもののほか、幅を140センチメートル以上とすること。</p>
4 階段	<p>多数の者が利用する階段は、つぎに掲げるものとする。</p> <p>ア 踊り場を含めて、手すりを設けること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げる。</p>

	<p>ウ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相または彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</p> <p>エ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>オ 段がある部分の上下端に近接する踊り場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊り場が250センチメートル以下の直進のものである場合においては、この限りでない。</p> <p>カ 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>キ 手すり形式とする場合には、2センチメートル以上の立ち上がりを設けること。</p> <p>ク 段鼻に滑り止めを設けること。</p> <p>ケ 幅員が3メートルを超える場合には、中央部に手すりを設置すること。</p> <p>コ けあげおよび踏面の寸法は、それぞれ一定とすること。</p> <p>(2) 多数の者が利用する階段のうち1以上は、(1)に掲げるもののほか、つぎに掲げるものとする。</p> <p>ア 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。</p> <p>イ けあげの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は、10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。</p>
<p>5 階段に代わり、またはこれに併設する傾斜路</p>	<p>(1) 多数の者が利用する傾斜路（階段に代わり、またはこれに併設するものに限る。）は、つぎに掲げるものとする。</p> <p>ア 手すりを設けること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>ウ その前後の廊下等との色の明度、色相または彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>エ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の平坦な踊り場を設けること。</p> <p>オ 廊下等と交差する傾斜路の始点または終点には、車椅子使用者が安全に停止することができ、かつ、廊下等を通行する者と交錯することのない平坦な部分を確保すること。</p> <p>カ 勾配は、12分の1を超えないこと。</p> <p>キ 幅は、階段に代わるもの（移動等円滑化経路等を構成するものを除く。）にあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>ク 両側に側壁または5センチメートル以上の立ち上がりを設けること。</p> <p>(2) 特定経路等を構成する傾斜路（階段に代わり、またはこれに併設するものに限る。）は、(1)に掲げるもののほか、つぎに掲げるものであること。</p> <p>ア 傾斜路の始点および終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。</p> <p>イ 両側に連続した手すりを設けること。</p>
<p>6 エレベーターおよびその乗降ロビー</p>	<p>(1) 多数の者が利用するエレベーター（7の項に規定するものを除く。以下この項において同じ。）およびその乗降ロビーは、つぎに掲げるものであること。</p> <p>ア 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅および奥行きは、150センチメートル以上とすること。また、当該エレベーター付近に階段等を設ける場合には、利用者の安全を確保するため、乗降ロビーに転落防止策を講ずるものとする。</p> <p>イ 籠内に、籠が停止する予定の階および籠の現在位置を表示する装置を設けること。また、籠が到着する階ならびに籠および昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>ウ 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。また、籠内または乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>エ 昇降機の籠および昇降路の出入口の戸に、籠の中を見通すことができるガラス窓を設置すること。</p> <p>(2) 特定経路等を構成するエレベーターおよびその乗降ロビーは、(1)に掲げるもののほか、つぎに掲げるものであること。</p>

	<p>ア 籠は、多数の者が利用する階に停止すること。</p> <p>イ 籠および昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 籠の内部については、つぎに掲げるものとする。ただし、車椅子で利用できる機種を採用する場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 奥行きは、135センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 幅は、140センチメートル以上とすること。</p> <p>(ウ) 車椅子の転回に支障がない構造とすること。</p> <p>(I) かご内および乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。また、つぎに掲げる方法により、視覚障害者が円滑に操作できる構造の制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置およびその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）を設けること。</p> <p>a 文字等の浮き彫り</p> <p>b 音による案内</p> <p>c 点字およびaまたはbに類するもの</p>
<p>7 特殊な構造 または使用形態 のエレベーター その他の 昇降機</p>	<p>多数の者が利用する特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機は、平成18年国土交通省告示第1492号第1に規定するもののほか、つぎに掲げるものであること。</p> <p>ア エレベーターにあっては、つぎに掲げるものであること。</p> <p>(ア) 車椅子使用者が利用できる構造とすること。</p> <p>(イ) 利用する際に鍵が必要な場合は、呼出しボタン等を設置すること。</p> <p>イ エスカレーターにあっては、平成12年建設省告示第1417号第1に規定するものであること。</p> <p>特定経路等を構成する特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機（平成18年国土交通省告示第1492号第1第1号に規定するもの）は、つぎに掲げる構造とすること。</p> <p>ア 平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するものとする。</p> <p>イ 籠の幅は70センチメートル以上とし、かつ、奥行きは120センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 車椅子使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあっては、籠の幅および奥行きが十分に確保されていること。</p>
<p>8 便所</p>	<p>多数の者が利用する便所を設ける場合には、つぎに掲げるものとする。</p> <p>ア 床の表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>イ 出入口および床面に段差を設けないこと。</p> <p>ウ 便房の設備は、日本産業規格S0026に基づき整備すること。</p> <p>エ 便房に棚またはフックを設置すること。</p> <p>オ 便器を腰掛便座とし、手すりを設置した便房を1以上設けること。</p> <p>の便所のうち1以上（男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、つぎに掲げるものとする。</p> <p>ア 便所内に、つぎに掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設けること。</p> <p>(ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>(イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(ウ) 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。</p> <p>(I) 車椅子使用者用便房の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備および機能を表示すること。</p> <p>(オ) ペーパーホルダーを便器の両側に設置すること。</p> <p>イ 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。</p> <p>ウ 男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設け、当該小便器に手すりを設けること。</p>
<p>9 浴室等</p>	<p>多数の者が利用する浴室等を設ける場合には、床の表面を粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>の浴室等のうち1以上（男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、つぎに掲げるものとする。</p> <p>ア 浴槽、シャワー、手すり、レバー式等の水栓金具、緊急通報設備等が適切に配置されているこ</p>

	<p>と。</p> <p>イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>ウ 出入口は、つぎに掲げるものであること。</p> <p>(ア) 幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(3) (2)の浴室等に脱衣室を設ける場合（男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、つぎに掲げるものとする。</p> <p>ア 車椅子使用者が円滑に利用できる空間を確保すること。</p> <p>イ 段差を設けないこと。</p>
<p>10 敷地内の通路</p>	<p>(1) 多数の者が利用する敷地内の通路は、つぎに掲げるものとする。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>イ 段がある部分は、つぎに掲げるものであること。</p> <p>(ア) 手すりを設けること。</p> <p>(イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相または彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</p> <p>(ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>(エ) 段がある部分の上下端には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、点状ブロック等の敷設が利用上特に支障を来す場合には、仕上げの色を変えるなどの代替措置により段を識別しやすくすること。</p> <p>(オ) 段の両側に2センチメートル以上の立ち上がりを設けること。ただし、通行の支障となる場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 傾斜路は、つぎに掲げるものであること。</p> <p>(ア) 手すりを設けること。</p> <p>(イ) その前後の通路との色の明度、色相または彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>(ウ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>(エ) 両側に側壁または5センチメートル以上の立ち上がりを設けること。</p> <p>(オ) 他の通路等と交差する傾斜路の始点または終点には、車椅子使用者が安全に停止することができ、かつ、通路等を通行する者と交錯することのない平坦な部分を確保すること。</p> <p>(カ) 勾配は、12分の1を超えないこと（特定経路等を除く。）。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1以下とすることができる。</p> <p>(キ) 幅は、135センチメートル以上とすること。ただし、段に併設する場合は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>エ 幅は、135センチメートル以上とすること。</p> <p>オ 歩行者と車の動線を分離すること。</p> <p>カ 階段等の下においては、安全に歩行するために必要な高さおよび空間を確保すること。ただし、階段等の構造上やむを得ず確保することができない場合は、主として視覚障害者に配慮した安全な措置を講じるものとする。</p> <p>(2) 特定経路等を構成する敷地内の通路は、(1)に掲げるもののほか、つぎに掲げるものであること。</p> <p>ア 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ウ 傾斜路は、つぎに掲げるものであること。</p> <p>(ア) 勾配は、20分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては8分の1以下、高さが75センチメートル以下のものまたは敷地の状況等によりやむを得ない場合は12分の1以下とすることができる。</p> <p>(イ) 傾斜路の始点および終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。</p> <p>エ 排水溝、集水ます等は、設けないこと。建築物の配置上やむを得ず設ける場合は、車椅子使</p>

	<p>用者、つえ使用者等の通行に支障のないものとする。</p> <p>1の項に定める経路を構成する敷地内の通路が、地形の特殊性により1の規定によることが困難である場合におけるこの表の規定の適用については、1の項中「道等」とあるのは「当該共同住宅等の車寄せ」とする。</p>
11 駐車場	<p>多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に、車椅子利用者用駐車施設を1以上設けること。</p> <p>車椅子利用者用駐車施設は、つぎに掲げるものであること。</p> <p>ア 車体の駐車スペースは幅を210センチメートル以上とし、その両側の乗降用スペースはそれぞれ幅140センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 当該車椅子利用者用駐車施設から特定経路等を構成する屋外への出入口までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>車椅子利用者用駐車施設またはその付近に、当該車椅子利用者用駐車施設から利用居室等までの経路についての誘導表示を設けること。</p> <p>車椅子利用者用駐車施設の駐車スペースの床面にはその旨を、乗降用スペースの床面には斜線をそれぞれ表示すること。</p> <p>車椅子利用者用駐車施設(特定経路等を構成するものに限る。)から屋外への出入口までの通路は、歩行者の専用通路とすること。</p> <p>車椅子利用者用駐車施設およびに規定する通路に屋根またはひさしを設けること。</p> <p>駐車場の進入口に、車椅子利用者用駐車施設が設置されていることが分かる標識を設けること。ただし、進入口から当該車椅子利用者用駐車施設が容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>駐車場の進入口に、車椅子利用者用駐車施設への誘導用の標識を設けること。ただし、進入口から当該車椅子利用者用駐車施設が容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>多数の者が利用する駐車場に、高齢者、妊産婦等が円滑に駐車および乗降できる、幅270センチメートル以上かつ奥行き540センチメートル以上の駐車施設を設置し、高齢者、妊産婦等の利用が優先である旨の表示を行うこと。</p>
12 標識	<p>エレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設があることを表示するつぎに掲げる要件に該当する標識を設けなければならない。</p> <p>ア 多数の者が見やすい位置に設けること。</p> <p>イ 表示すべき内容が容易に識別できること(当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。)</p>
13 案内設備	<p>建築物またはその敷地には、当該建築物またはその敷地内のエレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>建築物またはその敷地には、当該建築物またはその敷地内のエレベーターその他の昇降機または便所の配置について、つぎに掲げる方法により、視覚障害者に示すための設備を設けること。</p> <p>ア 文字等の浮き彫り</p> <p>イ 音による案内</p> <p>ウ 点字およびアまたはイに類するもの</p> <p>案内所を設ける場合には、およびの規定は適用しない。</p>
14 案内設備までの経路	<p>道等から13の項の規定による設備または13の項の規定による案内所までの経路は、そのうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路(以下この項において「視覚障害者移動等円滑化経路等」という。)にすること。ただし、建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路がに定める基準に適合するものである場合においては、この限りでない。</p> <p>視覚障害者移動等円滑化経路等は、つぎに掲げるものとする。</p> <p>ア 視覚障害者移動等円滑化経路等に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等および点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、または音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。</p> <p>イ 視覚障害者移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路のつぎに掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p>

	<p>(ア) 車路に近接する部分</p> <p>(イ) 段がある部分の上下端に近接する部分または傾斜がある部分の上端に近接する部分(つぎに掲げる部分を除く。)</p> <p>a 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>b 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>c 段がある部分または傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊り場等</p>
15 公共的通路	<p>公共的通路の1以上は、つぎに掲げる構造とすること。</p> <p>ア 歩道状空地、屋外貫通通路、歩行者デッキ等の建築物外部の公共的通路に係る構造は、つぎのものとする。</p> <p>(ア) 通路の幅は、200センチメートル以上(都市計画、許可等で別に定める幅がある場合には、当該幅以上)とし、通行に支障がない高さ空間を確保すること。</p> <p>(イ) 通路面には段差を設けないこと。ただし、つぎに掲げる要件に該当する傾斜路または6の項もしくは7の項に定める基準を満たすエレベーターその他の昇降機を設けている場合その他道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>a 手すりを設けること。</p> <p>b その前後の通路との色の明度、色相または彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>c 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>d 勾配は、20分の1を超えないこと。</p> <p>e 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>f 両側に側壁または立ち上がりを設けること。</p> <p>g 傾斜路の始点および終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。</p> <p>(ウ) 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(I) 当該敷地外の道路または公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、道路の歩道に沿って歩道状空地が設けられている場合には、当該歩道状空地に視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。</p> <p>(オ) 階段を設ける場合には、つぎに掲げる構造の階段とすること。</p> <p>a 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。</p> <p>b 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相または彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</p> <p>c 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>d 段がある部分の上下端に近接する通路の部分および段がある部分の上下端に近接する踊り場(250センチメートル以下の直進のものを除く。)の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>e 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>f けあげの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。</p> <p>g 階段の幅(当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 屋内貫通通路、アトリウム、地下鉄連絡通路等の建築物内部の公共的通路に係る構造は、つぎのものとする。</p> <p>(ア) 通路部分の幅は、200センチメートル以上(都市計画、許可等で別に定める幅がある場合には、当該幅以上)とし、当該部分の天井の高さを250センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 通路面には段差を設けないこと。ただし、つぎに掲げる要件に該当する傾斜路または6の</p>



	<p>項もしくは7の項に定める基準を満たすエレベーターその他の昇降機を設けている場合その他道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 手すりを設けること。</li> <li>b その前後の通路との色の明度、色相または彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</li> <li>c 傾斜がある部分の上端に近接する通路の部分および傾斜がある部分の上端に近接する踊り場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが16センチメートルを超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、または直進で、長さが250センチメートル以下の踊り場に設けるものについては、この限りでない。</li> <li>d 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</li> <li>e 勾配は、12分の1を超えないこと。</li> <li>f 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。</li> <li>g 両側に側壁または立ち上がりを設けること。</li> <li>h 傾斜路の始点および終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。</li> </ul> <p>(リ) 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(I) 道路または建築物外の公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>(ロ) 階段を設ける場合には、つぎに掲げる構造の階段とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。</li> <li>b 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相または彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</li> <li>c 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</li> <li>d 段がある部分の上下端に近接する通路の部分および段がある部分の上下端に近接する踊り場(250センチメートル以下の直進のものを除く。)の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</li> <li>e 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</li> <li>f けあげの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。</li> <li>g 階段の幅(当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は、120センチメートル以上とすること。</li> </ul>
<p>16 洗面所</p>	<p>多数の者が利用する洗面所を設ける場合には、つぎに掲げるものとする。</p> <p>ア 床の表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>イ つぎに掲げる洗面器を1以上設けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 洗面台の前面には、車椅子の転回に必要なスペースを確保すること。</li> <li>(イ) 洗面器の上端の高さは、75センチメートル以下とすること。</li> <li>(ウ) 下部に車椅子使用者のひざが入る空間を確保すること。</li> <li>(I) 鏡の下端は、洗面器の上端から20センチメートル以下とすること。</li> <li>(ロ) 排水トラップは、Pトラップとすること。</li> <li>(カ) 水栓金具は、光感知式等の自動式、レバー式等の簡単に操作できるものとする。</li> <li>(キ) 蛇口は、水が跳ねない仕様とすること。</li> </ul> <p>ウ イに定める洗面器以外の洗面器のうち1以上には、手すりを設けること。</p> <p>エ 棚、フック等を設けること。</p>
<p>17 屋上またはバルコニー</p>	<p>多数の者が利用する屋上またはバルコニーを設ける場合には、つぎに掲げるものとする。</p> <p>ア 床の表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げる。</p>

	<p>イ 段差が生じる場合は、すりつけ、傾斜路を設けるなど車椅子が円滑に通行できるものとする こと。</p> <p>ウ 車椅子使用者が円滑に利用することができる空間が確保されていること。</p> <p>エ 高さ110センチメートル以上の転落防止用の手すりを設けること。</p>
18 緊急時の設備等	<p>(1) 警報装置は光および音声によって非常事態の発生を告げる装置とすること。</p> <p>(2) 避難経路上に段差を設けないこと。ただし、階から階に至る階段については、この限りでない。</p> <p>(3) 避難経路には、点滅誘導灯および誘導音響装置を設けること。</p>
19 手すり	<p>(1) 階段および廊下等に設置する手すりの取付け高さは、1段の場合は75センチメートル以上85センチメートル以下、2段の場合は60センチメートル以上65センチメートル以下および75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。ただし、専ら乳幼児が利用する手すりについては、この限りでない。</p> <p>(2) 2段の場合、下段の手すりは、上段の手すりの半径の長さ分、上段の手すりより壁から離して設置すること。</p> <p>(3) 形状は、円形または楕円形とし、握りやすいものとする。</p> <p>(4) 手すりとは、4センチメートル以上空け、手すりの下側で支持すること。</p> <p>(5) 端部は、下方または壁面方向に曲げること。</p> <p>(6) 階段および傾斜路の手すり端部の水平部分は、45センチメートル以上とすること。</p> <p>(7) 階段の昇降以前の水平部分には、現在位置および上下階の情報等を点字および墨字で表示すること。</p>

別表第3（第5条関係）

3 道路（特定道路を除く。）に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 歩道等	(1) 歩道または自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）は、原則として車道と分離し、歩行者の安全を確保すること。 (2) 歩道等は、セミフラット形式を原則とすること。
2 歩道の有効幅員	歩道の有効幅員は、原則として2メートル以上とし、歩行者が安心して通行できる歩行空間を連続して確保すること。
3 横断歩道	(1) 歩行者の安全を確保するため、必要に応じ横断歩道を設けること。 (2) 横断歩道には、道路標識または信号機および道路標示を設けること。
4 立体横断施設	立体横断施設は、高齢者、障害者等に対する安全性および移動性を配慮した構造とすること。
5 ベンチ等	高齢者、障害者等が歩行中に休憩や交流ができるような施設として、必要に応じ、ベンチ等を設けること。
6 歩道等と車道等との段差（一般的事項）	(1) 歩行者の通行動線上における歩道等と車道または車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）との段差は、2センチメートルを標準とすること。 (2) すりつけ勾配は、5パーセント以下（沿道の状況等によりやむを得ない場合には、8パーセント以下）とし、勾配の方向は、歩行者の通行動線の方向と一致させること。
7 歩道等と車道等との段差（交差点における切下げ）	交差点部の横断歩道に向けての切下げは、自動車に対する歩行者の安全、路面の排水等を考慮の上、高齢者、障害者等が円滑に通行できるような構造とすること。
8 歩道等と車道等との段差（細街路と交差する場合）	交通量の少ない細街路等と交差する場合は、本線の歩行者の安全性、利便性および連続性を考慮し、平坦となるような構造とすること。ただし、切り開き形式とする場合は、細街路の路面と歩道等の路面とに段差を設けること。
9 車両乗入れ部	(1) 歩道等における車両乗入れ部は、歩行者の安全性および快適性を考慮し、歩道面が連続して平坦となるような構造とすること。 (2) 車両乗入れ部のすりつけ勾配は、15パーセント以下（特殊縁石（歩道等の切下げ量を少なくすることができる形式の縁石をいう。以下同じ。）を用いる場合は、10パーセント以下）とすること。 (3) 車両乗入れ部の縁石の段差は、5センチメートルを標準とすること。
10 歩道等の舗装	歩行者の安全性および快適性を確保するため、平坦性、滑りにくさ、水はけのよさ等を考慮し、舗装材料を選択すること。
11 案内標識	(1) 道路の要所には、必要に応じ、公共施設、病院等の案内標識を整備すること。 (2) 標示は、大きめで、分かりやすい文字、記号等で表記すること。
12 視覚障害者誘導用ブロック	(1) 視覚障害者が多く利用する道路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。 (2) 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色を原則とする。ただし、周辺の舗装の色彩との輝度比において対比効果が発揮できない場合には、他の色を使用することができる。この場合においては、輝度比が確保できる適切な色を選択すること。
13 駐車場（道路付属物としての駐車場）	駐車場の整備に当たっては、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう十分な配慮をするとともに、障害者のための駐車スペースを1以上設けること。

別表第3（第5条関係）

3の2 特定道路に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 歩道等	歩行者が安心して通行できる歩行空間を連続して確保すること。
2 横断歩道	(1) 歩行者の安全を確保するため、必要に応じ横断歩道を設けること。 (2) 横断歩道には、道路標識または信号機および道路標示を設けること。
3 立体横断施設	立体横断施設は、高齢者、障害者等に対する安全性および移動性を配慮した構造とすること。
4 歩道等と車道等との段差（一般的事項）	すりつけ勾配は、5パーセント以下（沿道の状況等によりやむを得ない場合には、8パーセント以下）とし、勾配の方向は、歩行者の通行動線の方向と一致させること。
5 歩道等と車道等との段差（交差点における切下げ）	交差点部の横断歩道に向けての切下げは、自動車に対する歩行者の安全、路面の排水等を考慮の上、高齢者、障害者等が円滑に通行できるような構造とすること。
6 歩道等と車道等との段差（細街路と交差する場合）	交通量の少ない細街路等と交差する場合は、本線の歩行者の安全性、利便性および連続性を考慮し、平たんとなるような構造とすること。ただし、切り開き形式とする場合は、細街路の路面と歩道等の路面とに段差を設けること。
7 車両乗入れ部	(1) 歩道等における車両乗入れ部は、歩行者の安全性および快適性を考慮し、歩道等の路面が連続して平たんとなるような構造とすること。 (2) 車両乗入れ部のすりつけ勾配は、15パーセント以下（特殊縁石を用いる場合は、10パーセント以下）とすること。 (3) 車両乗入れ部に設ける縁石の車道等に対する高さは、5センチメートルを標準とすること。
8 案内標識	標示は、大きめで、分かりやすい文字、記号等で表記すること。

別表第3（第5条関係）

4 公園等（都市公園を除く。）に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 出入口	<p>出入口は、つぎに定める構造とすること。ただし、2の項に定める園路に接続が困難な出入口については、この限りでない。この場合においては、つぎに掲げる基準に適合した出入口の位置を明示する案内板を設けること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>エ ウの規定にかかわらず、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（当該傾斜路の踊場を含む。以下この表において同じ。）を併設すること。</p> <p>オ 路面は、平たんで濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>カ 警告に用いる点状ブロック等の敷設、異なる舗装材の使用等により道路との境界を明示すること。また、直接車道等と接する場合には、2センチメートルを標準として段差を設けること。</p>
2 園路	<p>主要な施設を利用するための園路のうち1経路以上は、つぎに定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、長さ50メートル以内ごとに、車椅子が転回することができる広さの場所を設けるときに限り、幅を120センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>エ 縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>カ 路面は、平たんで濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>キ 3パーセントから4パーセントまでの縦断勾配が50メートル以上続く場合は、途中に150センチメートル以上の水平部分を設けること。</p> <p>ク 縁石、街渠(きょ)等により段差が生じる場合は、5パーセント以下（構造上等やむを得ない場合は、8パーセント以下）の勾配ですりつけること。やむを得ず段差を残す場合は、2センチメートル以下とすること。</p> <p>ケ 園路に付帯する観覧場所および休憩場所には、車椅子が安定して停止できる水平部分を適宜設けること。</p> <p>コ 視覚障害者誘導用ブロックを園路の要所に敷設すること。</p>
3 階段	<p>階段（当該階段の踊場を含む。）は、つぎに定める構造とするとともに、傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものをもって傾斜路に代えることができる。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 手すりを連続して両側に設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。</p> <p>エ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>オ 踏面は、平たんで濡れても滑りにくい仕上げとし、かつ、視覚障害者等が識別しやすいものとする。</p> <p>カ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>キ 階段の両側には、立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限り</p>

	<p>でない。</p> <p>ク 階段の始点および終点に水平部分を、高さ3メートル以内ごとに水平な踊場を設けること。</p> <p>この場合において、当該水平部分および踊場の長さは、150センチメートル以上とすること。</p> <p>ケ 階段の始末端部に近接する路面には、警告に用いる点状ブロック等を敷設すること。</p>
4 傾斜路	<p>傾斜路（3の項の傾斜路および階段または段に代わり設けられる傾斜路をいう。）は、つぎに定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段または段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 縦断勾配は、5パーセント以下を標準とすること。ただし、傾斜路の高さが75センチメートル以下の場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>ウ 横断勾配は、設けないこと。</p> <p>エ 路面は、平たんで濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>オ 傾斜路の始点および終点ならびに高さ75センチメートル以内ごとに、踏み幅150センチメートル以上の踊場を水平に設けること。</p> <p>カ 手すりを連続して両側に設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>キ 傾斜路の両側には、立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない</p>
5 休憩所	<p>不特定かつ多数の者が利用する休憩所を設ける場合は、当該休憩所のうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保するとともに、当該休憩所の出入口をつぎに定める構造とすること。</p> <p>ア 出入口の幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、85センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>エ 戸を設ける場合における当該戸を、つぎに掲げる基準に適合するものとする。</p> <p>(ア) 幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</p>
6 野外劇場および野外音楽堂	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用する野外劇場および野外音楽堂は、つぎに定める構造とすること。</p> <p>ア 出入口は、5の項アからウまでの基準に適合すること。</p> <p>イ 出入口と車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧の場所（以下「車椅子使用者用観覧スペース等」という。）およびエの便所との間に設ける通路は、つぎに掲げる基準に適合するものとする。</p> <p>(ア) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を85センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(イ) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(ウ) (イ)の規定にかかわらず、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(エ) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>(オ) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>(カ) 路面は、平たんで濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(キ) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、点状ブロック等および線状ブロック等を適切に組み合わせて路面に敷設したもの、その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。</p> <p>ウ 収容定員が200以下の場合は当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用</p>

	<p>者用観覧スペース等を設けること。</p> <p>エ 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、当該便所のうち1以上は、8の項の基準に適合するものとする。</p> <p>(2) 車椅子使用者用観覧スペース等は、つぎに掲げる基準に適合させること。</p> <p>ア 幅は90センチメートル以上であり、奥行きは120センチメートル以上であること。</p> <p>イ 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。</p> <p>ウ 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備を設けること。</p> <p>エ 出入口から容易に到達でき、かつサイトライン（可視線）に配慮した位置に設けること。</p>
7 駐車場	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用する駐車場を設ける場合は、当該駐車場のうち1以上は、つぎに掲げる場合に応じ、それぞれつぎに定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。ただし、専ら大型自動二輪車および普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。</p> <p>ア 当該駐車場の駐車台数が200以下の場合 当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数</p> <p>イ 当該駐車場の駐車台数が200を超える場合 当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数</p> <p>(2) 車椅子使用者用駐車施設は、つぎに定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車椅子使用者用駐車施設または当該車椅子使用者用駐車施設の付近に、見やすい方法により車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。</p> <p>ウ 2の項に規定する園路への接続が容易な位置に設けること。</p>
8 便所	<p>(1) 便所は、つぎに定める構造とすること。</p> <p>ア 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>イ 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。</p> <p>ウ イの規定により設けられる小便器には、手すりおよび光感知式自動洗浄装置を設けること。</p> <p>エ 複数の便房を設ける場合は、当該便房のうち1以上（男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）をつぎに定める構造とすること。</p> <p>(ア) 大便器は、1以上を腰掛式とし、手すりを設けること。</p> <p>(イ) 便房の戸に、腰掛式便器である旨を表示すること。</p> <p>オ 出入口の幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>カ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けた便房を1以上（男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、当該便所のうち1以上は、(1)に掲げる基準のほか、つぎに掲げる基準のいずれかに適合させること。</p> <p>ア 便所（男子用および女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に、車椅子使用者用便房を設けること。</p> <p>イ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。</p> <p>(3) 車椅子使用者用便房が設けられた便所は、つぎに掲げる基準に適合させること。</p> <p>ア 出入口は、つぎに掲げる基準に適合するものとする。</p> <p>(ア) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(イ) (ア)の規定にかかわらず、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(ウ) (イ)に定める傾斜路の幅は90センチメートル以上とし、勾配は5パーセント以下とすること。ただし、高低差が16センチメートル以下の場合は12パーセント以下、傾斜路の高さが75センチメートル以下の場合は8パーセント以下とすることができる。</p> <p>(エ) 車椅子使用者用便房を設けていることを表示する標識を設けること。</p> <p>(オ) 戸を設ける場合における当該戸を、つぎに掲げる基準に適合するものとする。</p> <p>a 幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>イ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。</p>

	<p>(4) 車椅子使用者用便房は、つぎに掲げる基準に適合させること。</p> <p>ア 出入口は、車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>イ 出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備および機能を表示する標識を設けること。</p> <p>ウ 腰掛便座および手すりを設けること。</p> <p>エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。</p> <p>(5) (1)オならびに(3)ア(オ)およびイの規定は、車椅子使用者用便房について準用する。</p> <p>(6) 車椅子使用者用便房が設けられた便所および車椅子使用者用便房は、一般用の便所に近接し、わかりやすく利用しやすい位置に設けること。</p> <p>(7) (3)ア(ア)から(ウ)までおよび(オ)ならびにイ、(4)イからエまでならびに(6)の規定は、(2)イの便所について準用する。この場合において、(4)イ中「車椅子使用者用便房」とあるのは、「当該便所が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のもの」と読み替えるものとする。</p>
9 水飲場および手洗場	<p>水飲場および手洗場は、つぎに定める構造とすること。</p> <p>ア 飲み口は、上向きとすること。</p> <p>イ 飲み口の位置は、高さ70センチメートルから80センチメートルまでとし、水飲場の下部に高さ65センチメートル以上、奥行き45センチメートル以上の空間を確保すること。</p> <p>ウ 車椅子が接近し、転回できるように、飲み口への進入経路に各辺150センチメートル以上の水平部分を設けること。</p>
10 掲示板および標識	<p>高齢者、障害者等が円滑に利用できる施設の配置や経路を表示した掲示板および標識を設置する場合は、そのうち1以上はつぎに定める構造とすること。</p> <p>ア 園内の要所に必要に応じて設けること。</p> <p>イ 分かりやすい位置および車椅子使用者等が見やすい高さに設けること。</p> <p>ウ 通行の支障とならないよう通路に突出しない位置に設けること。ただし、やむを得ず通路に突出する場合は、掲示板および標識の下端の位置が高さ250センチメートル以上になるよう設けること。</p> <p>エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。</p> <p>オ 表示している内容が容易に読み取れるような文字の大きさ、色調および明度とすること。</p> <p>カ 平仮名、ピクトグラム、ローマ字等による標示を併用すること。</p> <p>キ 掲示板(案内板に限る。)には、車椅子での利用が可能な園路および施設を表示すること。</p>
11 転落防止等	<p>高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、点状ブロック等および線状ブロック等を適切に組み合わせて路面に敷設したもの、その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。</p>
12 ベンチ	<p>ベンチは、高齢者、障害者等の休憩、観賞等にふさわしい場所に利用しやすい構造のものを設置すること。</p>
13 野外卓	<p>野外卓は、つぎに定める構造とすること。</p> <p>ア 床面には、車椅子使用者が使用できるように150センチメートル以上の水平部分を設けること。</p> <p>イ 卓の下部に、高さ65センチメートル以上、奥行き45センチメートル以上の空間を設けること。</p>
14 排水溝(ます)	<p>園路の動線上および広場に設ける開渠の排水溝ならびに集水ますには、つえ、車椅子のキャスター等が落ち込まない構造の蓋を園路と段差が生じないように設けること。</p>
15 公園施設として設けるその他の建築物等	<p>公園施設として設ける建築物のうち特定公園施設以外の建築物および当該建築物の屋内設備については、1の表の規定を準用する。</p>



別表第3（第5条関係）

4の2 都市公園に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 出入口	<p>外部の道路等と接する出入口（別表第8の1の項(2)に規定する基準を満たしている出入口を除く。）は、つぎに定める構造とすること。ただし、同表の1の項(3)に定める通路に接続が困難な出入口については、この限りでない。この場合においては、つぎに掲げる基準に適合した出入口の位置を明示する案内板を設けること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>エ ウの規定にかかわらず、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（当該傾斜路の踊場を含む。以下この表において同じ。）を併設すること。</p> <p>オ 路面は、平坦んで濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>カ 警告に用いる点状ブロック等の敷設、異なる舗装材の使用等により道路との境界を明示すること。また、直接車道等と接する場合には、2センチメートルを標準として段差を設けること。</p>
2 ベンチ	<p>ベンチは、高齢者、障害者等の休憩、観賞等にふさわしい場所に利用しやすい構造のものを設置すること。</p>
3 野外卓	<p>野外卓は、つぎに定める構造とすること。</p> <p>ア 床面には、車椅子使用者が使用できるように150センチメートル以上の水平部分を設けること。</p> <p>イ 卓の下部に、高さ65センチメートル以上、奥行き45センチメートル以上の空間を設けること。</p>
4 排水溝（ます）	<p>園路の動線上および広場に設ける開渠の排水溝ならびに集水ますには、つえ、車椅子のキャスト等が落ち込まない構造の蓋を園路と段差が生じないように設けること。</p>
5 公園施設として設けるその他の建築物等	<p>公園施設として設ける建築物のうち特定公園施設以外の建築物および当該建築物の屋内設備については、1の表の規定を準用する。</p>

別表第3（第5条関係）

5 駐車場に関する整備基準（公共施設等）

整備項目	整備基準
<p>1 路外駐車場 車椅子使用者 用駐車施設</p>	<p>(1) 路外駐車場には、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「路外駐車場車椅子使用者用駐車施設」という。）を1以上設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車および普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。</p> <p>(2) 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設は、つぎに掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設またはその付近に、路外駐車場車椅子使用者用駐車施設の表示をするとともに、当該駐車施設への経路について誘導表示を行うこと。</p> <p>ウ 2の項(2)に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p>
<p>2 路外駐車場 移動等円滑化 経路</p>	<p>(1) 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設から道等までの経路のうち1以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。</p> <p>(2) 路外駐車場移動等円滑化経路は、つぎに掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、つぎに掲げるものであること。</p> <p>(ア) 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>エ 路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路（段に代わり、またはこれに併設するものに限る。）は、つぎに掲げるものであること。</p> <p>(ア) 幅は、段に代わるものにあっては120センチメートル以上、段に併設するものにあっては90センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 勾配は、20分の1を超えないこと。ただし、高さが、16センチメートル以下のものにあっては8分の1を超えないこと。</p> <p>(ウ) 高さが、75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>(イ) 手すりを設けること。</p>

別表第3（第5条関係）

6 公共交通施設に関する整備基準（公共施設等）

(1) 駅舎等

整備項目	整備基準
1 移動等円滑化経路	<p>(1) 公共交通施設（以下「駅舎等」という。）の出入口から、通路、改札口等を経て車両等の乗降口に至る経路において、高齢者、障害者等の移動に際して障害（段差、狭小な出入口等をいう。）となるものがなく、かつ、安全に連続して通行できる経路（以下この表において「移動等円滑化経路」という。）を1以上確保すること。</p> <p>(2) 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって主たる通行の用に供するものと当該公共用通路と当該車両等の乗降口との間に係る移動等円滑化経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくすること。</p> <p>(3) 乗降場間の旅客の乗継ぎの用に供する経路（以下「乗継ぎ経路」という。）のうち、移動等円滑化経路を、乗降場ごとに1以上確保すること。</p> <p>(4) 主たる乗継ぎ経路と移動等円滑化経路となる乗継ぎ経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくすること。</p> <p>(5) 線路、水路等を挟んだ各側に公共用通路に直接通ずる出入口がある鉄道駅には、(1)の規定にかかわらず、当該各側の出入口に通ずる移動等円滑化経路をそれぞれ1以上確保すること。ただし、鉄道駅の規模、出入口の設置状況その他の状況および当該鉄道駅の利用の状況を勘案して、高齢者、障害者等の利便を著しく阻害しないと地方運輸局長が認める場合は、この限りでない。</p>
2 出入口	<p>(1) 駅舎等の出入口には、段差を設けないこと。段差がある場合は、7の項に定める構造の傾斜路を設けること。地形上または構造上困難な駅舎等の場合であっても、1以上の出入口については段差を解消すること。</p> <p>(2) 床の表面は、平たんで濡れても滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(3) 幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、85センチメートル以上とすること。</p>
3 駐車場	<p>駐車場を設ける場合の位置および構造等については、1の表に規定する整備基準を準用する。</p>
4 コンコース・通路・ホール等	<p>(1) 移動等円滑化経路を構成する通路等においては、つぎに定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、車椅子使用者が円滑に通行できる構造とした上で、120センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 床面には、段差を設けないこと。段差がある場合は、7の項に定める構造の傾斜路を設けること。</p> <p>ウ 壁面および柱面の看板ならびに設置物は、突き出さないようにすること。やむを得ず突き出る場合は、面をとるなどの安全な措置をとること。</p> <p>エ 高齢者、障害者等に配慮し、十分な明るさを確保した照明設備を設けること。</p> <p>(2) 床の表面は、平たんで濡れても滑りにくい材料で仕上げること。</p>
5 出札・案内所等	<p>(1) 出札・案内所等のカウンターは、け込みを設けるなど車椅子使用者の利用に支障のない構造とすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 出札・案内所等のカウンターに至る経路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>(3) 案内所等（勤務する者を置かないものは除く。）には、筆談用具等を準備し、当該用具のある旨の表示をすること。</p>
6 階段	<p>(1) 主要な階段には、回り段を設けないこと。ただし、構造上困難な場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) 高さが概ね300センチメートル以内ごとに、踊り場を設けること。</p> <p>(4) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を表記すること。</p> <p>(5) 表面は、平たんで濡れても滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(6) 踏面の端部の全体は、視覚障害者等が識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。</p> <p>(7) 階段下等において、高さが十分確保できないような空間等を設けないこと。やむを得ず空間</p>

	<p>が生じる場合は、視覚障害者等に配慮した安全な措置を講ずること。</p> <p>(8) 階段の両側には、立ち上がりが設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>(9) 高齢者、障害者等に配慮し、十分な明るさを確保した照明設備を設けること。</p>
7 傾斜路	<p>(1) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路においては、つぎに定める構造とすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、この限りでない。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、段を併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 勾配は、屋内にあっては12分の1以下、屋外にあっては20分の1以下とすること。ただし、屋内、屋外とも傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合は8分の1以下、屋外において傾斜路の高さが75センチメートル以下の場合は12分の1以下とすることができる。</p> <p>ウ 高さ75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに長さ150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>エ 傾斜路の折り返し部分には踊り場を設け、他の通路と出会う部分には、水平部分を設けること。</p> <p>(2) 傾斜路の両側は、35センチメートル以上の立ち上がりが設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 床の表面は、濡れても滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(4) 傾斜路の勾配部分は、その接続する通路と容易に識別できるものとする。</p>
8 エレベーター	<p>移動等円滑化経路を構成するエレベーターは、改札口にできるだけ近い位置に、つぎに定める基準に適合するエレベーターを設け、高齢者、障害者等の円滑な垂直移動を確保すること。ただし、駅舎等に隣接する他の施設により移動円滑化された経路を利用できる場合または地形上、管理上エレベーターを設置することが著しく困難な場合は、この限りでない。</p> <p>ア 籠および昇降路の出入口の幅は、それぞれ80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 籠の容量は、11人乗り以上とし、エレベーターの台数、籠の内法幅および内法奥行きは、旅客施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。ただし、つぎのいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 既設の駅舎等で構造上困難な場合</p> <p>(イ) 籠内部で車椅子を転回することなく円滑に乗降できる機種を採用する場合</p> <p>ウ 籠内および乗降ロビーに設ける設備は、高齢者、障害者等が支障なく利用できる構造とすること。</p> <p>エ 乗降ロビーは、車椅子が転回できる構造とすること。</p> <p>オ 籠および昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることまたは籠外および籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造であること。</p>
9 エスカレーター	<p>エスカレーターを設置する場合は、つぎに定める構造とすること。</p> <p>ア 踏面および床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 緊急時に操作しやすい非常停止装置を分かりやすい位置に設置すること。</p> <p>ウ くし板は、できるだけ薄くし、ステップ部分と区別できるよう、原則として黄色による縁取りを行うこと。</p> <p>エ 8の項に定める構造のエレベーターの設置が困難な駅に設けるエスカレーターは、車椅子対応型エスカレーターとすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、この限りでない。</p> <p>オ 踏み段の端部の全体が、その周囲の色と容易に識別できるものとする。</p> <p>カ 進入可能なエスカレーターにおいて、当該エスカレーターの行き先および昇降方向を知らせる音声案内装置を設けること。</p> <p>キ エスカレーターの上端および下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を表示すること。ただし、上り専用または下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。</p>
10 便所（一般用）	<p>不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、つぎに定める構造とすること。</p> <p>ア 便所への案内、誘導および男女別表示等を分かりやすく表示すること。</p>

	<p>イ 床面には、高齢者、障害者等の通行の支障となる段差を設けないこと。段差がある場合は、7の項に定める構造の傾斜路を設けること。</p> <p>ウ 床の表面は、濡れても滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>エ 大便器は、1以上（男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）を腰掛け式とすること。</p> <p>オ 腰掛け式とした大便器および小便器の1以上に、それぞれ手すりを設けること。</p> <p>カ 男子用小便器を設ける場合は、1以上を床置きまたは壁掛け式（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器とすること。</p> <p>キ 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。ただし、車椅子使用者用便房に設置してある場合は、この限りでない。</p> <p>ク ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設けること。ただし、車椅子使用者用便房に設置してある場合は、この限りでない。</p> <p>ケ ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を1以上設けること。ただし、車椅子使用者用便房に設置してある場合は、この限りでない。</p> <p>コ キ、クまたはケの設備を設けた便房および便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p>
11 便所（車椅子使用者用便房）	<p>不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、車椅子使用者用便房または車椅子使用者用便房を有する便所を1以上（男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けることとし、当該便所は、10の項に定めるほか、つぎに定める構造とすること。</p> <p>ア 便所（一般用）に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。</p> <p>イ 車椅子使用者用便房の出入口の幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 出入口には、高齢者、障害者等の通行の支障となる段差を設けないこと。</p> <p>エ 出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備および機能を表示すること。</p> <p>オ 車椅子使用者が円滑に利用できる空間を確保すること。</p> <p>カ 腰掛け便座、手すり等を適切に配置すること。</p> <p>キ 出入口の戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p>
12 旅客待合所	<p>旅客待合所を設ける場合は、つぎに定める構造および設備にすること。</p> <p>ア 分かりやすく利用しやすい位置に設けること。</p> <p>イ 旅客待合所への主要な通路の幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、車椅子使用者が円滑に通行できる構造とした上で、120センチメートル以上とすることができる。</p> <p>ウ 床面には、段差を設けないこと。段差がある場合は、7の項に定める構造の傾斜路を設けること。</p> <p>エ 床の表面は、平たんで滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>オ 壁面および柱面の看板ならびに設置物は、突き出さないようにすること。やむを得ず突き出る場合は、面を取るなどの安全な措置をとること。</p> <p>カ 高齢者、障害者等の利用しやすい構造のベンチを適宜設けること。</p>
13 戸	<p>案内所、旅客待合所その他不特定かつ多数の者が利用する部分に戸を設ける場合は、当該戸は、つぎに定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 自動的に開閉する構造または車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ウ 床面には、高齢者、障害者等の通行の支障となる段差を設けないこと。</p>
14 案内板等	<p>(1) 駅舎等の出入口の付近その他の適切な場所には、移動等円滑化のための主要な設備等の配置を表示した案内板等の設備を設けること。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) (1)の案内板等は、高齢者、障害者等に配慮して明確で分かりやすい表示とすること。</p> <p>(3) 移動等円滑化のための主要な設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設けること。</p> <p>(4) (3)の標識は、日本産業規格Z8210に適合するものであること。</p> <p>(5) 車両等の運行（運航を含む。）に関する情報を文字等により表示するための設備および音声により提供するための設備を備えること。ただし、代替措置がある場合は、この限りでない。</p>

15 視覚障害者誘導案内用設備	旅客施設の配置を点字、音その他の方法により視覚障害者に示すための設備を駅舎等の出入口付近その他適切な場所に設けること。ただし、駅舎等構内の施設の配置が単純な場合は、この限りでない。
16 視覚障害者誘導用ブロック	<p>(1) 通路その他これに類するもの（以下「通路等」という。）であって、移動等円滑化経路を構成するものには、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、または音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施される時は、当該2以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。</p> <p>(2) 視覚障害者誘導用ブロックが敷設された通路等とエレベーター、触知案内図、便所の出入口および乗車券販売所との間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、(1)ただし書の経路については、この限りでない。</p> <p>(3) 階段、傾斜路およびエスカレーターの始末端部に近接する通路の床ならびにエレベーターの乗降口ビームの操作盤、触知案内図、便所の出入口および乗車券販売所の前には、点状ブロックを敷設すること。</p> <p>(4) 敷設に当たっては、目的地まで安全かつ確実に到達できるよう配慮すること。</p> <p>(5) 色彩は、周辺の床材の色と輝度比において、対比効果が発揮できるものとし、原則として黄色を用いること。ただし、黄色で十分な対比効果が得られない場合は、他の色を用いることができる。</p> <p>(6) 形状は、視覚障害者が認識しやすいものとする。</p> <p>(7) 材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性、耐磨耗性に優れ、退色または輝度の低下が少ない素材とすること。</p>
17 手すり	<p>(1) 一般旅客が常時利用する傾斜路、階段等においては、両側に連続して手すりを設けること。ただし、構造上困難な場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 便所、エレベーター等に設ける移乗等動作補助用手すりは、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮したものとする。</p> <p>(3) 取付けの高さは、1段手すりの場合は、床面から80センチメートル程度、2段手すりの場合は、下段が65センチメートル程度、上段が85センチメートル程度とすること。</p> <p>(4) 手すりの形状については、高齢者、障害者等が支障なく利用できるものとする。</p> <p>(5) 材質は、その取付場所に配慮したものとする。</p>
18 券売機	<p>(1) 券売機は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものとする。</p> <p>(2) 運賃等を点字で表示すること。ただし、機種により表示が困難な場合は、1以上を視覚障害者が支障なく利用できる機種とすること。</p>
19 休憩設備（ベンチ等）	ベンチ等その他の高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を1以上設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

## (2) 鉄軌道駅

整備項目	整備基準
1 改札口	<p>(1) 改札口通路のうち1以上は、幅90センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 出札口（券売機）から改札口に至る経路および改札口通路の1以上には、視覚障害者誘導用ブロックを連続して敷設すること。</p> <p>(3) 自動改札機を設ける場合は、当該自動改札機への進入の可否を分かりやすく表示すること。</p>
2 乗降場（プラットフォームホーム）	<p>(1) 床面の水勾配は、100分の1程度とし、濡れても滑りにくい材料で仕上げる。ただし、階段、エスカレーター等へのすりつけ部における水勾配は、この限りでない。</p> <p>(2) 乗降場の縁端および両端には、車両の停止する部分にホーム縁端警告ブロックまたは点状ブロック（以下「ホーム縁端警告ブロック等」という。）を連続して敷設すること。ただし、ホームドアまたはホームゲート等が設置されている場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 乗降場の線路側以外の端部には、転落防止のためのさく等を設けること。</p> <p>(4) 乗降場のホーム先端ノンスリップタイルは、濡れても滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(5) 鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、乗降場と車両とのすき間および段差は、可能な限り小さくすること。</p> <p>(6) 発着する全ての鉄道車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができる乗降場においては、ホームドアまたはホームゲートを設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合にあっては、この限りでない。この場合においては、ホーム縁端警告ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設けること。</p> <p>(7) (6)に掲げる乗降場以外の乗降場にあっては、ホームドア、ホームゲート、ホーム縁端警告ブロック等その他の転落防止するための設備を設けること。</p> <p>(8) 列車の接近を文字等により警告するための設備および音声により警告するための設備が設けられていること。ただし、代替措置がある場合は、この限りでない。</p> <p>(9) 高齢者、障害者等に配慮し、十分な明るさを確保した照明設備を設けること。</p> <p>(10) 車椅子スペースに通ずる旅客用乗降口には、乗降場に位置を表示すること。ただし、当該旅客用乗降口の位置が一定していない場合は、この限りでない。</p>

## (3) バスターミナル

整備項目	整備基準
1 バスターミナル	<p>(1) 乗降場の床の表面は、濡れても滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(2) 乗降場の縁端のうち、バス車両用の場所に接する部分には、さく、点状ブロックその他の視覚障害者のバス車両用場所への進入を防止するための設備を設けること。</p> <p>(3) 乗降場に接して停留するバス車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。</p>







別表第5（第10条、第13条関係）

区分	図書	
	種類	明示すべき事項
建築物	付近見取図	方位、道路および目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、協議に係る建築物と他の建築物との別、土地の高低、敷地に接する道路の位置および幅員ならびに移動等円滑化経路等および特定道路
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、主要部分の位置および寸法ならびに移動等円滑化経路等および特定経路
	2面以上の断面図	縮尺および床の高さ
	立面図	建物が道路と接続する部分の出入口や経路
	その他区長が必要と認める図書	

別表第6（第18条関係）

区分	図書	
	種類	明示すべき事項
公園等	付近見取図	方位、道路および目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途および規模、主要な出入口および園路、土地の高低ならびに敷地に接する道路の位置および幅員
駐車場	付近見取図	方位、道路および目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における出入口、通路、主要な施設の位置および寸法ならびに敷地に接する道路の位置および幅員
公共交通施設	付近見取図	方位、道路および目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物との別、敷地内における改札口、乗降場、通路その他の主要部分の位置および寸法ならびに敷地に接する道路の位置および幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、乗降場、通路、階段、昇降機ならびに車椅子使用者用便房その他の主要部分の位置および寸法
共通	その他区長が必要と認める図書	

別表第7（第25条の2関係）

項目	細目
1 歩道等	<p>(1) 有効幅員条例別表第5の1の項(2)に規定する規則で定める基準は、つぎに掲げるとおりとする。</p> <p>ア 歩道の有効幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては3.5メートル以上、その他の道路にあつては2メートル以上とすること。</p> <p>イ 自転車歩行者道の有効幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては4メートル以上、その他の道路にあつては3メートル以上とすること。</p> <p>(2) 勾配</p> <p>条例別表第5の1の項(4)に規定する規則で定める基準は、つぎに掲げるとおりとする。</p> <p>ア 歩道等の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>イ 歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合または地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>(3) 縁石の車道等に対する高さ</p>

	<p>条例別表第5の1の項(5)イに規定する規則で定める基準は、15センチメートルとすることとする。</p> <p>(4) 歩道等の車道等に対する高さ</p> <p>ア 条例別表第5の1の項(6)に規定する規則で定める基準は、5センチメートルを標準とすることとする。</p> <p>イ 歩道等（縁石の部分を除く。）の車道等に対する高さは、乗合自動車の停留所および車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものとする。</p> <p>(5) 横断歩道に接続する歩道等の部分</p> <p>条例別表第5の1の項(7)イに規定する規則で定める基準は、歩道等の部分の縁端を車道等の部分より高くするものとし、当該歩道等の部分の縁端と車道等の部分との段差は2センチメートルを標準とすることとする。</p> <p>(6) 車両乗入れ部</p> <p>(1)の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち(2)イの規定による基準を満たす部分の有効幅員の基準は、2メートル以上とするものとする。</p>
<p>2 立体横断施設</p>	<p>(1) エレベーター</p> <p>条例別表第5の2の項(2)に規定するエレベーターの構造に係る規則で定める基準は、つぎに掲げるとおりとする。</p> <p>ア 籠の内法幅は1.5メートル以上とし、内法奥行きは1.5メートル以上とすること。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターで、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあっては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。</p> <p>ウ 籠および昇降路の出入口の有効幅は、アの規定による基準に適合するエレベーターにあっては90センチメートル以上とし、イの規定による基準に適合するエレベーターにあっては80センチメートル以上とすること。</p> <p>エ 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に当該籠および昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、イの規定による基準に適合するエレベーターにあっては、この限りでない。</p> <p>オ 籠および昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものをはめ込むことにより、籠外から籠内を視覚的に確認できる構造とすること。</p> <p>カ 籠内に、手すり、籠が停止する予定の階および籠の現在位置を表示する装置ならびに籠が到着する階ならびに籠および昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>キ 籠および昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。</p> <p>ク 籠内および乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。</p> <p>ケ 籠内および乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により容易に操作できる構造とすること。</p> <p>コ 乗降口に接続する歩道等または通路の部分の有効幅は1.5メートル以上とし、有効奥行きは1.5メートル以上とすること。</p> <p>サ 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降の方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠および昇降路の出入口の戸の開扉時に籠の昇降の方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 傾斜路</p> <p>条例別表第5の2の項(2)に規定する傾斜路の構造に係る規則で定める基準は、つぎに掲げるとおりとする。</p> <p>ア 有効幅員は、2メートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、1メートル以上とすることができる。</p> <p>イ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>ウ 横断勾配は、設けないこと。</p> <p>エ 2段式の手すりを両側に設けること。</p>

- オ 手すりの端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
  - カ 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、排水性の高い仕上げとすること。
  - キ 傾斜路の勾配部分は、接続する歩道等または通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものとする。
  - ク 傾斜路の両側には、立ち上がり部および柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
  - ケ 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下である場合であって、当該歩道等の部分への進入を防ぐため必要があるときは、柵その他これに類する工作物を設けること。
  - コ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅1.5メートル以上の踊場を設けること。
- (3) エスカレーター
- 条例別表第5の2の項(2)に規定するエスカレーターの構造に係る規則で定める基準は、つぎに掲げるとおりとする。
- ア 上昇専用のもので下降専用のものでそれぞれ設置すること。
  - イ 踏み段の表面およびくし板は、滑りにくい仕上げとすること。
  - ウ 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にある構造とすること。
  - エ 踏み段の端部と当該踏み段の端部の周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。
  - オ くし板の端部と踏み段との色の輝度比が大きいこと等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。
  - カ エスカレーターの上端および下端に近接する歩道等および通路の路面において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。
  - キ 踏み段の有効幅は、1メートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合は、60センチメートル以上とすることができる。
- (4) 通路
- 条例別表第5の2の項(2)に規定する通路の構造に係る規則で定める基準は、つぎに掲げるとおりとする。
- ア 有効幅員は、2メートル以上とし、当該通路の高齢者、障害者等における交通の状況を考慮して定めること。
  - イ 縦断勾配および横断勾配は設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合または路面の排水のために必要な場合は、この限りでない。
  - ウ 2段式の手すりを両側に設けること。
  - エ 手すりの端部の付近および要所には、歩行者の現在の位置、通路の通ずる場所等を示す点字を貼り付けること。
  - オ 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、排水性の高い仕上げとすること。
  - カ 通路の両側には、立ち上がり部および柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (5) 階段
- 条例別表第5の2の項(2)に規定する階段の構造に係る規則で定める基準は、つぎに掲げるとおりとする。
- ア 有効幅員は、1.5メートル以上とすること。
  - イ 2段式の手すりを両側に設けること。
  - ウ 手すりの端部の付近および要所には、歩行者の現在の位置、通路の通ずる場所等を示す点字を貼り付けること。
  - エ 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
  - オ 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、排水性の高い仕上げとすること。
  - カ 踏面の端部と当該踏面の端部の周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。
  - キ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
  - ク 階段の両側には、立ち上がり部および柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、

	<p>側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>ケ 階段の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下である場合であって、当該歩道等の部分への進入を防ぐため必要があるときは、柵その他これに類する工作物を設けること。</p> <p>コ 階段の高さが3メートルを超える場合においては、当該階段の途中に踊場を設けること。</p> <p>サ 踊場の踏み幅は、直階段の場合にあつては1.2メートル以上とし、その他の場合にあつては当該階段の幅員の値以上とすること。</p>
3 乗合自動車停留所	<p>条例別表第5の3の項(1)に規定する規則で定める基準は、15センチメートルを標準とすることとする。</p>
4 路面電車停留場等	<p>(1) 乗降場</p> <p>条例別表第5の4の項(1)に規定する規則で定める基準は、つぎに掲げるとおりとする。</p> <p>ア 有効幅員は、乗降場の両側を使用するものにあつては2メートル以上とし、乗降場の片側を使用するものにあつては1.5メートル以上とすること。</p> <p>イ 乗降場と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面との段差は、可能な限り平坦とすること。</p> <p>ウ 乗降場の縁端と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、路面電車の車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、可能な限り小さくすること。</p> <p>エ 横断勾配は、1パーセントを標準とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>オ 路面は、平坦で、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>カ 乗降場は、縁石線により区画するものとし、当該乗降場の車道側に柵を設けること。</p> <p>キ 乗降場には、ベンチおよび当該ベンチの上屋を設けること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 傾斜路の勾配</p> <p>条例別表第5の4の項(2)に規定する規則で定める基準は、つぎに掲げるとおりとする。</p> <p>ア 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>イ 横断勾配は、設けないこと。</p>
5 自動車駐車場	<p>(1) 障害者用駐車施設</p> <p>ア 条例別表第5の5の項(1)イに規定する障害者用駐車施設の数に係る規則で定める基準は、つぎに掲げる場合に応じ、それぞれつぎに定めるとおりとする。</p> <p>(ア) 自動車駐車場の駐車台数が200以下の場合 当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上</p> <p>(イ) 自動車駐車場の駐車台数が200を超える場合 当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上</p> <p>イ 条例別表第5の5の項(1)イに規定する障害者用駐車施設の構造に係る規則で定める基準は、つぎに掲げるとおりとする。</p> <p>(ア) 当該障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離が可能な限り短くなる位置に設けること。</p> <p>(イ) 有効幅は、3.5メートル以上とすること。</p> <p>(ウ) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>(2) 障害者用停車施設</p> <p>条例別表第5の5の項(2)イに規定する規則で定める基準は、つぎに掲げるとおりとする。</p> <p>ア 障害者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離が可能な限り短くなる位置に設けること。</p> <p>イ 車両への乗降の用に供する部分の有効幅を1.5メートル以上とし、有効奥行きを1.5メートル以上とする等、障害者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。</p> <p>ウ 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>(3) 歩行者の出入口</p> <p>条例別表第5の5の項(3)に規定する規則で定める基準は、つぎに掲げるとおりとする。</p> <p>ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、自動車駐車場の場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、1以上の出入口の有効幅は、1.2メートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合における当該戸は、アの規定により有効幅を1.2メートル以上とする出</p>

入口のうち1以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあつては車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

(4) 通路

条例別表第5の5の項(4)に規定する規則で定める基準は、つぎに掲げるとおりとする。

ア 有効幅員は、2メートル以上とすること。

イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

ウ 路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。

(5) エレベーター

ア 条例別表第5の5の項(5)アに規定する規則で定める基準は、自動車駐車場の場外へ通ずる歩行者の出入口が設けられていない階（障害者用駐車施設が設けられている階に限る。）に停止するエレベーターとすることとする。

イ アのエレベーターのうち1以上のエレベーターは、障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口に近接して設けるものとする。

ウ 2の項(1)アからエまでの規定は、アのエレベーター（イのエレベーターを除く。）について準用する。

エ 2の項(1)の規定は、イのエレベーターについて準用する。

(6) 便所

ア 条例別表第5の5の項(9)に規定する規則で定める基準は、つぎに掲げるとおりとする。

(ア) 便所の出入口付近に、男子用および女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）ならびに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。

(イ) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。

(ウ) 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。

(エ) (ウ)の規定により設けられる小便器には、手すりを設けること。

イ アに規定する便所を設ける場合は、当該便所のうち1以上の便所の構造は、つぎに掲げる基準のいずれかに適合することとする。

(ア) 便所（男子用および女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に車椅子使用者用便房を設けること。

(イ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

ウ 車椅子使用者用便房を設ける便所は、つぎに定める構造とするものとする。

(ア) 条例別表第5の5の項(4)に規定する通路と当該便所との間に設ける通路のうち1以上の通路は、(4)アからウまでに定める構造とすること。

(イ) 出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(ウ) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。

(エ) 出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備および機能を表示する案内標識を設けること。

(オ) 出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、つぎに定める構造とすること。

a 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(カ) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

エ 車椅子使用者用便房は、つぎに定める構造とするものとする。

(ア) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

(イ) 出入口には、車椅子使用者用便房であることを表示する案内標識を設けること。

(ウ) 腰掛便座および手すりを設けること。

(エ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。

オ ウ(イ)、(オ)および(カ)の規定は、車椅子使用者用便房について準用する。

カ ウ(ア)から(ウ)まで、(オ)および(カ)ならびにエ(イ)から(エ)までの規定は、イ(イ)の便所について準用する。この場合において、エ(イ)中「車椅子使用者用便房」とあるのは、「当該便所が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のもの」と読み替えるものとする。

別表第8（第25条の3関係）

項目	細目
1 園路および広場	<p>(1) 条例別表第6の1の項イに規定する規則で定める基準は、つぎに掲げるとおりとする。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 手すりを連続して両側に設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。</p> <p>エ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>オ 踏面は、平たんで濡れても滑りにくい仕上げとし、かつ、視覚障害者等が識別しやすいものとする。</p> <p>カ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>キ 階段の両側には、立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>ク 階段の始点および終点に水平部分を、高さ3メートル以内ごとに水平な踊場を設けること。この場合において、当該水平部分および踊場の長さは、150センチメートル以上とすること。</p> <p>ケ 階段の始末端部に近接する路面には、警告に用いる点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(2) 条例別表第6の1の項工に規定する出入口に係る規則で定める基準は、つぎに掲げるとおりとする。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互の間隔のうち1以上は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>エ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>オ エの規定にかかわらず、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（当該傾斜路の踊場を含む。以下この表において同じ。）を併設すること。ただし、エレベーター等の設置により、これに代えることができる。</p> <p>カ 路面は、平たんで濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>キ 警告に用いる点状ブロック等の敷設、異なる舗装材の使用等により道路との境界を明示すること。また、直接車道等と接する場合には、2センチメートルを標準として段差を設けること。</p> <p>(3) 条例別表第6の1の項工に規定する通路に係る規則で定める基準は、つぎに掲げるとおりとする。</p> <p>ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、長さ50メートル以内ごとに、車椅子が転回することができる広さの場所を設けるとときに限り、幅を120センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>エ 縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>カ 路面は、平たんで濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>キ 3パーセントから4パーセントまでの縦断勾配が50メートル以上続く場合は、途中に150センチメートル以上の水平部分を設けること。</p> <p>ク 縁石、街渠等により段差が生じる場合は、5パーセント以下（構造上等やむを得ない場合は、8パーセント以下）の勾配ですりつけること。やむを得ず段差を残す場合は、2センチ</p>

	<p>メートル以下とすること。</p> <p>ケ 通路に付帯する観覧場所および休憩場所には、車椅子が安定して停止できる水平部分を適宜設けること。</p> <p>コ 視覚障害者誘導用ブロックを通路の要所に敷設すること。</p> <p>(4) 条例別表第6の1の項工に規定する傾斜路に係る規則で定める基準は、つぎに掲げるとおりとする。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段または段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 縦断勾配は、5パーセント以下を標準とすること。ただし、傾斜路の高さが75センチメートル以下の場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>ウ 横断勾配は、設けないこと。</p> <p>エ 路面は、平たんで濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>オ 傾斜路の始点および終点並びに高さ75センチメートル以内ごとに、ふみ幅150センチメートル以上の踊場を水平に設けること。</p> <p>カ 手すりを連続して両側に設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>キ 傾斜路の両側には、立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p>
<p>2 屋根付広場</p>	<p>条例別表第6の2の項に規定する規則で定める基準は、つぎに掲げるとおりとする。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、85センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p>
<p>3 休憩所および管理事務所</p>	<p>(1) 条例別表第6の3の項(1)に規定する出入口に係る規則で定める基準は、つぎに掲げるとおりとする。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、85センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>エ 戸を設ける場合における当該戸を、つぎに掲げる基準に適合するものとする。</p> <p>(ア) 幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(2) 条例別表第6の3の項(1)に規定する受付台に係る規則で定める基準は、当該受付台のうち1以上を、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造とすることとする。ただし、常時勤務する者が容易に受付台の前で対応できる構造である場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 条例別表第6の3の項(1)に規定する便所に係る規則で定める基準は、当該便所のうち1以上を、6の項(2)から(7)までの基準に適合させるものとする。</p> <p>(4) (1)から(3)までの規定は、条例別表第6の3の項(2)に規定する管理事務所について準用する。</p>
<p>4 野外劇場および野外音楽堂</p>	<p>(1) 条例別表第6の4の項に規定する規則で定める基準は、つぎに掲げるとおりとする。</p> <p>ア 出入口は、2の項の基準に適合するものとする。</p> <p>イ 出入口と車椅子使用者用観覧スペース等およびエの便所との間に設ける通路は、つぎに掲げる基準に適合するものとする。</p> <p>(ア) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を85センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(イ) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(ウ) (イ)の規定にかかわらず、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p>



	<p>(イ) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>(オ) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>(カ) 路面は、平たんで濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(キ) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、点状ブロック等および線状ブロック等を適切に組み合わせて路面に敷設したもの、その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。</p> <p>ウ 収容定員が200以下の場合には当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者用観覧スペース等を設けること。</p> <p>エ 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、当該便所のうち1以上は、6の項(2)から(6)までの基準に適合するものとする。</p> <p>(2) 車椅子使用者用観覧スペース等は、つぎに掲げる基準に適合させること。</p> <p>ア 幅は90センチメートル以上であり、奥行きは120センチメートル以上であること。</p> <p>イ 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。</p> <p>ウ 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備を設けること。</p> <p>エ 出入口から容易に到達でき、かつサイトライン(可視線)に配慮した位置に設けること。</p>
5 駐車場	<p>(1) 条例別表第6の5の項(1)に規定する規則で定める数は、つぎに掲げる場合に依り、それぞれつぎに定める数とする。</p> <p>ア 当該駐車場の駐車台数が200以下の場合 当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数</p> <p>イ 当該駐車場の駐車台数が200を超える場合 当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数</p> <p>(2) 条例別表第6の5の項(2)に規定する規則で定める基準は、つぎに掲げるとおりとする。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車椅子使用者用駐車施設または当該車椅子使用者用駐車施設の付近に、見やすい方法により車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。</p> <p>ウ 1の項(3)に規定する通路への接続が容易な位置に設けること。</p>
6 便所	<p>(1) 条例別表第6の6の項に規定する規則で定める基準は、つぎに掲げるとおりとする。</p> <p>ア 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>イ 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を設けること。</p> <p>ウ イの規定により設けられる小便器には、手すりおよび光感知式自動洗浄装置を設けること。</p> <p>エ 複数の便房を設ける場合は、当該便房のうち1以上(男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)をつぎに定める構造とすること。</p> <p>(ア) 大便器は、1以上を腰掛式とし、手すりを設けること。</p> <p>(イ) 便房の戸に、腰掛式便器である旨を表示すること。</p> <p>オ 出入口の幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>カ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けた便房を1以上(男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、当該便所のうち1以上は、(1)に掲げる基準のほか、つぎに掲げる基準のいずれかに適合させること。</p> <p>ア 便所(男子用および女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に、車椅子使用者用便房を設けること。</p> <p>イ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。</p> <p>(3) 車椅子使用者用便房が設けられた便所は、つぎに掲げる基準に適合させること。</p> <p>ア 出入口は、つぎに掲げる基準に適合するものとする。</p> <p>(ア) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(イ) (ア)の規定にかかわらず、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ず段を設ける場</p>

	<p>合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(ウ) (イ)に定める傾斜路の幅は90センチメートル以上とし、勾配は5パーセント以下とすること。ただし、高低差が16センチメートル以下の場合は12パーセント以下、傾斜路の高さが75センチメートル以下の場合は8パーセント以下とすることができる。</p> <p>(I) 当該車椅子使用者用便房の設備および機能を表示する標識を設けること。</p> <p>(オ) 戸を設ける場合における当該戸を、つぎに掲げる基準に適合するものとする。</p> <p>    a 幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>    b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>イ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。</p> <p>(4) 車椅子使用者用便房は、つぎに掲げる基準に適合させること。</p> <p>    ア 出入口は、車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>    イ 出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備および機能を表示する標識を設けること。</p> <p>    ウ 腰掛便座および手すりを設けること。</p> <p>    エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。</p> <p>(5) (1)オならびに(3)ア(オ)およびイの規定は、車椅子使用者用便房について準用する。</p> <p>(6) 車椅子使用者用便房が設けられた便所および車椅子使用者用便房は、一般用の便所に近接し、わかりやすく利用しやすい位置に設けること。</p> <p>(7) (3)ア(ア)から(ウ)までおよび(オ)ならびにイ、(4)イからエまでならびに(6)の規定は、(2)イの便所について準用する。この場合において、(4)イ中「車椅子使用者用便房」とあるのは、「当該便所が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のもの」と読み替えるものとする。</p>
<p>7 水飲場および手洗場</p>	<p>条例別表第6の7の項に規定する規則で定める基準は、つぎに掲げるとおりとする。</p> <p>    ア 飲み口は、上向きとすること。</p> <p>    イ 飲み口の位置は、高さ70センチメートルから80センチメートルまでとし、水飲場の下部に高さ65センチメートル以上、奥行き45センチメートル以上の空間を確保すること。</p> <p>    ウ 車椅子が接近し、転回できるように、飲み口への進入経路に各辺150センチメートル以上の水平部分を設けること。</p>
<p>8 掲示板および標識</p>	<p>条例別表第6の8の項(1)に規定する規則で定める基準は、つぎに掲げるとおりとする。</p> <p>    ア 園内の要所に必要に応じて設けること。</p> <p>    イ 分かりやすい位置および車椅子使用者等が見やすい高さに設けること。</p> <p>    ウ 通行の支障とならないよう通路に突出しない位置に設けること。ただし、やむを得ず通路に突出する場合は、掲示板および標識の下端の位置が高さ250センチメートル以上になるよう設けること。</p> <p>    エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。</p> <p>    オ 表示している内容が容易に読み取れるような文字の大きさ、色調および明度とすること。</p> <p>    カ 平仮名、ピクトグラム、ローマ字等による標示を併用すること。</p> <p>    キ 掲示板（案内板に限る。）には、車椅子での利用が可能な園路および施設を表示すること。</p>

## 目次

- 第一章 総則（第一条—第二条）
- 第二章 基本方針等（第三条—第七条）
- 第三章 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置（第八条—第二十四条）
- 第三章の二 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する措置（第二十四条の二—第二十四条の八）
- 第四章 重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施（第二十五条—第四十条の二）
- 第五章 移動等円滑化経路協定（第四十一条—第五十一条）
- 第五章の二 移動等円滑化施設協定（第五十一条の二）
- 第六章 雑則（第五十二条—第五十八条）
- 第七章 罰則（第五十九条—第六十六条）
- 附則

**第一章 総則****(目的)**

**第一条** この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性に鑑み、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらとの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置、移動等円滑化に関する国民の理解の増進及び協力の確保を図るための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

**(基本理念)**

**第一条の二** この法律に基づく措置は、高齢者、障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること及び全ての国民が年齢、障害の有無その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に資することを旨として、行われなければならない。

**(定義)**

**第二条** この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 高齢者、障害者等 高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。
- 二 移動等円滑化 高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。
- 三 施設設置管理者 公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等をいう。
- 四 高齢者障害者等用施設等 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる施設又は設備であって、主としてこれらの者の利用のために設けられたものであることその他の理由により、これらの者の円滑な利用が確保されるために適正な配慮が必要となるものとして主務省令で定めるものをいう。
- 五 公共交通事業者等 次に掲げる者をいう。
  - イ 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。）
  - ロ 軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。第二十六号八において同じ。）
  - ハ 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による一般乗合旅客自動車運送事業者（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。以下この条において同じ。）、一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者
  - ニ 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）によるバスターミナル事業を営む者
  - ホ 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）による一般旅客定期航路事業（日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が営む同法による対外旅客定期航路事業を除く。次号二において同じ。）を営む者及び旅客不定期航路事業者
  - ヘ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による本邦航空運送事業者（旅客の運送を行うものに限る。）

- ト イからへまでに掲げる者以外の者で次号イ、二又はホに掲げる旅客施設を設置し、又は管理するもの
- 六 旅客施設 次に掲げる施設であって、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。
- イ 鉄道事業法による鉄道施設
  - ロ 軌道法による軌道施設
  - ハ 自動車ターミナル法によるバスターミナル
  - ニ 海上運送法による輸送施設（船舶を除き、同法による一般旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業の用に供するものに限る。）
  - ホ 航空旅客ターミナル施設
- 七 特定旅客施設 旅客施設のうち、利用者が相当数であること又は相当数であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。
- 八 車両等 公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両、自動車（一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車にあっては道路運送法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するもの、一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためこれらの事業の用に供する自動車にあっては高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用しただまま車内に乗り込むことが可能なものその他主務省令で定めるものに限る。）、船舶及び航空機をいう。
- 九 道路管理者 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。
- 十 特定道路 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める道路法による道路をいう。
- 十一 路外駐車場管理者等 駐車場法（昭和三十二年法律第六号）第十二条に規定する路外駐車場管理者又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項の都市計画区域外において特定路外駐車場を設置する者をいう。
- 十二 旅客特定車両停留施設 道路法第二条第二項第八号に規定する特定車両停留施設であって、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。
- 十三 特定路外駐車場 駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場（道路法第二条第二項第七号に規定する自動車駐車場、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第二項に規定する公園施設（以下「公園施設」という。）、建築物又は建築物特定施設であるものを除く。）であって、自動車の駐車のために供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するものをいう。
- 十四 公園管理者等 都市公園法第五条第一項に規定する公園管理者（以下「公園管理者」という。）又は同項の規定による許可を受けて公園施設（特定公園施設に限る。）を設け若しくは管理し、若しくは設け若しくは管理しようとする者をいう。
- 十五 特定公園施設 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める公園施設をいう。
- 十六 建築主等 建築物の建築をしようとする者又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者をいう。
- 十七 建築物 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第一号に規定する建築物をいう。
- 十八 特定建築物 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。
- 十九 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物その他の特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。
- 二十 建築物特定施設 出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で政令で定めるものをいう。
- 二十一 建築 建築物を新築し、増築し、又は改築することをいう。
- 二十二 所管行政庁 建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。
- 二十三 移動等円滑化促進地区 次に掲げる要件に該当する地区をいう。
- イ 生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。
  - ロ 生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。）を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。）について移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区であること。

八 当該地区において移動等円滑化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

二十四 重点整備地区 次に掲げる要件に該当する地区をいう。

イ 前号イに掲げる要件

□ 生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。

八 当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

二十五 特定事業 公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業及び教育啓発特定事業をいう。

二十六 公共交通特定事業 次に掲げる事業をいう。

イ 特定旅客施設内において実施するエレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業

□ イに掲げる事業に伴う特定旅客施設の構造の変更に関する事業

八 特定車両（軌道経営者、一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うために使用する車両等をいう。以下同じ。）を床面の低いものとする事その他の特定車両に関する移動等円滑化のために必要な事業

二十七 道路特定事業 次に掲げる道路法による道路の新設又は改築に関する事業（これと併せて実施する必要がある移動等円滑化のための施設又は設備の整備に関する事業を含む。）をいう。

イ 歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識その他の移動等円滑化のために必要な施設又は工作物の設置に関する事業

□ 歩道の拡幅又は路面の構造の改善その他の移動等円滑化のために必要な道路の構造の改良に関する事業

二十八 路外駐車場特定事業 特定路外駐車場において実施する車椅子を使用している者が円滑に利用することができる駐車施設その他の移動等円滑化のために必要な施設の整備に関する事業をいう。

二十九 都市公園特定事業 都市公園の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の整備に関する事業をいう。

三十 建築物特定事業 次に掲げる事業をいう。

イ 特別特定建築物（第十四条第三項の条例で定める特定建築物を含む。□において同じ。）の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業

□ 特定建築物（特別特定建築物を除き、その全部又は一部が生活関連経路であるものに限る。）における生活関連経路の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業

三十一 交通安全特定事業 次に掲げる事業をいう。

イ 高齢者、障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九条の歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示その他の移動等円滑化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示（第三十六条第二項において「信号機等」という。）の同法第四条第一項の規定による設置に関する事業

□ 違法駐車行為（道路交通法第五十一条の四第一項の違法駐車行為をいう。以下この号において同じ。）に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動その他の移動等円滑化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止のための事業

三十二 教育啓発特定事業 市町村又は施設設置管理者（第三十六条の二において「市町村等」という。）が実施する次に掲げる事業をいう。

イ 移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業

□ 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業（イに掲げる事業を除く。）

## 第二章 基本方針等

### （基本方針）

**第三条** 主務大臣は、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、移動等円滑化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 移動等円滑化の意義及び目標に関する事項

- 二 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項
  - 三 第二十四条の二第一項の移動等円滑化促進方針の指針となるべき次に掲げる事項
    - イ 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進の意義に関する事項
    - ロ 移動等円滑化促進地区の位置及び区域に関する基本的な事項
  - 八 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する基本的な事項
  - 二 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する基本的な事項
    - ホ イから二までに掲げるもののほか、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項
  - 四 第二十五条第一項の基本構想の指針となるべき次に掲げる事項
    - イ 重点整備地区における移動等円滑化の意義に関する事項
    - ロ 重点整備地区の位置及び区域に関する基本的な事項
    - ハ 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する基本的な事項
    - 二 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する基本的な事項
    - ホ 二に規定する事業と併せて実施する土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）、市街地再開発事業（都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業をいう。以下同じ。）その他の市街地開発事業（都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業をいう。以下同じ。）に関し移動等円滑化のために考慮すべき基本的な事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する基本的な事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項
  - 五 移動等円滑化の促進に関する国民の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関する国民の協力の確保に関する基本的な事項
  - 六 移動等円滑化に関する情報提供に関する基本的な事項
  - 七 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項
- 3 主務大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

**（国の責務）**

**第四条** 国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、関係行政機関及びこれらの者で構成する会議における定期的な評価その他これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、教育活動、広報活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する国民の理解を深めるとともに、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援、これらの者の高齢者障害者等用施設等の円滑な利用を確保する上で必要となる適正な配慮その他の移動等円滑化の実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

**（地方公共団体の責務）**

**第五条** 地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

**（施設設置管理者等の責務）**

**第六条** 施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

**（国民の責務）**

**第七条** 国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援、これらの者の高齢者障害者等用施設等の円滑な利用を確保する上で必要となる適正な配慮その他のこれらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保するために必要な協力をするよう努めなければならない。

**第三章 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置**

**（公共交通事業者等の基準適合義務等）**

**第八条** 公共交通事業者等は、旅客施設を新たに建設し、若しくは旅客施設について主務省令で定める大規模な改良を行

うとき又は車両等を新たにその事業の用に供するときは、当該旅客施設又は車両等（以下「新設旅客施設等」という。）を、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する主務省令で定める基準（以下「公共交通移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

- 2 公共交通事業者等は、その事業の用に供する新設旅客施設等を公共交通移動等円滑化基準に適合するように維持するとともに、当該新設旅客施設等を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要なものとして主務省令で定める基準を遵守しなければならない。
- 3 公共交通事業者等は、その事業の用に供する旅客施設及び車両等（新設旅客施設等を除く。）について、公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要なものとして主務省令で定める基準を遵守するよう努めなければならない。
- 4 公共交通事業者等は、高齢者、障害者等に対し、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。
- 5 公共交通事業者等は、高齢者、障害者等に対し、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。
- 6 公共交通事業者等は、その職員に対し、移動等円滑化を図るために必要な教育訓練を行うよう努めなければならない。
- 7 公共交通事業者等は、その事業の用に供する新設旅客施設等の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新設旅客施設等における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。
- 8 公共交通事業者等は、高齢者、障害者等である旅客の乗継ぎを円滑に行うため、他の公共交通事業者等その他の関係者と相互に協力して、前各項の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 9 公共交通事業者等又は道路管理者（旅客特定車両停留施設を管理する道路管理者に限る。第十条第十項において同じ。）が他の公共交通事業者等に対し前項又は同条第九項の措置に関する協議を求めたときは、当該他の公共交通事業者等は、当該措置により旅客施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあるときその他の正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならない。

#### **（旅客施設及び車両等に係る基準適合性審査等）**

**第九条** 主務大臣は、新設旅客施設等について鉄道事業法その他の法令の規定で政令で定めるものによる許可、認可その他の処分申請があった場合には、当該処分に係る法令に定める基準のほか、公共交通移動等円滑化基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、主務大臣は、当該新設旅客施設等が公共交通移動等円滑化基準に適合しないと認めるときは、これらの規定による許可、認可その他の処分をしてはならない。

- 2 公共交通事業者等は、前項の申請又は鉄道事業法その他の法令の規定で政令で定めるものによる届出をしなければならない場合を除くほか、旅客施設の建設又は前条第一項の主務省令で定める大規模な改良を行おうとするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 主務大臣は、新設旅客施設等のうち車両等（第一項の規定により審査を行うものを除く。）若しくは前項の政令で定める法令の規定若しくは同項の規定による届出に係る旅客施設について前条第一項の規定に違反している事実があり、又は新設旅客施設等若しくは当該新設旅客施設等を使用した役務の提供の方法について同条第二項の規定に違反している事実があると認めるときは、公共交通事業者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

#### **（公共交通事業者等の判断の基準となるべき事項）**

**第九条の二** 主務大臣は、旅客施設及び車両等の移動等円滑化を促進するため、次に掲げる事項並びに移動等円滑化のために公共交通事業者等が講ずる措置によって達成すべき目標及び当該目標を達成するために当該事項と併せて講ずべき措置に関し、公共交通事業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

- 一 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置
- 二 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置
- 三 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援
- 四 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供
- 五 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

- 六 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動
- 2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、移動等円滑化の進展の状況、旅客施設及び車両等の移動等円滑化に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

**(指導及び助言)**

**第九条の三** 主務大臣は、旅客施設及び車両等の移動等円滑化を促進するため必要があると認めるときは、公共交通事業者等に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、同項各号に掲げる事項の実施について必要な指導及び助言をすることができる。

**(計画の作成)**

**第九条の四** 公共交通事業者等（旅客が相当数であることその他の主務省令で定める要件に該当する者に限る。次条から第九条の七までにおいて同じ。）は、毎年度、主務省令で定めるところにより、第九条の二第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた同項の目標に関し、その達成のための計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

**(定期の報告)**

**第九条の五** 公共交通事業者等は、毎年度、主務省令で定めるところにより、前条の計画に基づく措置の実施の状況その他主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

**(公表)**

**第九条の六** 公共交通事業者等は、毎年度、主務省令で定めるところにより、第九条の四の計画の内容、当該計画に基づく措置の実施の状況その他主務省令で定める移動等円滑化に関する情報を公表しなければならない。

**(勧告等)**

**第九条の七** 主務大臣は、公共交通事業者等の事業の用に供する旅客施設及び車両等の移動等円滑化の状況が第九条の二第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該公共交通事業者等に対し、当該旅客施設及び車両等の移動等円滑化に関する技術水準その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、当該旅客施設及び車両等に係る移動等円滑化に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

- 2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた公共交通事業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

**(道路管理者の基準適合義務等)**

**第十条** 道路管理者は、特定道路又は旅客特定車両停留施設の新設又は改築を行うときは、当該特定道路（以下この条において「新設特定道路」という。）又は当該旅客特定車両停留施設（第三項において「新設旅客特定車両停留施設」という。）を、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例（国道（道路法第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）にあっては、主務省令）で定める基準（以下この条において「道路移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

- 2 前項の規定に基づく条例は、主務省令で定める基準を参酌して定めるものとする。
- 3 道路管理者は、その管理する新設特定道路及び新設旅客特定車両停留施設（以下この条において「新設特定道路等」という。）を道路移動等円滑化基準に適合するように維持するとともに、当該新設旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要なものとして主務省令で定める基準を遵守しなければならない。
- 4 道路管理者は、その管理する道路（新設特定道路等を除く。）について、道路移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該道路のうち旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要なものとして主務省令で定める基準を遵守するよう努めなければならない。
- 5 道路管理者は、高齢者、障害者等に対し、その管理する旅客特定車両停留施設における誘導その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。
- 6 道路管理者は、高齢者、障害者等に対し、その管理する新設特定道路についてこれらの者が当該新設特定道路を円滑に利用するために必要となる情報を、その管理する旅客特定車両停留施設についてこれらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報を、それぞれ適切に提供するよう努めなければならない。
- 7 道路管理者は、その職員に対し、その管理する旅客特定車両停留施設における移動等円滑化を図るために必要な教育訓練を行うよう努めなければならない。
- 8 道路管理者は、その管理する新設特定道路等の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新設特定道路等における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。
- 9 道路管理者は、その管理する旅客特定車両停留施設に係る高齢者、障害者等である旅客の乗継ぎを円滑に行うため、



公共交通事業者等その他の関係者と相互に協力して、前各項（第二項を除く。）の措置を講ずるよう努めなければならない。

10 公共交通事業者等又は道路管理者が他の道路管理者に対し第八条第八項又は前項の措置に関する協議を求めたときは、当該他の道路管理者は、当該措置により旅客特定車両停留施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあるときその他の正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならない。

11 新設特定道路等についての道路法第三十三条第一項及び第三十六条第二項の規定の適用については、これらの規定中「政令で定める基準」とあるのは「政令で定める基準及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第二号に規定する移動等円滑化のために必要なものとして国土交通省令で定める基準」と、同法第三十三条第一項中「同条第一項」とあるのは「前条第一項」とする。

#### （路外駐車場管理者等の基準適合義務等）

**第十一条** 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、当該特定路外駐車場（以下この条において「新設特定路外駐車場」という。）を、移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する主務省令で定める基準（以下「路外駐車場移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2 路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場を路外駐車場移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

3 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前二項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定路外駐車場を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、路外駐車場移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。

4 路外駐車場管理者等は、その管理する特定路外駐車場（新設特定路外駐車場を除く。）を路外駐車場移動等円滑化基準（前項の条例で付加した事項を含む。第五十三条第二項において同じ。）に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新設特定路外駐車場を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。

6 路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新設特定路外駐車場における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。

#### （特定路外駐車場に係る基準適合命令等）

**第十二条** 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。以下「知事等」という。）に届け出なければならない。ただし、駐車場法第十二条の規定による届出をしなければならない場合にあっては、同条の規定により知事等に提出すべき届出書に主務省令で定める書面を添付して届け出たときは、この限りでない。

2 前項本文の規定により届け出た事項を変更しようとするときも、同項と同様とする。

3 知事等は、前条第一項から第三項までの規定に違反している事実があると認めるときは、路外駐車場管理者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

#### （公園管理者等の基準適合義務等）

**第十三条** 公園管理者等は、特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、当該特定公園施設（以下この条において「新設特定公園施設」という。）を、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例（国の設置に係る都市公園にあっては、主務省令）で定める基準（以下この条において「都市公園移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2 前項の規定に基づく条例は、主務省令で定める基準を参酌して定めるものとする。

3 公園管理者は、新設特定公園施設について都市公園法第五条第一項の規定による許可の申請があった場合には、同法第四条に定める基準のほか、都市公園移動等円滑化基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、公園管理者は、当該新設特定公園施設が都市公園移動等円滑化基準に適合しないと認めるときは、同項の規定による許可をしてはならない。

4 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設を都市公園移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

5 公園管理者等は、その管理する特定公園施設（新設特定公園施設を除く。）を都市公園移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

6 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新設特定公園施設を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。

7 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新設特定公園施設における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。

**(特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等)**

**第十四条** 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含み。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該特別特定建築物（以下この条において「新築特別特定建築物」という。）を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

3 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前二項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定建築物を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加し、第一項の建築の規模を条例で同項の政令で定める規模未満で別に定め、又は建築物移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。

4 前三項の規定は、建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定とみなす。

5 建築主等（第一項から第三項までの規定が適用される者を除く。）は、その建築をしようとし、又は所有し、管理し、若しくは占有する特別特定建築物（同項の条例で定める特定建築物を含む。以下同じ。）を建築物移動等円滑化基準（同項の条例で付加した事項を含む。第十七条第三項第一号を除き、以下同じ。）に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

6 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新築特別特定建築物を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。

7 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新築特別特定建築物における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。

**(特別特定建築物に係る基準適合命令等)**

**第十五条** 所管行政庁は、前条第一項から第三項までの規定に違反している事実があると認めるときは、建築主等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特別特定建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、所管行政庁は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特別特定建築物が前条第一項から第三項までの規定に違反している事実があると認めるときは、直ちに、その旨を当該特別特定建築物を管理する機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべきことを要請しなければならない。

3 所管行政庁は、前条第五項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特別特定建築物の設計及び施工に係る事項その他の移動等円滑化に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

**(特定建築物の建築主等の努力義務等)**

**第十六条** 建築主等は、特定建築物（特別特定建築物を除く。以下この条において同じ。）の建築（用途の変更をして特定建築物にすることを含み。次条第一項において同じ。）をしようとするときは、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 建築主等は、特定建築物の建築物特定施設の修繕又は模様替をしようとするときは、当該建築物特定施設を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 所管行政庁は、特定建築物について前二項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特定建築物又はその建築物特定施設の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

**(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定)**

**第十七条** 建築主等は、特定建築物の建築、修繕又は模様替（修繕又は模様替にあつては、建築物特定施設に係るものに限る。以下「建築等」という。）をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、特定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特定建築物の位置
- 二 特定建築物の延べ面積、構造方法及び用途並びに敷地面積

- 三 計画に係る建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項
- 四 特定建築物の建築等の事業に関する資金計画
- 五 その他主務省令で定める事項

- 3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、当該申請に係る特定建築物の建築等及び維持保全の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定をすることができる。
- 一 前項第三号に掲げる事項が、建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合すること。
  - 二 前項第四号に掲げる資金計画が、特定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 4 前項の認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該申請に併せて、建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第七項において同じ。）の規定による確認の申請書を提出して、当該申請に係る特定建築物の建築等の計画が同法第六条第一項の建築基準関係規定に適合する旨の建築主事の通知（以下この条において「適合通知」という。）を受けよう申し出ることができる。
- 5 前項の申出を受けた所管行政庁は、速やかに当該申出に係る特定建築物の建築等の計画を建築主事に通知しなければならない。
- 6 建築基準法第十八条第三項及び第十四項の規定は、建築主事が前項の通知を受けた場合について準用する。この場合においては、建築主事は、申請に係る特定建築物の建築等の計画が第十四条第一項の規定に適合するかどうかを審査することを要しないものとする。
- 7 所管行政庁が、適合通知を受けて第三項の認定をしたときは、当該認定に係る特定建築物の建築等の計画は、建築基準法第六条第一項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。
- 8 建築基準法第十二条第八項、第九十三条及び第九十三条の二の規定は、建築主事が適合通知をする場合について準用する。

#### （特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更）

**第十八条** 前条第三項の認定を受けた者（以下「認定建築主等」という。）は、当該認定を受けた計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

- 2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

#### （認定特定建築物の容積率の特例）

**第十九条** 建築基準法第五十二条第一項、第二項、第七項、第十二項及び第十四項、第五十七条の二第三項第二号、第五十七条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条の五（第二号イを除く。）、第六十八条の五の二（第二号イを除く。）、第六十八条の五の三第一項（第一号ロを除く。）、第六十八条の五の四（第一号ロを除く。）、第六十八条の五の五第一項第一号ロ、第六十八条の八、第六十八条の九第一項、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率（同法第五十九条第一項、第六十条の二第一項及び第六十八条の九第一項に規定するものについては、これらの規定に規定する建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。）の算定の基礎となる延べ面積には、同法第五十二条第三項及び第六項に定めるもののほか、第十七条第三項の認定を受けた計画（前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。第二十一条において同じ。）に係る特定建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設の床面積のうち、移動等円滑化の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積は、算入しないものとする。

#### （認定特定建築物の表示等）

**第二十条** 認定建築主等は、認定特定建築物の建築等をしたときは、当該認定特定建築物、その敷地又はその利用に関する広告その他の主務省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、主務省令で定めるところにより、当該認定特定建築物が第十七条第三項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

#### （認定建築主等に対する改善命令）

**第二十一条** 所管行政庁は、認定建築主等が第十七条第三項の認定を受けた計画に従って認定特定建築物の建築等又は維持保全を行っていないと認めるときは、当該認定建築主等に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

#### （特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し）

**第二十二条** 所管行政庁は、認定建築主等が前条の規定による処分に違反したときは、第十七条第三項の認定を取り消す

ことができる。

#### (協定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定等)

**第二十二條の二** 建築主等は、次の各号のいずれかに該当する建築物特定施設（以下この条において「協定建築物特定施設」という。）と一体的に利用に供しなければ公共交通移動等円滑化基準に適合させることが構造上その他の理由により著しく困難であると主務省令で定めるところにより主務大臣が認める旅客施設（次の各号の公共交通事業者等の事業の用に供するものに限る。次項において「移動等円滑化困難旅客施設」という。）の敷地に隣接し、又は近接する土地において協定建築物特定施設を有する建築物（以下「協定建築物」という。）の建築等をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、協定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

- 一 建築主等が公共交通事業者等と締結する第四十一条第一項に規定する移動等円滑化経路協定の目的となる経路を構成する建築物特定施設
  - 二 建築主等が公共交通事業者等と締結する第五十一条の二第一項に規定する移動等円滑化施設協定の目的となる建築物特定施設
- 2 前項の申請に係る協定建築物特定施設（協定建築物特定施設と移動等円滑化困難旅客施設との間に同項第一号の経路がある場合にあつては、協定建築物特定施設及び当該経路を構成する一般交通用施設（以下この項において「特定経路施設」という。））は、協定建築物特定施設等維持保全基準（移動等円滑化困難旅客施設の公共交通移動等円滑化基準への継続的な適合の確保のために必要な協定建築物特定施設及び特定経路施設の維持保全に関する主務省令で定める基準をいう。）に適合するものとして、主務省令で定めるところにより主務大臣の認定を受けたものでなければならない。
- 3 第一項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 協定建築物の位置
  - 二 協定建築物の延べ面積、構造方法及び用途並びに敷地面積
  - 三 計画に係る協定建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項
  - 四 協定建築物の建築等の事業に関する資金計画
  - 五 その他主務省令で定める事項
- 4 所管行政庁は、第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る協定建築物の建築等及び維持保全の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定をすることができる。
- 一 前項第三号に掲げる事項が、建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、第十七条第三項第一号に規定する主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合すること。
  - 二 前項第四号に掲げる資金計画が、協定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 5 第十八条、第十九条、第二十一条及び前条の規定は、前項の認定を受けた者（第五十三条第五項において「認定協定建築主等」という。）に係る当該認定を受けた計画について準用する。この場合において、第十八条第二項中「前条」とあるのは「第二十二條の二第一項から第四項まで」と、第十九条中「特定建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設」とあるのは「第二十二條の二第一項に規定する協定建築物（第二十一条において「認定協定建築物」という。）の同項に規定する協定建築物特定施設」と、第二十一条中「認定特定建築物」とあるのは「認定協定建築物」と読み替えるものとする。

#### (既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例)

**第二十三條** この法律の施行の際現に存する特定建築物に専ら車椅子を使用している者の利用に供するエレベーターを設置する場合において、当該エレベーターが次に掲げる基準に適合し、所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認めるときは、当該特定建築物に対する建築基準法第二十七条第二項の規定の適用については、当該エレベーターの構造は耐火構造（同法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。）とみなす。

- 一 エレベーター及び当該エレベーターの設置に係る特定建築物の主要構造部の部分の構造が主務省令で定める安全上及び防火上の基準に適合していること。
  - 二 エレベーターの制御方法及びその作動状態の監視方法が主務省令で定める安全上の基準に適合していること。
- 2 建築基準法第九十三条第一項本文及び第二項の規定は、前項の規定により所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認める場合について準用する。

#### (高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の容積率の特例)

**第二十四條** 建築物特定施設（建築基準法第五十二条第六項に規定する昇降機並びに共同住宅及び老人ホーム等の共用の廊下及び階段を除く。）の床面積が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保するため通常の床面積よりも著しく大きい建築物で、主務大臣が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準に適合するものについては、

当該建築物を同条第十四項第一号に規定する建築物とみなして、同項の規定を適用する。

### 第三章の二 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する措置

#### (移動等円滑化促進方針)

- 第二十四条の二** 市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の移動等円滑化促進地区について、移動等円滑化の促進に関する方針（以下「移動等円滑化促進方針」という。）を作成するよう努めるものとする。
- 2 移動等円滑化促進方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 移動等円滑化促進地区の位置及び区域
  - 二 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する事項
  - 三 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項
- 3 前項各号に掲げるもののほか、移動等円滑化促進方針には、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する基本的な方針について定めるよう努めるものとする。
- 4 移動等円滑化促進方針には、市町村が行う移動等円滑化促進地区に所在する旅客施設の構造及び配置その他の移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項を定めることができる。
- 5 移動等円滑化促進方針は、都市計画、都市計画法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第五条第一項に規定する地域公共交通計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 6 市町村は、移動等円滑化促進方針を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、生活関連施設を利用する高齢者、障害者等その他利害関係者、関係する施設設置管理者及び都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 7 市町村は、移動等円滑化促進方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県並びに関係する施設設置管理者及び公安委員会に送付しなければならない。
- 8 主務大臣は、前項の規定により移動等円滑化促進方針の送付を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。
- 9 都道府県は、市町村に対し、その求めに応じ、移動等円滑化促進方針の作成及びその円滑かつ確実な実施に関し、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。
- 10 第六項から前項までの規定は、移動等円滑化促進方針の変更について準用する。

#### (移動等円滑化促進方針の評価等)

- 第二十四条の三** 市町村は、移動等円滑化促進方針を作成した場合においては、おおむね五年ごとに、当該移動等円滑化促進方針において定められた移動等円滑化促進地区における移動等円滑化に関する措置の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、移動等円滑化促進方針を変更するものとする。

#### (協議会)

- 第二十四条の四** 移動等円滑化促進方針を作成しようとする市町村は、移動等円滑化促進方針の作成に関する協議及び移動等円滑化促進方針の実施（実施の状況についての調査、分析及び評価を含む。）に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。
- 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
- 一 移動等円滑化促進方針を作成しようとする市町村
  - 二 関係する施設設置管理者、公安委員会その他移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関し密接な関係を有する者
  - 三 高齢者、障害者等、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者
- 3 第一項の規定により協議会を組織する市町村は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知するものとする。
- 4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。
- 5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

#### (移動等円滑化促進方針の作成等の提案)

- 第二十四条の五** 次に掲げる者は、市町村に対して、移動等円滑化促進方針の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る移動等円滑化促進方針の素案を作成して、これを提示しなければならない。

- 一 施設設置管理者その他の生活関連施設又は生活関連経路を構成する一般交通用施設の管理者
  - 二 高齢者、障害者等その他の生活関連施設又は生活関連経路を構成する一般交通用施設の利用に関し利害関係を有する者
- 2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき移動等円滑化促進方針の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、移動等円滑化促進方針の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

#### (行為の届出等)

- 第二十四条の六** 移動等円滑化促進方針において定められた移動等円滑化促進地区の区域において、旅客施設の建設、道路の新設その他の行為であって当該区域における移動等円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのあるものとして政令で定めるものをしようとする公共交通事業者等又は道路管理者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他主務省令で定める事項を市町村に届け出なければならない。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。
- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち主務省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を市町村に届け出なければならない。
- 3 市町村は、前二項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進を図る上で支障があると認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し旅客施設又は道路の構造の変更その他の必要な措置の実施を要請することができる。
- 4 市町村は、前項の規定による要請を受けた者が当該要請に応じないときは、その旨を主務大臣に通知することができる。
- 5 主務大臣は、前項の規定による通知があった場合において、第三項の規定による要請を受けた者が正当な理由がなく同項の措置を実施していないと認めるときは、当該要請を受けた者に対し、当該措置を実施すべきことを勧告することができる。

#### (市町村による情報の収集、整理及び提供)

- 第二十四条の七** 第二十四条の二第四項の規定により移動等円滑化促進方針において市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項が定められたときは、市町村は、当該移動等円滑化促進方針に基づき移動等円滑化に関する事項についての情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

#### (施設設置管理者による市町村に対する情報の提供)

- 第二十四条の八** 公共交通事業者等及び道路管理者は、前条の規定により情報の収集、整理及び提供を行う市町村の求めがあったときは、主務省令で定めるところにより、高齢者、障害者等が旅客施設及び特定道路を利用するために必要となる情報を当該市町村に提供しなければならない。
- 2 路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等は、前条の規定により情報の収集、整理及び提供を行う市町村の求めがあったときは、主務省令で定めるところにより、高齢者、障害者等が特定路外駐車場、特定公園施設及び特別特定建築物を利用するために必要となる情報を当該市町村に提供しよう努めなければならない。

### 第四章 重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施

#### (移動等円滑化基本構想)

- 第二十五条** 市町村は、基本方針(移動等円滑化促進方針が作成されているときは、基本方針及び移動等円滑化促進方針。以下同じ。)に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想(以下「基本構想」という。)を作成しよう努めるものとする。
- 2 基本構想には、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 重点整備地区の位置及び区域
  - 二 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項
  - 三 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項(旅客施設の所在地を含まない重点整備地区にあっては、当該重点整備地区と同一の市町村の区域内に所在する特定旅客施設との間の円滑な移動のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項を含む。)
  - 四 前号に掲げる事業と併せて実施する土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に関し移動等円滑化のために考慮すべき事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

- 3 前項各号に掲げるもののほか、基本構想には、重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針について定めるよう努めるものとする。
- 4 市町村は、特定旅客施設の所在地を含む重点整備地区について基本構想を作成する場合には、当該基本構想に当該特定旅客施設を第二項第二号及び第三号の生活関連施設として定めなければならない。
- 5 基本構想には、道路法第十二条ただし書及び第十五条並びに道路法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第六十三号。以下「昭和三十九年道路法改正法」という。）附則第三項の規定にかかわらず、国道又は都道府県道（道路法第三条第三号の都道府県道をいう。第三十二条第一項において同じ。）（道路法第十二条ただし書及び第十五条並びに昭和三十九年道路法改正法附則第三項の規定により都道府県が新設又は改築を行うこととされているもの（道路法第十七条第一項から第四項までの規定により同条第一項の指定市、同条第二項の指定市以外の市、同条第三項の町村又は同条第四項の指定市以外の市町村が行うこととされているものを除く。）に限る。以下同じ。）に係る道路特定事業を実施する者として、市町村（他の市町村又は道路管理者と共同して実施する場合にあっては、市町村及び他の市町村又は道路管理者。第三十二条において同じ。）を定めることができる。
- 6 市町村は、基本構想を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、生活関連施設を利用する高齢者、障害者等その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 7 市町村は、基本構想を作成しようとする場合において、第二十六条第一項の協議会が組織されていないときは、これに定めようとする特定事業に関する事項について、関係する施設設置管理者及び公安委員会と協議をしなければならない。
- 8 市町村は、第二十六条第一項の協議会が組織されていない場合には、基本構想を作成するに当たり、あらかじめ、関係する施設設置管理者及び公安委員会に対し、特定事業に関する事項について基本構想の案を作成し、当該市町村に提出するよう求めることができる。
- 9 前項の案の提出を受けた市町村は、基本構想を作成するに当たっては、当該案の内容が十分に反映されるよう努めるものとする。
- 10 第二十四条の二第四項、第五項及び第七項から第九項までの規定は、基本構想の作成について準用する。この場合において、同条第四項中「移動等円滑化促進地区」とあるのは、「重点整備地区」と読み替えるものとする。
- 11 第二十四条の二第七項から第九項まで及びこの条第六項から第九項までの規定は、基本構想の変更について準用する。

#### （基本構想の評価等）

**第二十五条の二** 市町村は、基本構想を作成した場合においては、おおむね五年ごとに、当該基本構想において定められた重点整備地区における特定事業その他の事業の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、基本構想を変更するものとする。

#### （協議会）

**第二十六条** 基本構想を作成しようとする市町村は、基本構想の作成に関する協議及び基本構想の実施（実施の状況についての調査、分析及び評価を含む。）に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
  - 一 基本構想を作成しようとする市町村
  - 二 関係する施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施すると見込まれる者
  - 三 高齢者、障害者等、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者
- 3 第一項の規定により協議会を組織する市町村は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知するものとする。
- 4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。
- 5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

#### （基本構想の作成等の提案）

**第二十七条** 次に掲げる者は、市町村に対して、基本構想の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る基本構想の素案を作成して、これを提示しなければならない。

- 一 施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施しようとする者
- 二 高齢者、障害者等その他の生活関連施設又は生活関連経路を構成する一般交通用施設の利用に関し利害関係を有する者

- 2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき基本構想の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、基本構想の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

#### (公共交通特定事業の実施)

**第二十八条** 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公共交通事業者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して公共交通特定事業を実施するための計画（以下「公共交通特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該公共交通特定事業を実施するものとする。

- 2 公共交通特定事業計画においては、実施しようとする公共交通特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 公共交通特定事業を実施する特定旅客施設又は特定車両
  - 二 公共交通特定事業の内容
  - 三 公共交通特定事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法
  - 四 その他公共交通特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 3 公共交通事業者等は、公共交通特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。
- 4 公共交通事業者等は、公共交通特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。
- 5 前二項の規定は、公共交通特定事業計画の変更について準用する。

#### (公共交通特定事業計画の認定)

**第二十九条** 公共交通事業者等は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、公共交通特定事業計画が重点整備地区における移動等円滑化を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

- 2 主務大臣は、前項の規定による認定の申請があった場合において、前条第二項第二号に掲げる事項が基本方針及び公共交通移動等円滑化基準に照らして適切なものであり、かつ、同号及び同項第三号に掲げる事項が当該公共交通特定事業を確実に遂行するために技術上及び資金上適切なものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 3 前項の認定を受けた者は、当該認定に係る公共交通特定事業計画を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。
- 4 第二項の規定は、前項の認定について準用する。
- 5 主務大臣は、第二項の認定を受けた者が当該認定に係る公共交通特定事業計画（第三項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に従って公共交通特定事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

#### (公共交通特定事業計画に係る地方債の特例)

**第三十条** 地方公共団体が、前条第二項の認定に係る公共交通特定事業計画に基づく公共交通特定事業で主務省令で定めるものに関する助成を行おうとする場合においては、当該助成に要する経費であつて地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条各号に規定する経費のいずれにも該当しないものは、同条第五号に規定する経費とみなす。

#### (道路特定事業の実施)

**第三十一条** 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する道路管理者は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して道路特定事業を実施するための計画（以下「道路特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該道路特定事業を実施するものとする。

- 2 道路特定事業計画においては、基本構想において定められた道路特定事業について定めるほか、当該重点整備地区内の道路において実施するその他の道路特定事業について定めることができる。
- 3 道路特定事業計画においては、実施しようとする道路特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 道路特定事業を実施する道路の区間
  - 二 前号の道路の区間ごとに実施すべき道路特定事業の内容及び実施予定期間
  - 三 その他道路特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 4 道路管理者は、道路特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村、施設設置管理者及び公安委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 道路管理者は、道路特定事業計画において、道路法第二十条第一項に規定する他の工作物について実施し、又は同法第二十三条第一項の規定に基づき実施する道路特定事業について定めるときは、あらかじめ、当該道路特定事業を実施する工作物又は施設の管理者と協議しなければならない。この場合において、当該道路特定事業の費用の負担を当該工作物又は施設の管理者に求めるときは、当該道路特定事業計画に当該道路特定事業の実施に要する費用の概算及び道路管理者と当該工作物又は施設の管理者との分担割合を定めるものとする。



- 6 道路管理者は、道路特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係する市町村、施設設置管理者及び公安委員会並びに前項に規定する工作物又は施設の管理者に送付しなければならない。
- 7 前三項の規定は、道路特定事業計画の変更について準用する。

#### (市町村による国道等に係る道路特定事業の実施)

- 第三十二条** 第二十五条第五項の規定により基本構想において道路特定事業を実施する者として市町村(道路法第十七条第一項の指定市を除く。以下この条及び第五十五条から第五十七条までにおいて同じ。)が定められたときは、前条第一項、同法第十二条ただし書及び第十五条並びに昭和三十九年道路法改正法附則第三項の規定にかかわらず、市町村は、単独で又は他の市町村若しくは道路管理者と共同して、国道又は都道府県道に係る道路特定事業計画を作成し、これに基づき、当該道路特定事業を実施するものとする。
- 2 前条第二項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項から第六項までの規定中「道路管理者」とあるのは、「次条第一項の規定により道路特定事業を実施する市町村(他の市町村又は道路管理者と共同して実施する場合にあっては、市町村及び他の市町村又は道路管理者)」と読み替えるものとする。
  - 3 市町村は、第一項の規定により国道に係る道路特定事業を実施しようとする場合においては、主務省令で定めるところにより、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。ただし、主務省令で定める軽易なものについては、この限りでない。
  - 4 市町村は、第一項の規定により道路特定事業に関する工事を行おうとするとき、及び当該道路特定事業に関する工事の全部又は一部を完了したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
  - 5 市町村は、第一項の規定により道路特定事業を実施する場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わってその権限を行うものとする。
  - 6 市町村が第一項の規定により道路特定事業を実施する場合には、その実施に要する費用の負担並びにその費用に関する国の補助及び交付金の交付については、都道府県が自ら当該道路特定事業を実施するものとみなす。
  - 7 前項の規定により国が当該都道府県に対し交付すべき負担金、補助金及び交付金は、市町村に交付するものとする。
  - 8 前項の場合には、市町村は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の規定の適用については、同法第二条第三項に規定する補助事業者等とみなす。

#### (路外駐車場特定事業の実施)

- 第三十三条** 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する路外駐車場管理者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して路外駐車場特定事業を実施するための計画(以下この条において「路外駐車場特定事業計画」という。)を作成し、これに基づき、当該路外駐車場特定事業を実施するものとする。
- 2 路外駐車場特定事業計画においては、実施しようとする路外駐車場特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
    - 一 路外駐車場特定事業を実施する特定路外駐車場
    - 二 路外駐車場特定事業の内容及び実施予定期間
    - 三 その他路外駐車場特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
  - 3 路外駐車場管理者等は、路外駐車場特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。
  - 4 路外駐車場管理者等は、路外駐車場特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。
  - 5 前二項の規定は、路外駐車場特定事業計画の変更について準用する。

#### (都市公園特定事業の実施)

- 第三十四条** 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公園管理者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して都市公園特定事業を実施するための計画(以下この条において「都市公園特定事業計画」という。)を作成し、これに基づき、当該都市公園特定事業を実施するものとする。ただし、都市公園法第五条第一項の規定による許可を受けて公園施設(特定公園施設に限る。)を設け若しくは管理し、又は設け若しくは管理しようとする者が都市公園特定事業計画を作成する場合にあっては、公園管理者と共同して作成するものとする。
- 2 都市公園特定事業計画においては、実施しようとする都市公園特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
    - 一 都市公園特定事業を実施する都市公園
    - 二 都市公園特定事業の内容及び実施予定期間
    - 三 その他都市公園特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
  - 3 公園管理者等は、都市公園特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。

- 4 公園管理者は、都市公園特定事業計画において、都市公園法第五条の十第一項に規定する他の工作物について実施する都市公園特定事業について定めるときは、あらかじめ、当該他の工作物の管理者と協議しなければならない。この場合において、当該都市公園特定事業の費用の負担を当該他の工作物の管理者に求めるときは、当該都市公園特定事業計画に当該都市公園特定事業の実施に要する費用の概算及び公園管理者と当該他の工作物の管理者との分担割合を定めるものとする。
- 5 公園管理者等は、都市公園特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係する市町村及び施設設置管理者並びに前項に規定する他の工作物の管理者に送付しなければならない。
- 6 前三項の規定は、都市公園特定事業計画の変更について準用する。

#### (建築物特定事業の実施)

- 第三十五条** 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する建築主等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して建築物特定事業を実施するための計画（以下この条において「建築物特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該建築物特定事業を実施するものとする。
- 2 建築物特定事業計画においては、実施しようとする建築物特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
    - 一 建築物特定事業を実施する特定建築物
    - 二 建築物特定事業の内容
    - 三 建築物特定事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法
    - 四 その他建築物特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
  - 3 建築主等は、建築物特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かななければならない。
  - 4 建築主等は、建築物特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。
  - 5 前二項の規定は、建築物特定事業計画の変更について準用する。

#### (交通安全特定事業の実施)

- 第三十六条** 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公安委員会は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して交通安全特定事業を実施するための計画（以下「交通安全特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該交通安全特定事業を実施するものとする。
- 2 前項の交通安全特定事業（第二条第三十一号イに掲げる事業に限る。）は、当該交通安全特定事業により設置される信号機等が、重点整備地区における移動等円滑化のために必要な信号機等に関する主務省令で定める基準を参酌して都道府県の条例で定める基準に適合するよう実施されなければならない。
  - 3 交通安全特定事業計画においては、実施しようとする交通安全特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
    - 一 交通安全特定事業を実施する道路の区間
    - 二 前号の道路の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間
    - 三 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
  - 4 公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び道路管理者の意見を聴かななければならない。
  - 5 公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係する市町村及び道路管理者に送付しなければならない。
  - 6 前二項の規定は、交通安全特定事業計画の変更について準用する。

#### (教育啓発特定事業の実施)

- 第三十六条の二** 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する市町村等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して教育啓発特定事業を実施するための計画（以下この条において「教育啓発特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該教育啓発特定事業を実施するものとする。
- 2 教育啓発特定事業計画においては、実施しようとする教育啓発特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
    - 一 教育啓発特定事業の内容及び実施予定期間
    - 二 その他教育啓発特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
  - 3 市町村等は、教育啓発特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者（第二条第三十二号イに掲げる事業について定めようとする場合にあっては、関係する市町村、施設設置管理者及び学校）の意見を聴かななければならない。
  - 4 市町村等は、教育啓発特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者（第二条第三十二号イに掲げる事業について定めた場合にあっては、関係する市町村、施設設置管理者及び学校）に送付し

なければならない。

5 前二項の規定は、教育啓発特定事業計画の変更について準用する。

**(生活関連施設又は一般交通用施設の整備等)**

**第三十七条** 国及び地方公共団体は、基本構想において定められた生活関連施設又は一般交通用施設の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業の施行その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 基本構想において定められた生活関連施設又は一般交通用施設の管理者（国又は地方公共団体を除く。）は、当該基本構想の達成に資するよう、その管理する施設について移動等円滑化のための事業の実施に努めなければならない。

**(基本構想に基づく事業の実施に係る命令等)**

**第三十八条** 市町村は、第二十八条第一項の公共交通特定事業、第三十三条第一項の路外駐車場特定事業、第三十四条第一項の都市公園特定事業（公園管理者が実施すべきものを除く。）又は第三十五条第一項の建築物特定事業若しくは第三十六条の二第一項の教育啓発特定事業（いずれも国又は地方公共団体が実施すべきものを除く。）（以下この条において「公共交通特定事業等」と総称する。）が実施されていないと認めるときは、当該公共交通特定事業等を実施すべき者に対し、その実施を要請することができる。

2 市町村は、前項の規定による要請を受けた者が当該要請に応じないときは、その旨を主務大臣等（公共交通特定事業又は教育啓発特定事業にあつては主務大臣、路外駐車場特定事業にあつては知事等、都市公園特定事業にあつては公園管理者、建築物特定事業にあつては所管行政庁。以下この条において同じ。）に通知することができる。

3 主務大臣等は、前項の規定による通知があつた場合において、第一項の規定による要請を受けた者が正当な理由がなく公共交通特定事業等を実施していないと認めるときは、当該要請を受けた者に対し、当該公共交通特定事業等を実施すべきことを勧告することができる。

4 主務大臣等は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置を講じない場合において、当該勧告を受けた者の事業について移動等円滑化を阻害している事実があると認めるときは、第九条第三項、第十二条第三項及び第十五条第一項の規定により違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる場合を除くほか、当該勧告を受けた者に対し、移動等円滑化のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

**(土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例)**

**第三十九条** 基本構想において定められた土地区画整理事業であつて土地区画整理法第三条第四項、第三条の二又は第三条の三の規定により施行するものの換地計画（基本構想において定められた重点整備地区の区域内の宅地について定められたものに限る。）においては、重点整備地区の区域内の住民その他の者の共同の福祉又は利便のために必要な生活関連施設又は一般交通用施設で国、地方公共団体、公共交通事業者等その他政令で定める者が設置するもの（同法第二条第五項に規定する公共施設を除き、基本構想において第二十五条第二項第四号に掲げる事項として土地区画整理事業の実施に関しその整備を考慮すべきものと定められたものに限る。）の用に供するため、一定の土地を換地として定めず、その土地を保留地として定めることができる。この場合においては、当該保留地の地積について、当該土地区画整理事業を施行する土地の区域内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する全ての者の同意を得なければならない。

2 土地区画整理法百四条第十一項及び第八十八条第一項の規定は、前項の規定により換地計画において定められた保留地について準用する。この場合において、同条第一項中「第三条第四項若しくは第五項」とあるのは、「第三条第四項」と読み替えるものとする。

3 施行者は、第一項の規定により換地計画において定められた保留地を処分したときは、土地区画整理法百三条第四項の規定による公告があつた日における従前の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する者に対して、政令で定める基準に従い、当該保留地の対価に相当する金額を交付しなければならない。同法百九条第二項の規定は、この場合について準用する。

4 土地区画整理法第八十五条第五項の規定は、この条の規定による処分及び決定について準用する。

5 第一項に規定する土地区画整理事業に関する土地区画整理法百二十三条、百二十六条、百二十七条の二及び百二十九条の規定の適用については、同項から第三項までの規定は、同法の規定とみなす。

**(地方債についての配慮)**

**第四十条** 地方公共団体が、基本構想を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政事情が許す限り、特別の配慮をするものとする。

**(市町村による情報の収集、整理及び提供等)**

**第四十条の二** 第二十五条第十項において読み替えて準用する第二十四条の二第四項の規定により基本構想において市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項が定められたときは、市町村は、当該基本構

想に基づき移動等円滑化に関する事項についての情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

- 2 第二十四条の八の規定は、前項の規定により情報の収集、整理及び提供を行う市町村の求めがあった場合について準用する。

## 第五章 移動等円滑化経路協定

### (移動等円滑化経路協定の締結等)

**第四十一条** 移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一団の土地の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする借地権その他の当該土地を使用する権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権等」という。）を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号。第四十五条第二項において「大都市住宅等供給法」という。）第八十三条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者。以下「土地所有者等」と総称する。）は、その全員の合意により、当該土地の区域における移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定（以下「移動等円滑化経路協定」という。）を締結することができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権等の目的となっている土地がある場合（当該借地権等が地下又は空間について上下の範囲を定めて設定されたもので、当該土地の所有者が当該土地を使用している場合を除く。）においては、当該借地権等の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

- 2 移動等円滑化経路協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 移動等円滑化経路協定の目的となる土地の区域（以下「移動等円滑化経路協定区域」という。）及び経路の位置
  - 二 次に掲げる移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの
    - イ 前号の経路における移動等円滑化に関する基準
    - ロ 前号の経路を構成する施設（エレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備を含む。）の整備又は管理に関する事項
    - ハ その他移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項
  - 三 移動等円滑化経路協定の有効期間
  - 四 移動等円滑化経路協定に違反した場合の措置
- 3 移動等円滑化経路協定は、市町村長の認可を受けなければならない。

### (認可の申請に係る移動等円滑化経路協定の縦覧等)

**第四十二条** 市町村長は、前条第三項の認可の申請があったときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該移動等円滑化経路協定を公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

- 2 前項の規定による公告があったときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該移動等円滑化経路協定について、市町村長に意見書を提出することができる。

### (移動等円滑化経路協定の認可)

**第四十三条** 市町村長は、第四十一条第三項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

- 一 申請手続が法令に違反しないこと。
- 二 土地又は建築物その他の工作物の利用を不当に制限するものでないこと。
- 三 第四十一条第二項各号に掲げる事項について主務省令で定める基準に適合するものであること。

- 2 市町村長は、第四十一条第三項の認可をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該移動等円滑化経路協定を当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、移動等円滑化経路協定区域である旨を当該移動等円滑化経路協定区域内に明示しなければならない。

### (移動等円滑化経路協定の変更)

**第四十四条** 移動等円滑化経路協定区域内における土地所有者等（当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、移動等円滑化経路協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

- 2 前二条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

### (移動等円滑化経路協定区域からの除外)

**第四十五条** 移動等円滑化経路協定区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）で当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者の所有するものの全部又は一部について借地権等が消滅した場合においては、当該借地権等の目的となっていた土地（同項の規定によ

り仮換地として指定された土地に対応する従前の土地にあっては、当該土地についての仮換地として指定された土地)は、当該移動等円滑化経路協定区域から除外されるものとする。

- 2 移動等円滑化経路協定区域内の土地で土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定されたものが、同法第八十六条第一項の換地計画又は大都市住宅等供給法第七十二条第一項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、土地区画整理法第九十一条第三項(大都市住宅等供給法第八十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかったときは、当該土地は、土地区画整理法第百三条第四項(大都市住宅等供給法第八十三条において準用する場合を含む。)の公告があった日が終了した時において当該移動等円滑化経路協定区域から除外されるものとする。
- 3 前二項の規定により移動等円滑化経路協定区域内の土地が当該移動等円滑化経路協定区域から除外された場合においては、当該借地権等を有していた者又は当該仮換地として指定されていた土地に対応する従前の土地に係る土地所有者等(当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- 4 第四十三条第二項の規定は、前項の規定による届出があった場合その他市町村長が第一項又は第二項の規定により移動等円滑化経路協定区域内の土地が当該移動等円滑化経路協定区域から除外されたことを知った場合について準用する。

#### (移動等円滑化経路協定の効力)

**第四十六条** 第四十三条第二項(第四十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告のあった移動等円滑化経路協定は、その公告のあった後において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等となった者(当該移動等円滑化経路協定について第四十一条第一項又は第四十四条第一項の規定による合意をしなかった者の有する土地の所有権を承継した者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

#### (移動等円滑化経路協定の認可の公告のあった後移動等円滑化経路協定に加わる手続等)

- 第四十七条** 移動等円滑化経路協定区域内の土地の所有者(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者)で当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばないものは、第四十三条第二項(第四十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告があった後いづれでも、市町村長に対して書面でその意思を表示することによって、当該移動等円滑化経路協定に加わることができる。
- 2 第四十三条第二項の規定は、前項の規定による意思の表示があった場合について準用する。
  - 3 移動等円滑化経路協定は、第一項の規定により当該移動等円滑化経路協定に加わった者がその時において所有し、又は借地権等を有していた当該移動等円滑化経路協定区域内の土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地)について、前項において準用する第四十三条第二項の規定による公告のあった後において土地所有者等となった者(前条の規定の適用がある者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

#### (移動等円滑化経路協定の廃止)

- 第四十八条** 移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等(当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、第四十一条第三項又は第四十四条第一項の認可を受けた移動等円滑化経路協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。
- 2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

#### (土地の共有者等の取扱い)

**第四十九条** 土地又は借地権等が数人の共有に属するときは、第四十一条第一項、第四十四条第一項、第四十七条第一項及び前条第一項の規定の適用については、合わせて一の所有者又は借地権等を有する者とみなす。

#### (一の所有者による移動等円滑化経路協定の設定)

- 第五十条** 移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、移動等円滑化のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を移動等円滑化経路協定区域とする移動等円滑化経路協定を定めることができる。
- 2 市町村長は、前項の認可の申請が第四十三条第一項各号のいずれにも該当し、かつ、当該移動等円滑化経路協定が移動等円滑化のため必要であると認める場合に限り、前項の認可をするものとする。
  - 3 第四十三条第二項の規定は、第一項の認可について準用する。
  - 4 第一項の認可を受けた移動等円滑化経路協定は、認可の日から起算して三年以内において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することになった時から、第四十三条第二項の規定による認可の公告のあった移動等円滑化経路協定と同一の効力を有する移動等円滑化経路協定となる。

### (借主の地位)

**第五十一条** 移動等円滑化経路協定に定める事項が建築物その他の工作物の借主の権限に係る場合においては、その移動等円滑化経路協定については、当該建築物その他の工作物の借主を土地所有者等とみなして、この章の規定を適用する。

### 第五章の二 移動等円滑化施設協定

**第五十一条の二** 移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一団の土地の土地所有者等は、その全員の合意により、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる案内所その他の当該土地の区域における移動等円滑化に資する施設（移動等円滑化経路協定の目的となる経路を構成するものを除き、高齢者、障害者等の利用に供しない施設であって移動等円滑化のための事業の実施に伴い移転が必要となるものを含む。次項において同じ。）の整備又は管理に関する協定（以下この条において「移動等円滑化施設協定」という。）を締結することができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権等の目的となっている土地がある場合（当該借地権等が地下又は空間について上下の範囲を定めて設定されたもので、当該土地の所有者が当該土地を使用している場合を除く。）においては、当該借地権等の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

2 移動等円滑化施設協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 移動等円滑化施設協定の目的となる土地の区域及び施設の位置

二 次に掲げる移動等円滑化に資する施設の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの

イ 前号の施設の移動等円滑化に関する基準

ロ 前号の施設の整備又は管理に関する事項

三 移動等円滑化施設協定の有効期間

四 移動等円滑化施設協定に違反した場合の措置

3 前章（第四十一条第一項及び第二項を除く。）の規定は、移動等円滑化施設協定について準用する。この場合において、第四十三条第一項第三号中「第四十一条第二項各号」とあるのは「第五十一条の二第二項各号」と、同条第二項中「移動等円滑化経路協定区域」とあるのは「第五十一条の二第二項第一号の区域（以下この章において「移動等円滑化施設協定区域」という。）」と、「移動等円滑化経路協定区域内」とあるのは「移動等円滑化施設協定区域内」と、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条、第四十七条第一項及び第三項、第四十八条第一項並びに第五十条第一項及び第四項中「移動等円滑化経路協定区域」とあるのは「移動等円滑化施設協定区域」と、第四十六条及び第四十九条中「第四十一条第一項」とあるのは「第五十一条の二第一項」と読み替えるものとする。

### 第六章 雑則

#### (国の援助)

**第五十二条** 国は、地方公共団体が移動等円滑化の促進に関する施策を円滑に実施することができるよう、地方公共団体に対し、助言、指導その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

#### (資金の確保等)

**第五十二条の二** 国は、移動等円滑化を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、移動等円滑化に関する研究開発の推進及びその成果の普及に努めなければならない。

#### (情報提供の確保)

**第五十二条の三** 国は、移動等円滑化に関する情報提供の確保に努めなければならない。

2 国は、前項の情報提供の確保を行うに当たっては、生活の本拠の周辺地域以外の場所における移動等円滑化が高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保する上で重要な役割を果たすことに鑑み、これらの者による観光施設その他の施設の円滑な利用のために必要と認める用具の備付けその他のこれらの施設における移動等円滑化に関する措置に係る情報が適切に提供されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

#### (移動等円滑化の進展の状況に関する評価)

**第五十二条の四** 国は、移動等円滑化を促進するため、関係行政機関及び高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者で構成する会議を設け、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握し、及び評価するよう努めなければならない。

#### (報告及び立入検査)

**第五十三条** 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、主務省令で定めるところにより、公共交通事業者等に対し、移動等円滑化のための事業に関し報告をさせ、又はその職員に、公共交通事業者等の事務所その他の事業場若しくは車両等に立ち入り、旅客施設、車両等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 知事等は、この法律の施行に必要な限度において、路外駐車場管理者等に対し、特定路外駐車場の路外駐車場移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定路外駐車場若しくはその業務に関係のある場所に立ち入り、特定路外駐車場の施設若しくは業務に関し検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 3 所管行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 4 所管行政庁は、認定建築主等に対し、認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告をさせることができる。
- 5 所管行政庁は、認定協定建築主等に対し、第二十二條の二第四項の認定を受けた計画（同条第五項において準用する第十八条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る協定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告をさせることができる。
- 6 第一項から第三項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 7 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### **（主務大臣等）**

- 第五十四条** 第三条第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、同条第二項第二号に掲げる事項については国土交通大臣とし、その他の事項については国土交通大臣、国家公安委員会、総務大臣及び文部科学大臣とする。
- 2 第九条、第九条の二第一項、第九条の三から第九条の五まで、第九条の七、第二十二條の二第一項及び第二項（これらの規定を同条第五項において読み替えて準用する第十八条第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条、第二十四条の六第四項及び第五項、第二十九条第一項、第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三項及び第五項、第三十二条第三項、第三十八条第二項、前条第一項並びに次条における主務大臣は国土交通大臣とし、第二十四条の二第七項及び第八項（これらの規定を同条第十項並びに第二十五条第十項及び第十一項において準用する場合を含む。）における主務大臣は国土交通大臣、国家公安委員会、総務大臣及び文部科学大臣とする。
  - 3 この法律における主務省令は、国土交通省令とする。ただし、第三十条における主務省令は、総務省令とし、第三十六条第二項における主務省令は、国家公安委員会規則とする。
  - 4 この法律による国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

#### **（不服申立て）**

- 第五十五条** 市町村が第三十二条第五項の規定により道路管理者に代わってした処分に不服がある者は、当該市町村の長に対して審査請求をし、その裁決に不服がある者は、主務大臣に対して再審査請求をすることができる。

#### **（事務の区分）**

- 第五十六条** 第三十二条の規定により国道に関して市町村が処理することとされている事務（費用の負担及び徴収に関するものを除く。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

#### **（道路法の適用）**

- 第五十七条** 第三十二条第五項の規定により道路管理者に代わってその権限を行う市町村は、道路法第八章の規定の適用については、道路管理者とみなす。

#### **（経過措置）**

- 第五十八条** この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

### **第七章 罰則**

- 第五十九条** 第九条第三項、第十二条第三項又は第十五条第一項の規定による命令に違反した者は、三百万円以下の罰金に処する。

- 第六十条** 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第三十八条第四項の規定による命令に違反した者
- 三 第五十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

- 第六十一条** 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条の四の規定による提出をしなかった者

- 二 第九条の五の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

**第六十二条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十条第二項の規定に違反して、表示を付した者
- 二 第二十四条の六第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をして、同条第一項本文又は第二項に規定する行為をした者
- 三 第五十三条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

**第六十三条** 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五十三条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 二 第五十三条第四項又は第五項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

**第六十四条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十九条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

**第六十五条** 第九条の六の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者は、五十万円以下の過料に処する。

**第六十六条** 第二十四条の八第一項（第四十条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者は、二十万円以下の過料に処する。

#### 附 則 抄

##### （施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成一八年政令第三七八号で平成一八年一月二〇日から施行）

**（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律及び高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の廃止）**

**第二条** 次に掲げる法律は、廃止する。

- 一 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）
- 二 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号）

**（道路管理者、路外駐車場管理者等及び公園管理者等の基準適合義務に関する経過措置）**

**第三条** この法律の施行の際現に工事中の特定道路の新設又は改築、特定路外駐車場の設置及び特定公園施設の新設、増設又は改築については、それぞれ第十条第一項、第十一条第一項及び第十三条第一項の規定は、適用しない。

**（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の廃止に伴う経過措置）**

**第四条** 附則第二条第一号の規定による廃止前の高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律（これに基づく命令を含む。）中の相当規定によりしたものとみなす。

- 2 この法律の施行の際現に工事中の特別特定建築物の建築又は修繕若しくは模様替については、第十四条第一項から第三項までの規定は適用せず、なお従前の例による。
- 3 この法律の施行の際現に存する特別特定建築物で、政令で指定する類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、第十四条第一項の規定は適用せず、なお従前の例による。
- 4 第十五条の規定は、この法律の施行後（第二項に規定する特別特定建築物については、同項に規定する工事が完了した後）に建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この項において同じ。）をした特別特定建築物について適用し、この法律の施行前に建築をした特別特定建築物については、なお従前の例による。

**（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の廃止に伴う経過措置）**

**第五条** 附則第二条第二号の規定による廃止前の高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下この条において「旧移動円滑化法」という。）第六条第一項の規定により作成された基本構想、旧移動円滑化法第七条第一項の規定により作成された公共交通特定事業計画、旧移動円滑化法第十条第一項の規定により作成された道路特定事業計画及び旧移動円滑化法第十一条第一項の規定により作成された交通安全特定事業計画は、それぞれ第二十五条第一項の規定により作成された基本構想、第二十八条第一項の規定により作成された公共交通特定事業計画、第三十一条第一項の規定により作成された道路特定事業計画及び第三十六条第一項の規定により作成された交通安全特定事業計画とみなす。

- 2 旧移動円滑化法（これに基づく命令を含む。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律（これに基づく命令を含む。）中の相当規定によりしたものとみなす。



**(罰則に関する経過措置)**

**第六条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**(検討)**

**第七条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附 則 (平成一八年六月二一日法律第九二号) 抄**

**(施行期日)**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**(平成一九年政令第四八号で平成一九年六月二〇日から施行)**

**附 則 (平成一九年三月三一日法律第一九号) 抄**

**(施行期日)**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**(平成一九年政令第三〇三号で平成一九年九月二八日から施行)**

**附 則 (平成二三年五月二日法律第三五号) 抄**

**(施行期日)**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**(平成二三年政令第二三四号で平成二三年八月一日から施行)**

**附 則 (平成二三年六月二二日法律第七〇号) 抄**

**(施行期日)**

**第一条** この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第百五号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第百五号)の公布の日=平成二三年八月三〇日)

**附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄**

**(施行期日)**

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十条(構造改革特別区域法第十八条の改正規定を除く。)、第十二条、第十四条(地方自治法別表第一公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)の項及び道路法(昭和二十七年法律第八十号)の項の改正規定に限る。)、第十六条(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条及び第十三条の改正規定を除く。)、第五十九条、第六十五条(農地法第五十七条の改正規定に限る。)、第七十六条、第七十九条(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第十四条の改正規定に限る。)、第九十八条(公営住宅法第六条、第七条及び附則第二項の改正規定を除く。)、第九十九条(道路法第十七条、第十八条、第二十四条、第二十七条、第四十八条の四から第四十八条の七まで及び第九十七条の改正規定に限る。)、第一百条(道路整備特別措置法第三条、第四条、第八条、第十条、第十二条、第十四条及び第十七条の改正規定に限る。)、第一百四条、第一百条(共同溝の整備等に関する特別措置法第二十六条の改正規定に限る。)、第一百四条、第二百一一条(都市再開発法第三十三条の改正規定に限る。)、第二百五条(公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定に限る。)、第三十一条(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第百条の改正規定に限る。)、第三十三条、第四十一条、第四十七条(電線共同溝の整備等に関する特別措置法第二十七条の改正規定に限る。)、第四十九条(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第十三条、第二百七十七条、第二百九十一条、第二百九十三条から第二百九十五条まで及び第二百九十八条の改正規定に限る。)、第五十三条、第五十五条(都市再生特別措置法第四十六条、第四十六条の二及び第五十一条第一項の改正規定に限る。)、第五十六条(マンションの建替えの円滑化等に関する法律第百二条の改正規定に限る。)、第五十九条、第六十条(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第二項及び第三項の改正規定、同条第五項の改正規定(「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分に限る。))並びに同条第六項及び第七項の改正規定に限る。)、第六十二条(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十五条の改正規定(同条第七項中「ときは」を「場合において、次条第一項の協議会が組織されていないときは」に改め、「次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には」を削る部分を除く。))並びに同法第三十二条、第三十九条及び第五十四条の改正規定に限る。)、第六十三条、第六十六条、第六十七条、第七十一条(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第五条の五第二項

第五号の改正規定に限る。)、第百七十五条及び第百八十六条(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第七条第二項第三号の改正規定に限る。)の規定並びに附則第三十三条、第五十条、第七十二条第四項、第七十三条、第八十七条(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定に限る。)、第九十一条(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第三十三条、第三十四条の三第二項第五号及び第六十四条の改正規定に限る。)、第九十二条(高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二十五条の改正規定を除く。)、第九十三条、第九十五条、第百一条、第百十三条、第百十五条及び第百十八条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

二 第二条、第十条(構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る。)、第十四条(地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)の項、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の項、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の項、環境基本法(平成五年法律第九十一号)の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項並びに別表第二都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の項、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八号)の項の改正規定に限る。)、第十七条から第十九条まで、第二十二條(児童福祉法第二十一条の五の六、第二十一条の五の十五、第二十一条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。)、第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条(社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十一条の改正規定に限る。)、第三十五条、第三十七条、第三十八条(水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く。)、第三十九条、第四十三条(職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。)、第五十一条(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。)、第五十四条(障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。)、第六十五条(農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。)、第八十七条から第九十二条まで、第九十九条(道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。)、第一百一条(土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。)、第一百二条(道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条、第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。)、第一百三條、第一百五條(駐車場法第四条の改正規定を除く。)、第一百七條、第一百八條、第一百五條(首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。)、第一百六條(流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。)、第一百八條(近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定に限る。)、第一百二十條(都市計画法第六条の二、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十二条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十條、第二十三條、第三十三條及び第五十八條の二の改正規定を除く。)、第一百二十一條(都市再開発法第七条の四から第七条の七まで、第六十條から第六十二條まで、第六十六條、第九十八條、第九十九條の八、第一百三十九條の三、第一百四十一條の二及び第一百四十二條の改正規定に限る。)、第一百二十五條(公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定を除く。)、第一百二十八條(都市緑地法第二十條及び第三十九條の改正規定を除く。)、第一百三十一條(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六條、第六十四條、第六十七條、第百四條及び第百九條の二の改正規定に限る。)、第一百四十二條(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八條及び第二十一條から第二十三條までの改正規定に限る。)、第一百四十五條、第一百四十六條(被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。)、第一百四十九條(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十條、第二十一條、第百九十一條、第百九十二條、第百九十七條、第二百三十三條、第二百四十一條、第二百八十三條、第三百十一條及び第三百十八條の改正規定に限る。)、第一百五十五條(都市再生特別措置法第五十一條第四項の改正規定に限る。)、第一百五十六條(マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二百條の改正規定を除く。)、第一百五十七條、第一百五十八條(景観法第五十七條の改正規定に限る。)、第一百六十條(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六條第五項の改正規定(「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。))並びに同法第十一條及び第十三條の改正規定に限る。)、第一百六十二條(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十條、第十二條、第十三條、第三十六條第二項及び第五十六條の改正規定に限る。)、第一百六十五條(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四條及び第二十九條の改正規定に限る。)、第一百六十九條、第一百七十一條(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一條の改正規定に限る。)、第一百七十四條、第一百七十八條、第一百八十二條(環境基本法第十六條及び第四十條の二の改正規定に限る。))及び第一百八十七條(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五條の改正規定、同法第二十八條第九項の改正規定(「第四條第三項」

を「第四条第四項」に改める部分を除く。）、同法第二十九条第四項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四項、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条（地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く。）、第八十九条、第九十条、第九十二条（高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。）、第一百一条、第一百二条、第一百五條から第一百七条まで、第一百十二条、第一百七条（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四条第八項の改正規定に限る。）、第一百九条、第二百一十一條の二並びに第二百二十三條第二項の規定 平成二十四年四月一日

#### （高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

**第七十二条** 第六十二条の規定（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二条、第十三条、第三十六条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。以下この項から第三項までにおいて同じ。）の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第六十二条の規定による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下この項から第三項までにおいて「新高齢者移動等円滑化法」という。）第十条第一項、第十三条第一項又は第三十六条第二項の規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、新高齢者移動等円滑化法第十条第二項の主務省令で定める基準は同条第一項の条例で定める基準と、新高齢者移動等円滑化法第十三条第二項の主務省令で定める基準は同条第一項の条例で定める基準と、新高齢者移動等円滑化法第三十六条第二項の主務省令で定める基準は同項の条例で定める基準とみなす。

- 2 第六十二条の規定の施行前に第六十二条の規定による改正前の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下この項及び次項において「旧高齢者移動等円滑化法」という。）第十二条第三項若しくは第五十三条第二項の規定により都道府県知事が行った命令その他の行為又は旧高齢者移動等円滑化法第十二条第一項若しくは第二項の規定により都道府県知事に対して行った届出で、新高齢者移動等円滑化法第十二条又は第五十三条第二項の規定により市長が行うこととなる事務に係るものは、それぞれこれらの規定により当該市長が行った命令その他の行為又は当該市長に対して行った届出とみなす。
- 3 第六十二条の規定の施行前に旧高齢者移動等円滑化法第十二条第一項又は第二項の規定により都道府県知事に対し届出をしなければならないとされている事項のうち新高齢者移動等円滑化法第十二条第一項又は第二項の規定により市長に対して届出をしなければならないこととなるもので、第六十二条の規定の施行前にその手続がされていないものについては、第六十二条の規定の施行後は、これを、これらの規定により市長に対して届出をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、これらの規定を適用する。
- 4 第六十二条の規定（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十五条の改正規定（同条第七項中「ときは」を「場合において、次条第一項の協議会が組織されていないときは」に改め、「次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には」を削る部分を除く。）並びに同法第三十二条、第三十九条及び第五十四条の改正規定に限る。以下この項において同じ。）の施行前に第六十二条の規定による改正前の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三十二条第三項の規定によりされた認可又は第六十二条の規定の施行の際現に同項の規定によりされている認可の申請は、それぞれ第六十二条の規定による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三十二条第三項の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。

#### （罰則に関する経過措置）

**第八十一条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### （政令への委任）

**第八十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

#### 附 則 （平成二三年一月四日法律第一二二号） 抄

#### （施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日

**附 則（平成二五年六月一四日法律第四四号） 抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**（罰則に関する経過措置）**

**第十条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**（政令への委任）**

**第十一条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則（平成二六年六月四日法律第五四号） 抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（平成二七年政令第一〇号で平成二七年六月一日から施行）

一 略

二 第五十二条第三項の改正規定（「部分（）」の下に「第六項の政令で定める昇降機の昇降路の部分又は」を加える部分及び「又は」を「若しくは」に改める部分に限る。）及び同条第六項の改正規定並びに次条の規定及び附則第十三条の規定（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十四条の改正規定に限る。） 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（平成二六年政令第二三一号で平成二六年七月一日から施行）

**附 則（平成二六年六月一三日法律第六九号） 抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成二八年四月一日）

**（経過措置の原則）**

**第五条** 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

**（訴訟に関する経過措置）**

**第六条** この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

**（罰則に関する経過措置）**

**第九条** この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**（その他の経過措置の政令への委任）**

**第十条** 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則（平成二九年五月一二日法律第二六号） 抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二九年政令第一五五号で平成二九年六月一五日から施行)

**附 則 (平成三〇年五月二五日法律第三二号) 抄**

**(施行期日)**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条及び次条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

(平成三〇年政令第二九七号で平成三〇年十一月一日から施行)

**(経過措置)**

**第二条** 第二条の規定の施行の際現に工事中の海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)による輸送施設(船舶を除き、同法による旅客不定期航路事業の用に供するものに限る。)の新たな建設又は同条の規定による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第八条第一項の主務省令で定める大規模な改良については、同項の規定は、適用しない。

**(政令への委任)**

**第三条** 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**(検討)**

**第四条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**附 則 (平成三〇年六月二七日法律第六七号) 抄**

**(施行期日)**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条の規定並びに次条並びに附則第三条、第九条及び第十五条(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第二十四条の改正規定に限る。)の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

(平成三〇年政令第二五四号で平成三〇年九月二五日から施行)

**附 則 (令和二年五月二〇日法律第二八号) 抄**

**(施行期日)**

**第一条** この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第一条並びに次条第一項及び附則第三条の規定は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(令和二年政令第一九一号で令和二年六月一九日から施行)

**(経過措置)**

**第二条** 第一条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十四条の二第一項の規定により定められている移動等円滑化促進方針には、当該移動等円滑化促進方針が第一条の規定の施行後最初に変更されるまでの間は、同条の規定による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十四条の二第二項の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる事項を定めないことができる。

2 この法律の施行の際現に新設又は改築の工事中の旅客特定車両停留施設については、第二条の規定による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条第一項、第三項及び第十一項の規定は、適用しない。この場合においては、当該旅客特定車両停留施設を新設旅客特定車両停留施設以外の旅客特定車両停留施設とみなして、同条第四項の規定を適用する。

**(政令への委任)**

**第三条** 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**(検討)**

**第四条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**附 則 (令和二年五月二七日法律第三一号) 抄**

**(施行期日)**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(令和二年政令第三二八で令和二年十一月二五日から施行)

**附 則 （令和二年六月三日法律第三六号） 抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（令和二年政令第三二〇号で令和二年一月二七日から施行）

**附 則 （令和二年六月一〇日法律第四二号） 抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条第三項第二号の改正規定、第十七条第三項の改正規定、第四十四条の改正規定、第四十五条の二第一項及び第四十六条の改正規定、第四十九条の三第一項の改正規定、第四十九条の六の改正規定、第五十条の二の改正規定、第五十一条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同条の改正規定、第五十一条の二を削る改正規定、第五十一条の二の二の改正規定、同条を第五十一条の二とする改正規定、第五十一条の四第一項の改正規定、第六十三条の三の改正規定、第七十一条第五号の四の改正規定、第七十一条の五第二項の改正規定、第七十二条の二第三項の改正規定、第七十五条第一項第七号の改正規定、第七十五条の八第二項の改正規定、第八十条の三の三の付記の改正規定、第八十条の七の付記、第八十条の十八の付記及び第八十条の三十一の付記の改正規定、第一百十条の二第五項の改正規定、第一百七条の五の改正規定、第一百九条の二第一項第一号及び第一百九条の三第一項第一号の改正規定、第二百一十一条第一項第九号の改正規定並びに別表第一の改正規定並びに次条並びに附則第六条、第七条、第十二条及び第十三条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（令和二年政令第三二二号で令和二年一月一日から施行）

## (4)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令 (平成18年法律第379号)

内閣は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第六号、第九号、第十三号、第十六号から第十八号まで及び第二十号ただし書、第九条第一項及び第二項、第十四条第一項、第十九条、第三十二条第五項、第三十九条第一項及び第三項、第五十三条第三項並びに附則第四条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

### (特定旅客施設の要件)

**第一条** 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第七号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 当該旅客施設の日当たりの平均的な利用者の人数（当該旅客施設が新たに建設される場合にあっては、当該旅客施設の日当たりの平均的な利用者の人数の見込み）が五千人以上であること。
- 二 次のいずれかに該当することにより当該旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数（当該旅客施設が新たに建設される場合にあっては、当該旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数の見込み）が前号の要件に該当する旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数と同程度以上であると認められること。
  - イ 当該旅客施設が所在する市町村の区域における人口及び高齢者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した当該旅客施設を利用する高齢者の人数が、全国の区域における人口及び高齢者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した前号の要件に該当する旅客施設を利用する高齢者の人数以上であること。
  - ロ 当該旅客施設が所在する市町村の区域における人口及び障害者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した当該旅客施設を利用する障害者の人数が、全国の区域における人口及び障害者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した前号の要件に該当する旅客施設を利用する障害者の人数以上であること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該旅客施設及びその周辺に所在する官公庁施設、福祉施設その他の施設の利用の状況並びに当該旅客施設の周辺における移動等円滑化の状況からみて、当該旅客施設について移動等円滑化のための事業を優先的に実施する必要性が特に高いと認められるものであること。

### (特定道路)

**第二条** 法第二条第十号の政令で定める道路は、生活関連経路を構成する道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路のうち多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものであって国土交通大臣がその路線及び区間を指定したものとする。

### (特定公園施設)

**第三条** 法第二条第十五号の政令で定める公園施設は、公園施設のうち次に掲げるもの（法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置がとられていることその他の事由により法第十三条の都市公園移動等円滑化基準に適合させることが困難なものとして国土交通省令で定めるものを除く。）とする。

- 一 都市公園の出入口と次号から第十二号までに掲げる公園施設その他国土交通省令で定める主要な公園施設（以下この号において「屋根付広場等」という。）との間の経路及び第六号に掲げる駐車場と屋根付広場等（当該駐車場を除く。）との間の経路を構成する園路及び広場
- 二 屋根付広場
- 三 休憩所
- 四 野外劇場
- 五 野外音楽堂
- 六 駐車場
- 七 便所
- 八 水飲場
- 九 手洗場
- 十 管理事務所
- 十一 掲示板
- 十二 標識

### (特定建築物)

**第四条** 法第二条第十八号の政令で定める建築物は、次に掲げるもの（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三条第一項に規定する建築物及び文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十三条第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内における同法第二条第一項第六号の伝統的建造物群を構成している建築物を除く。）とする。

- 一 学校
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 事務所
- 九 共同住宅、寄宿舎又は下宿
- 十 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 十一 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十二 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- 十三 博物館、美術館又は図書館
- 十四 公衆浴場
- 十五 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十六 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十七 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
- 十八 工場
- 十九 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 二十 自動車の停留又は駐車のための施設
- 二十一 公衆便所
- 二十二 公共用歩廊

**（特別特定建築物）**

**第五条** 法第二条第十九号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの（第二十三条及び第二十五条第三項第一号において「公立小学校等」という。）又は特別支援学校
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
- 九 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）
- 十 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはボーリング場又は遊技場
- 十二 博物館、美術館又は図書館
- 十三 公衆浴場
- 十四 飲食店
- 十五 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十七 自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）
- 十八 公衆便所
- 十九 公共用歩廊

**（建築物特定施設）**

**第六条** 法第二条第二十号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。



- 一 出入口
- 二 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）
- 三 階段（その踊場を含む。以下同じ。）
- 四 傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）
- 五 エレベーターその他の昇降機
- 六 便所
- 七 ホテル又は旅館の客室
- 八 敷地内の通路
- 九 駐車場
- 十 その他国土交通省令で定める施設

**（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）**

**第七条** 法第二条第二十二号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第二十二号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

- 一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号の延べ面積をいう。第二十六条において同じ。）が一万平方メートルを超える建築物
- 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含み、市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあつては、卸売市場に係る部分に限る。）の規定又は同法以外の法律若しくはこれに基づく命令若しくは条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

**（基準適合性審査を行うべき許可、認可その他の処分に係る法令の規定等）**

**第八条** 法第九条第一項の法令の規定で政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。

- 一 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項、第九条第一項（同法第十二条第四項において準用する場合を含む。）、第十条第一項、第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項及び第二項並びに全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第九条第一項
- 二 軌道法（大正十年法律第七十六号）第五条第一項及び第十条並びに軌道法施行令（昭和二十八年政令第二百五十八号）第六条第一項本文
- 三 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第三条及び第十一条第一項

2 法第九条第二項の法令の規定で政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。

- 一 鉄道事業法第九条第三項（同法第十二条第四項において準用する場合を含む。）及び第十二条第二項
- 二 軌道法施行令第六条第一項ただし書
- 三 自動車ターミナル法第十一条第三項

**（基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模）**

**第九条** 法第十四条第一項の政令で定める規模は、床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあつては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積。次条第二項において同じ。）の合計二千平方メートル（第五条第十八号に掲げる公衆便所（次条第二項において「公衆便所」という。）にあつては、五十平方メートル）とする。

**（建築物移動等円滑化基準）**

**第十条** 法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（次項に規定する特別特定建築物に係るものを除く。）は、次条から第二十四条までに定めるところによる。

2 法第十四条第三項の規定により地方公共団体が条例で同条第一項の建築の規模を床面積の合計五百平方メートル未満で定めた場合における床面積の合計が五百平方メートル未満の当該建築に係る特別特定建築物（公衆便所を除き、同条第三項の条例で定める特定建築物を含む。第二十五条において「条例対象小規模特別特定建築物」という。）についての法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、第十九条及び第二十五条に定めるところによる。

**（廊下等）**

**第十一条** 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならぬ

- 一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 二 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

**（階段）**

**第十二条** 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならぬ。

- 一 踊場を除き、手すりを設けること。
- 二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 三 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
- 四 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- 五 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
- 六 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。

**（階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路）**

**第十三条** 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものでなければならぬ。

- 一 勾こう配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
- 二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 三 その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。
- 四 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

**（便所）**

**第十四条** 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、次に掲げるものでなければならぬ。

- 一 便所内に、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房（以下「車椅子使用者用便房」という。）を一以上設けること。
  - 二 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上設けること。
- 2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち一以上に、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない。

**（ホテル又は旅館の客室）**

**第十五条** ホテル又は旅館には、客室の総数が五十以上の場合、車椅子使用者が円滑に利用できる客室（以下「車椅子使用者用客室」という。）を客室の総数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上設けなければならない。

2 車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所（車椅子使用者用便房が設けられたものに限る。）が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。

- イ 便所内に車椅子使用者用便房を設けること。
- ロ 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。
  - (1) 幅は、八十センチメートル以上とすること。
  - (2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- 二 浴室又はシャワー室（以下この号において「浴室等」という。）は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等（次に掲げるものに限る。）が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。
  - イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造であること。
  - ロ 出入口は、前号ロに掲げるものであること。

#### （敷地内の通路）

**第十六条** 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 二 段がある部分は、次に掲げるものであること。
  - イ 手すりを設けること。
  - ロ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
  - ハ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- 三 傾斜路は、次に掲げるものであること。
  - イ 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
  - ロ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

#### （駐車場）

**第十七条** 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を一以上設けなければならない。

- 2 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。
  - 一 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。
  - 二 次条第一項第三号に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

#### （移動等円滑化経路）

**第十八条** 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち一以上（第四号に掲げる場合にあっては、その全て）を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下この条及び第二十五条第一項において「移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。

- 一 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路（直接地上へ通ずる出入口のある階（以下この条において「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）
- 二 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路
- 三 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路
- 四 建築物が公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）
- 2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。
  - 一 当該移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
  - 二 当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。

- イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。
  - ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- 三 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、第十一条の規定によるほか、次に掲げるものであること。
- イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。
  - ロ 五十メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。
  - ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- 四 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、第十三条の規定によるほか、次に掲げるものであること。
- イ 幅は、階段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、階段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。
  - ロ 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。
  - ハ 高さが七十五センチメートルを超えるものにあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。
- 五 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーター（次号に規定するものを除く。以下この号において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。
- イ 籠（人を乗せ昇降する部分をいう。以下この号において同じ。）は、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。
  - ロ 籠及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。
  - ハ 籠の奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。
  - ニ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、百五十センチメートル以上とすること。
  - ホ 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
  - ヘ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
  - ト 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。
  - チ 不特定かつ多数の者が利用する建築物（床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物に限る。）の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあつては、イからハまで、ホ及びヘに定めるもののほか、次に掲げるものであること。
    - (1) 籠の幅は、百四十センチメートル以上とすること。
    - (2) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。
  - リ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあつては、イからチまでに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
    - (1) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
    - (2) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
    - (3) 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
- 六 当該移動等円滑化経路を構成する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造とすること。
- 七 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、第十六条の規定によるほか、次に掲げるものであること。
- イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。
  - ロ 五十メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。
  - ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
  - ニ 傾斜路は、次に掲げるものであること。
    - (1) 幅は、段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。

(2) 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。

(3) 高さが七十五センチメートルを超えるもの（勾配が二十分の一を超えるものに限る。）にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

3 第一項第一号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第七号の規定によることが困難である場合における前二項の規定の適用については、第一項第一号中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

#### (標識)

**第十九条** 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。

#### (案内設備)

**第二十条** 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

2 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。

3 案内所を設ける場合には、前二項の規定は適用しない。

#### (案内設備までの経路)

**第二十一条** 道等から前条第二項の規定による設備又は同条第三項の規定による案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち一以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下この条において「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

2 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

一 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大ききことにより容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。

二 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。

イ 車路に近接する部分

ロ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。）

#### (増築等に関する適用範囲)

**第二十二条** 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。第一号において「増築等」という。）をする場合には、第十一条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

一 当該増築等に係る部分

二 道等から前号に掲げる部分にある利用居室までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

三 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所

四 第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から車椅子利用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

五 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場

六 車椅子利用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

#### (公立小学校等に関する読替え)

**第二十三条** 公立小学校等についての第十一条から第十四条まで、第十六条、第十七条第一項、第十八条第一項及び前条

の規定（次条において「読替え対象規定」という。）の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、前条中「特別特定建築物」とあるのは「第五条第一号に規定する公立小学校等」とする。

#### （条例で定める特定建築物に関する読替え）

**第二十四条** 法第十四条第三項の規定により特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加した場合における読替え対象規定の適用については、読替え対象規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、第二十二条中「特別特定建築物」とあるのは「法第十四条第三項の条例で定める特定建築物」とする。

#### （条例対象小規模特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準）

**第二十五条** 条例対象小規模特別特定建築物の移動等円滑化経路については、第十八条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「次に」とあるのは「第一号又は第四号に」と、同条第二項第三号中「第十一条の規定によるほか、」とあるのは「第十一条各号及び」と、同号イ及び第七号イ中「百二十センチメートル」とあり、同項第四号イ中「階段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、階段に併設するものにあつては九十センチメートル」とあり、並びに同項第七号二（１）中「段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあつては九十センチメートル」とあるのは「九十センチメートル」と、同項第四号中「第十三条の規定によるほか、」とあるのは「第十三条各号及び」と、同項第七号中「第十六条の規定によるほか、」とあるのは「第十六条各号及び」と読み替えるものとする。

- 2 建築物の増築又は改築（用途の変更をして条例対象小規模特別特定建築物にすることを含む。以下この項において「増築等」という。）をする場合には、第十九条及び前項の規定は、当該増築等に係る部分（当該部分に道等に接する出入口がある場合に限る。）に限り、適用する。
- 3 条例対象小規模特別特定建築物のうち次に掲げるものについての第一項において読み替えて準用する第十八条の規定の適用については、同条第一項第一号中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

- 一 公立小学校等
- 二 法第十四条第三項の条例で定める特定建築物

#### （認定特定建築物等の容積率の特例）

**第二十六条** 法第十九条（法第二十二條の二第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める床面積は、認定特定建築物又は認定協定建築物の延べ面積の十分の一を限度として、当該認定特定建築物の建築物特定施設又は当該認定協定建築物の協定建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものとする。

#### （移動等円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのある行為）

**第二十七条** 法第二十四条の六第一項の政令で定める行為は、次に掲げるもの（法第二十八条第一項の公共交通特定事業又は法第三十一条第一項の道路特定事業の施行として行うものを除く。）とする。

- 一 生活関連施設である旅客施設（以下この条において「生活関連旅客施設」という。）の建設又は改良であつて、当該生活関連旅客施設における車両等の乗降口と次のイ若しくはロに掲げる施設で当該生活関連旅客施設に隣接するものとの間の経路又は高齢者、障害者等の円滑な利用に適するものとして国土交通省令で定める経路を構成する出入口の新設又は構造若しくは配置の変更を伴うもの
  - イ 他の生活関連旅客施設
  - ロ 生活関連経路を構成する一般交通用施設（移動等円滑化の促進の必要性その他の事情を勘案して国土交通省令で定めるものに限る。）
- 二 生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、次のイ又はロに掲げる施設で当該道路に接するものが高齢者、障害者等による円滑な利用を確保するため必要があると認めるとして市町村が国土交通省令で定めるところにより指定する部分の新設、改築又は修繕
  - イ 生活関連旅客施設
  - ロ 生活関連経路を構成する一般交通用施設（移動等円滑化の促進の必要性その他の事情を勘案して国土交通省令で定めるものに限る。）

#### （道路管理者の権限の代行）

**第二十八条** 法第三十二条第五項の規定により市町村が道路管理者に代わつて行う権限（第四項において「市町村が代行する権限」という。）は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項第四号、第二十号、第二十一号（道路法第四十六条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による通行の禁止又は制限に係る部分に限る。第

三項において同じ。)、第三十八号、第三十九号、第四十一号、第四十二号及び第四十七号(道路法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。)に掲げるもののうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。

- 2 市町村は、前項の規定による協議が成立したときは、遅滞なく、その内容を公示しなければならない。
- 3 市町村は、法第三十二条第五項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第二十号又は第二十一号に掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。
- 4 市町村が代行する権限は、法第三十二条第四項の規定に基づき公示された工事の開始の日から同項の規定に基づき公示された当該工事の完了の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第四十一号及び第四十二号に掲げる権限については、当該完了の日後においても行うことができる。

#### (保留地において生活関連施設等を設置する者)

**第二十九条** 法第三十九条第一項の政令で定める者は、国(国の全額出資に係る法人を含む。)又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人とする。

#### (生活関連施設等の用地として処分された保留地の対価に相当する金額の交付基準)

**第三十条** 法第三十九条第三項の規定により交付すべき額は、処分された保留地の対価に相当する金額を土地区画整理事業の施行前の宅地の価額の総額で除して得た数値を土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第四項の規定による公告があった日における従前の宅地又はその宅地について存した地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、若しくは収益することができる権利の土地区画整理事業の施行前の価額に乗じて得た額とする。

#### (報告及び立入検査)

**第三十一条** 所管行政庁は、法第五十三条第三項の規定により、法第十四条第一項の政令で定める規模(同条第三項の条例で別に定める規模があるときは、当該別に定める規模。以下この項において同じ。)以上の特別特定建築物(同条第三項の条例で定める特定建築物を含む。以下この項において同じ。)の建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。)若しくは維持保全をする建築主等に対し、当該特別特定建築物につき、当該特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準(同条第三項の条例で付加した事項を含む。次項において同じ。)への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、同条第一項の政令で定める規模以上の特別特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、当該特別特定建築物の建築物特定施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第五十三条第三項の規定により、法第三十五条第一項の規定に基づき建築物特定事業を実施すべき建築主等に対し、当該建築物特定事業が実施されるべき特定建築物につき、当該特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、当該特定建築物の建築物特定施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

#### 附 則 抄

##### (施行期日)

**第一条** この政令は、法の施行の日(平成十八年十二月二十日)から施行する。

#### (高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令及び高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令の廃止)

**第二条** 次に掲げる政令は、廃止する。

- 一 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令(平成六年政令第三百十一号)
- 二 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令(平成十二年政令第四百四十三号)

#### (高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令の廃止に伴う経過措置)

**第三条** この政令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、第五条第十九号、第九条、第十四条、第十五条、第十八条第一項第四号及び第十九条から第二十一条までの規定は適用せず、なお従前の例による。

#### (類似の用途)

**第四条** 法附則第四条第三項の政令で指定する類似の用途は、当該特別特定建築物が次の各号のいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該各号に掲げる他の用途とする。

- 一 病院又は診療所(患者の収容施設があるものに限る。)
- 二 劇場、映画館又は演芸場
- 三 集会場又は公会堂

- 四 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 五 ホテル又は旅館
- 六 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）
- 七 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 八 博物館、美術館又は図書館

**附 則（平成一九年三月二二日政令第五五号） 抄**

**（施行期日）**

**第一条** この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

**（罰則の適用に関する経過措置）**

**第三条** この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則（平成一九年八月三日政令第二三五号） 抄**

**（施行期日）**

**第一条** この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

**（罰則に関する経過措置）**

**第四十一条** この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則（平成一九年九月二〇日政令第二九二号）**

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則（平成一九年九月二五日政令第三〇四号）**

**（施行期日）**

1 この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年九月二十八日）から施行する。

**（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）**

2 この政令の施行前に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第三十二条第二項において読み替えて準用する同法第三十一条第六項の規定により公表された道路特定事業計画に基づき市町村（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十七条第一項の指定市を除く。）が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第二十七号に規定する道路特定事業（以下この項において単に「道路特定事業」という。）を実施する場合における同法第三十二条第五項の規定による権限の行使については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第二十八条の規定にかかわらず、当該道路特定事業計画に定められた道路特定事業の実施予定期間内に限り、なお従前の例による。

**附 則（平成二六年五月二八日政令第一八七号） 抄**

**（施行期日）**

**第一条** この政令は、道路法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十六年五月三十日）から施行する。

**附 則（平成二七年一月二三日政令第二一号） 抄**

**（施行期日）**

**第一条** この政令は、道路法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

**附 則（平成二八年三月三一日政令第一八二号） 抄**

**（施行期日）**

**第一条** この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

**附 則（平成三〇年九月二八日政令第二八〇号） 抄**

**（施行期日）**

**第一条** この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年九月三十日）から施行する。

**附 則（平成三〇年一〇月一九日政令第二九八号） 抄**

**（施行期日）**

1 この政令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十二号）の施行の日（平成三十年十一月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十四条（見出しを含む。）の改正規定及び附則第三項の規定 平成三十一年四月一日

二 第十五条の改正規定（同条第一項中「一以上」を「客室の総数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上」に改める部分に限る。）及び次項の規定 平成三十一年九月一日



**(経過措置)**

2 この政令による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十五条第一項の規定は、前項第二号に掲げる規定の施行後に着手する建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この項において同じ。）及び当該建築をした特別特定建築物の維持について適用し、同号に掲げる規定の施行前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例による。

**附 則 （令和二年一〇月二日政令第三〇二号） 抄**

**(施行期日)**

**第一条** この政令は、令和三年四月一日から施行する。

**(経過措置)**

**第二条** この政令の施行の際現に工事中の公立小学校等（この政令による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第五条第一号に規定する公立小学校等をいい、この政令の施行の日の前日において高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十四条第三項の条例で定める特定建築物であったものを除く。）の建築又は修繕若しくは模様替及び当該建築又は修繕若しくは模様替をした当該公立小学校等の維持については、同条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

**附 則 （令和二年十一月二〇日政令第三二九号） 抄**

**(施行期日)**

**第一条** この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十一月二十五日）から施行する。

**附 則 （令和二年一二月九日政令第三四五号） 抄**

**(施行期日)**

1 この政令は、令和三年十月一日から施行する。

**附 則 （令和三年九月二四日政令第二六一号） 抄**

**(施行期日)**

**第一条** この政令は、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年九月二十五日）から施行する。

## (5)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律関連省令・告示

### ①省令第 113 号

#### 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第 19 条に規定する標識に関する省令

平成 18 年 12 月 15 日

平成 18 年国土交通省令第 113 号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第十九条の規定に基づき、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十九条に規定する標識に関する省令を次のように定める。

- 1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十九条に規定する標識は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設けなければならない。
- 2 前項の標識は、当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本工業規格 Z 八二一〇に定められているときは、これに適合するもの）でなければならない。

附 則

この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

### ②告示第 1413 号

#### 特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件

平成 12 年 5 月 31 日

建設省告示第 1413 号

改正 平成 28 年 4 月 25 日

国土交通省告示第 707 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百九条の三第二項第一号及び第二号の規定に基づき、特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を次のように定める。

第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百九条の三第二項第一号に掲げる規定を適用しない特殊な構造又は使用形態のエレベーターは、次の各号に掲げるエレベーターの種類に応じ、それぞれ当該各号に定める構造方法を用いるものとする。ただし、第七号から第十号までに掲げるエレベーターにあっては第一号から第六号までの規定、非常用エレベーターにあっては第一号、第二号及び第四号から第十号までの規定は、それぞれ適用しない。

一～八 省略

九 車いすに座ったまま使用するエレベーターで、かごの定格速度が十五メートル以下で、かつ、その床面積が二・二五平方メートル以下のものであって、昇降行程が四メートル以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの 令第二百九条の七第五号の規定によるほか、次に定める構造とすること。

イ かごは、次に定める構造とすること。ただし、昇降行程が一メートル以下のエレベーターで手すりを設けたものにあっては、この限りでない。

(1) 次に掲げるエレベーターの種類に応じ、それぞれ次に定めるものとする。

i かごの昇降の操作をかご内の人が行うことができない一人乗りのエレベーター出入口の部分を除き、高さ六十五センチメートル以上の丈夫な壁又は囲いを設けていること。ただし、昇降路の側壁その他のものに挟まれるおそれのない部分に面するかごの部分で、かごの床から七センチメートル（出入口の幅が八センチメートル以下の場合にあっては、六センチメートル）以上の立ち上がりを設け、かつ、高さ六十五センチメートル以上の丈夫な手すりを設けた部分にあっては、この限りでない。

ii i 以外のエレベーター 出入口の部分を除き、高さ一メートル以上の丈夫な壁又は囲いを設けていること。ただし、昇降路の側壁その他のものに挟まれるおそれのない部分に面するかごの部分で、かごの床から高さ十五センチメートル以上の立ち上がりを設け、かつ、高さ一メートル以上の丈夫な手すりを設けた部分にあっては、この限りでない。

(2) 出入口には、戸又は可動式の手すりを設けること。

(3) 用途、積載量（キログラムで表した重量とする。）及び最大定員（積載荷重を平成十二年建設省告示第千四百十五号第五号に定める数値とし、重力加速度を九・八メートル毎秒毎秒とし、一人当たりの体重を六十五キログラム、車いすの重さを百十キログラムとして計算した定員をいう。）並びに一人乗りのエレベーター

にあつては車いすに座ったまま使用する一人乗りのものであることを明示した標識をかご内の見やすい場所に掲示すること。

□ 昇降路は、次に定める構造とすること。

- (1) 高さ一・八メートル以上の丈夫な壁又は囲い及び出入口の戸又は可動式の手すりを設けること。ただし、かごの底と当該壁若しくは囲い又は床との間に人又は物が挟まれるおそれがある場合において、かごの下にスカートガードその他これに類するものを設けるか、又は強く挟まれた場合にかごの昇降を停止する装置を設けた場合にあつては、この限りでない。
- (2) 出入口の床先とかごの床先との水平距離は、四センチメートル以下とすること。
- (3) 釣合おもりを設ける場合にあつては、人又は物が釣合おもりに触れないよう壁又は囲いを設けること。
- (4) かご内の人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突しないものとする。

ハ 制御器は、昇降行程が一・〇メートルを超えるものにあつては、かご及び昇降路のすべての戸又は可動式の手すりが閉じていなければかごを昇降させることができないものとする。

二 次に掲げる安全装置を設けること。

- (1) かごが折りたたみ式のもので動力を使用してかごを開閉するものにあつては、次に掲げる装置
  - i 鍵を用いなければかごの開閉ができない装置
  - ii 開閉中のかごに人又は物が挟まれた場合にかごの開閉を制止する装置
  - iii かごの上に人がいる場合又は物がある場合にかごを折りたたむことができない装置
- (2) かごが着脱式のものにあつては、かごとレールが確実に取り付けられていなければかごを昇降させることができない装置
- (3) 住戸内のみを昇降するもの以外のものにあつては、積載荷重を著しく超えた場合において警報を発し、かつ、かごを昇降させることができない装置又は鍵を用いなければ、かごの昇降ができない装置

十 省略

第二 省略

### ③告示第 1417 号

#### 通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた踏段の定格速度を定める件

平成 12 年 5 月 31 日

建設省告示第 1417 号

第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百九条の十二第一項第一号に規定する人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造は、次のとおりとする。ただし、車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合に二枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を三十メートル以下とし、かつ、二枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたものにあつては、第一号及び第二号の規定は適用しない。

一 踏段側部とスカートガードのすき間は、五ミリメートル以下とすること。

二 踏段と踏段のすき間は、五ミリメートル以下とすること。

三 エスカレーターの手すりの上端部の外側とこれに近接して交差する建築物の天井、はりその他これに類する部分又は他のエスカレーターの下面（以下「交差部」という。）の水平距離が五十センチメートル以下の部分にあつては、保護板を次のように設けること。

イ 交差部の下面に設けること。

□ 端は厚さ六ミリメートル以上の角がないものとし、エスカレーターの手すりの上端部から鉛直に二十センチメートル以下の高さまで届く長さの構造とすること。

ハ 交差部のエスカレーターに面した側と段差が生じないこと。

第二 令第二百九条の十二第一項第五号に規定するエスカレーターの勾配に応じた踏段の定格速度は、次の各号に掲げる勾配の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める速度とする。

一 勾配が八度以下のもの 五十メートル

二 勾配が八度を超え三十度（踏段が水平でないものにあつては十五度）以下のもの 四十五メートル

附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。

④告示第 1491 号

**高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を視覚障害者に示す方法を定める件**

平成 18 年 12 月 15 日  
国土交通省告示第 1491 号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第二十条第二項に規定する国土交通大臣が定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 文字等の浮き彫り
- 二 音による案内
- 三 点字及び前二号に類するもの

附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

⑤告示第 1492 号

**高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を定める件**

平成 18 年 12 月 15 日  
国土交通省告示第 1492 号

第一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第十八条第二項第六号に規定する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、次に掲げるものとする。

- 一 車いすに座ったまま使用するエレベーターで、かごの定格速度が十五メートル毎分以下で、かつ、その床面積が二・二五平方メートル以下のものであって、昇降行程が四メートル以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの
- 二 車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合に二枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を三十メートル毎分以下とし、かつ、二枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの

第二 令第十八条第二項第六号に規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

- 一 第一第一号に掲げるエレベーターにあっては、次に掲げるものであること。
  - イ 平成十二年建設省告示第千四百十三号第一第九号に規定するものとする。
  - ロ かごの幅は七十センチメートル以上とし、かつ、奥行きは百二十センチメートル以上とすること。
- 八 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあっては、かごの幅及び奥行きが十分に確保されていること。
- 二 第一第二号に掲げるエスカレーターにあっては、平成十二年建設省告示第千四百十七号第一ただし書に規定するものであること。

附 則

1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

2 平成十五年国土交通省告示第百七十八号は、廃止する。

附 則（平成二十一年八月四日国土交通省告示第八百五十九号）抄

1 この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。

**⑥告示第 1493 号**

**高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定によりエレベーターのかご内及び乗降ロビーに設ける制御装置を視覚障害者が円滑に操作することができる構造とする方法を定める件**

平成 18 年 12 月 15 日  
国土交通省告示第 1493 号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十八条第二項第五号リ（２）に規定する国土交通大臣が定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 文字等の浮き彫り
- 二 音による案内
- 三 点字及び前二号に類するもの

附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

**⑦告示第 1494 号**

**高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により視覚障害者の利用上支障がないエレベーター及び乗降ロビーを定める件**

平成 18 年 12 月 15 日  
国土交通省告示第 1494 号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十八条第二項第五号リただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、エレベーター及び乗降ロビーが主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合とする。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第百七十七号は、廃止する。

**⑧告示第 1495 号**

**高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車いす使用者用浴室等の構造を定める件**

平成 18 年 12 月 15 日  
国土交通省告示第 1495 号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十五条第二項第二号イに規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

- 一 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。
- 二 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

⑨ 告示第 1496 号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車いす使用者用便所の構造を定める件

平成 18 年 12 月 15 日  
国土交通省告示第 1496 号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十四条第一項第一号に規定する車いす使用者が円滑に利用できるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

- 一 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。
- 二 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第百七十六号は、廃止する。

⑩ 告示第 1497 号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により視覚障害者の利用上支障がない廊下等の部分等を定める件

平成 18 年 12 月 15 日  
国土交通省告示第 1497 号

第一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第十一条第二号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が次の各号のいずれかに該当するものである場合とする。

- 一 勾配が二十分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- 二 高さが十六センチメートルを超えず、かつ、勾配が十二分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- 三 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの

第二 令第十二条第五号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、段がある部分の上端に近接する踊場の部分が第一第三号に定めるもの又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合とする。

第三 令第十三条第四号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が第一各号のいずれかに該当するもの又は傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合とする。

第四 令第二十一条第一項ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、道等から案内設備までの経路が第一第三号に定めるもの又は建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が令第二十一条第二項に定める基準に適合するものである場合とする。

第五 令第二十一条第二項第二号ロに規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分は、第一第一号若しくは第二号に定めるもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等とする。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第百七十五号は、廃止する。

## 2 JIS 規格等

# (1)公共トイレにおける便所内操作部の形状、色、配置及び器具の配置 (JIS S 0026:2007 抜粋)

## 1 適用範囲

この規格は、鉄道駅、公園、集会場、病院、百貨店、事務所などに設置される不特定多数の人が利用する公共トイレ（一般便房及び多機能便房）の腰掛便器の横壁面に、便器洗浄ボタン及び呼出しボタンの両方又はいずれか一つを設置する場合の、操作部（便器洗浄ボタン及び呼出しボタン）の形状、色、並びに操作部及び紙巻器の配置について規定する。

## 2 操作部の形状

便器洗浄ボタンの形状は、丸形（○）とする。呼出しボタンの形状は、便器洗浄ボタンと区別しやすい形状〔例えば、四角形（□）又は三角形（△）〕とする。操作部は、指だけでなく手のひら又は甲でも押しやすい大きさとし、その一例を図1及び図2に示す。

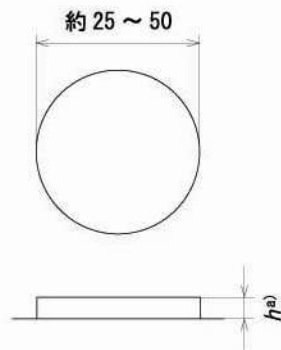


図1 便器洗浄ボタンの例

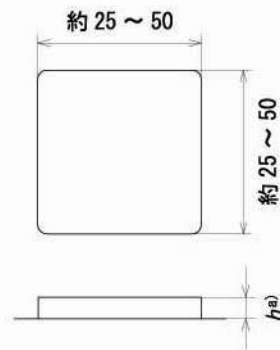


図2 呼出しボタンの例

単位 mm

## 3 操作部の色及びコントラスト

操作部の色及びその周辺色とのコントラストは、次による。

注記 ここでいう周辺とは、操作部が取り付けられている壁面ではなく、器具のボタン部以外をいう。

- ボタンの色 操作部の色は、相互に識別しやすい色の組合せとする。JIS S 0033 に規定する“非常に識別性の高い色の組合せ”から選定することが望ましい。例えば、便器洗浄ボタンの色を無彩色又は寒色系とし、呼出しボタンの色を暖色系とすることが望ましい。
- ボタン色と周辺色とのコントラスト 操作部は、ボタンの色と周辺色とのコントラストを確保する。また、弱視の人及び加齢による黄色変化視界の高齢者も判別しやすいよう、JIS S 0031 を参照し、明度差及び輝度比にも留意する。

## 4 操作部及び紙巻器の配置

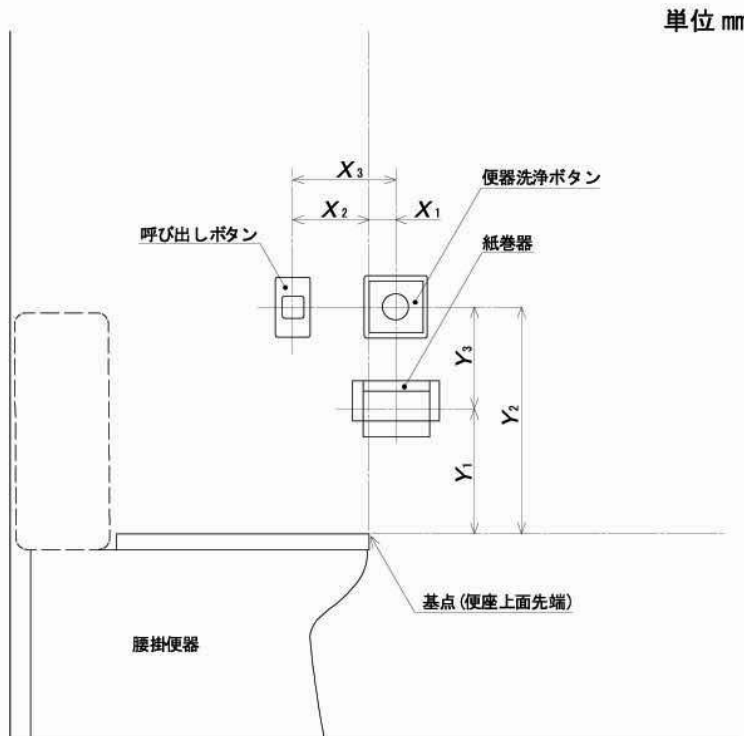
操作部及び紙巻器の配置は、次による。

- 操作部及び紙巻器は、便器座位、立位などの姿勢の違いを含めて多くの利用者が操作可能で、かつ、視覚障害者にも認知しやすい配置とする。
- 操作部及び紙巻器は、腰掛便器の左右どちらかの壁面にまとめて設置する。
- 便器洗浄ボタンは、紙巻器の上方に設置し、呼出しボタンは、便器洗浄ボタンと同じ高さで腰掛便器後方に設置する。
- 操作部及び紙巻器は、表1の条件を満たす位置に設置する。
- 操作部及び紙巻器と同一壁面上に手すり、温水洗浄便座リモコン、手洗器などの器具を併設する場合には、各器具の使用・操作を相互に妨げないように配置する。



- f) 操作部及び紙巻器と同一壁面上に、手すり、温水洗浄便座リモコン、手洗器などの器具を併設又は紙巻器、腰掛便器横壁面の形状などによって、表1の配置及び設置寸法によらない場合であっても、c) の位置関係は、満たすものとする。
- g) 呼出しボタンは、利用者が転倒した姿勢で容易に操作できる位置にも設置することが望ましい。

表1 操作部及び紙巻器の配置及び設置寸法



器具の種類	便座上面先端（基点）からの水平距離	便座上面先端（基点）からの垂直距離	二つの器具間距離
紙巻器	$X_1$ : 便器前方へ 約 0~100	$Y_1$ : 便器上方へ 約 150~400	—
便器洗浄ボタン		$Y_2$ : 便器上方へ 約 400~550	$Y_3$ : 約 100~200 (紙巻器との垂直距離)
呼出しボタン	$X_2$ : 便器後方へ 約 100~200		$X_3$ : 約 200~300 (便器洗浄ボタンとの水平距離)

(2)点字の読み方

あ	い	う	え	お	が	ぎ	ぐ	げ	ご												
か	き	く	け	こ	ざ	じ	ず	ぜ	ぞ												
さ	し	す	せ	そ	だ	ぢ	づ	で	ど												
た	ち	つ	て	と	ば	び	ぶ	べ	ぼ												
な	に	ぬ	ね	の	ぱ	ぴ	ぷ	ぺ	ぽ												
は	ひ	ふ	へ	ほ	きゃ	きゅ	きょ	ぎゃ	ぎゅ	ぎょ											
ま	み	む	め	も	しゃ	しゅ	しょ	じゃ	じゅ	じょ											
や		ゆ		よ	ちゃ	ちゅ	ちょ	ぢゃ	ぢゅ	ぢょ											
ら	り	る	れ	ろ	にゃ	にゅ	にょ	びゃ	びゅ	びょ											
わ		を		ん	ひゃ	ひゅ	ひょ	ぴゃ	ぴゅ	ぴょ											
					みゃ	みゅ	みょ	りゃ	りゅ	りょ											
数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	一	っ	「	」	(	)					
外	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M								
	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z								

### (3)その他の JIS 規格等

- ・ JIS T 0921 (2017) 標識、設備及び機器への点字の適用方法
- ・ JIS A 4301 (1983) エレベーターのかご及び昇降路の寸法
- ・ JEAS C506A (標改 04-04) 車椅子兼用エレベーターに関する標準
- ・ JEAS 515E (標改 12-12) 視覚障害者兼用エレベーターに関する標準
- ・ JIS Z 8210 (2017) 案内用図記号
- ・ JIS T 0922 (2007) 触知案内図の情報内容及び形状並びにその表示方法
- ・ JIS T 9251 (2014) 視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列
- ・ JIS T 9201 (2016) 手動車椅子
- ・ JIS T 9203 (2016) 電動車椅子



の間、同項 中「2メートル」とあるのは、「1メートル」とする。

**付 則**

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

**付 則**

**( 施行期日 )**

1 この規則は、令和元年9月1日から施行する。ただし、第1条および付則第4項の規定は、公布の日から施行する。

**( 経過措置 )**

2 この規則による改正後の練馬区福祉のまちづくり推進条例施行規則（以下「新規則」という。）第9条第3項第2号および第6号、別表第3、第4号様式、第6号様式ならびに第21号様式（甲）の規定は、この規則の施行の日以後に着手する建築等に係る協議または工事に係る届出について適用し、同日前に着手した建築等に係る協議または工事の届出については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、現に存する特別特定建築物で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）附則第4条第5号に掲げる類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、新規則第9条第3項第2号および第6号ならびに別表第3の規定は適用しない。

4 第1条の規定の施行の際、同条の規定による改正前の練馬区福祉のまちづくり推進条例施行規則第4号様式から第9号様式まで、第20号様式から第21号様式（丙）までおよび第22号様式（乙）で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

**付 則**

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の練馬区福祉のまちづくり推進条例施行規則の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

**付 則**

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の練馬区福祉のまちづくり推進条例施行規則の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。